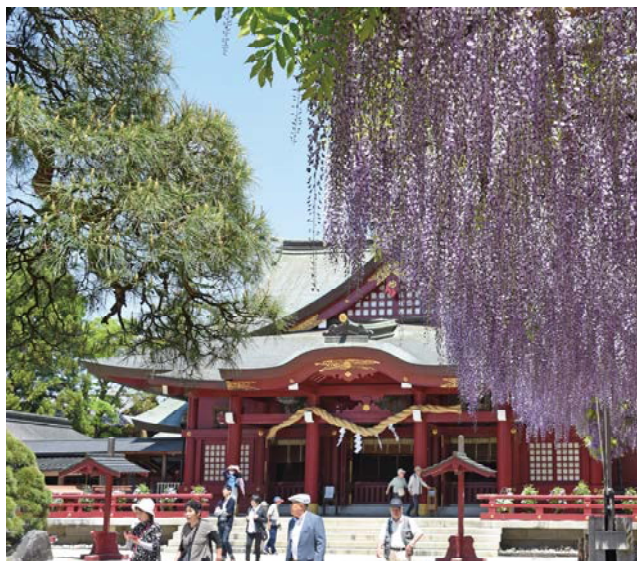


笠間市景観計画

Kasama City Landscape Plan



令和3年3月 笠間市

目 次

第1章 景観計画の策定にあたって

1.1 計画策定の背景と目的.....	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 笠間市景観計画の全体構成.....	3
1.4 景観計画策定に関する基本的な考え方.....	4
1.4.1 景観とは.....	4
1.4.2 景観まちづくりとは.....	5
1.4.3 景観計画とは.....	5

第2章 景観特性の把握

2.1 景観構造の整理.....	6
2.2 笠間市の景観特性の整理.....	7
2.2.1 自然景観.....	7
2.2.2 歴史景観.....	8
2.2.3 文化景観.....	9
2.2.4 産業景観.....	11
2.2.5 暮らしの景観.....	12

第3章 景観上の課題整理

3.1 景観に係る現状と課題.....	19
3.2 景観に関する市民アンケート	20
3.2.1 景観まちづくりに関する市民意識.....	20
3.2.2 過去のまちと比較して景観が悪く変化したと感じているものについて	21
3.2.3 将来的に守り育てていくべき景観について	22
3.2.4 市民が景観阻害要因と認識しているもの.....	23
3.3 笠間市の景観上の課題整理.....	24

第4章 景観形成基本方針

4.1 笠間市の景観まちづくり理念.....	25
4.2 笠間市の景観まちづくり基本方針（景観法第8条第3項）	26
4.3 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）	27

第5章 地区別景観形成方針

5.1 地区別景観形成方針の考え方	28
5.2 景観まちづくり基本方針との関係	29
5.3 地区別の特性と景観形成方針	31
5.3.1 自然景観地区	31
5.3.2 歴史景観地区	36
5.3.3 文化景観地区	42
5.3.4 産業景観地区	47
5.3.5 暮らし景観地区	52

第6章 景観づくりに向けた施策

6.1 良好な景観形成のための施策	59
6.2 景観の保全・誘導に関する施策	60
6.2.1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項（景観法第8条第2項第3号）	60
6.2.2 景観形成重点地区の指定に関する事項	62
6.2.3 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項	65
6.2.4 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）	66
6.3 景観阻害要因の改善に関する施策	81
6.3.1 空家・空店舗及び空地に関する事項	81
6.3.2 耕作放棄地に関する事項	83
6.3.3 太陽光発電施設に関する事項	85

第7章 今後の推進体制

7.1 景観まちづくりの推進体制	88
7.1.1 役割と推進体制	88
7.2 景観まちづくり推進手法	91
7.2.1 景観に対する市民意識の向上	92
7.2.2 市民の自発的な景観まちづくり	93
7.2.3 景観まちづくりの推進体制や仕組みの構築	94
7.2.4 公共施設整備における先導的役割	95

参考資料

・ 景観計画策定体制	101
・ 策定経緯	103

第1章 景観計画の策定にあたって

1.1 計画策定の背景と目的

笠間市では、笠間稲荷神社や愛宕神社等の社殿にみられる歴史的景観や、筑波山系等の山並みに囲まれた盆地等の地形特性による眺望景観、農業や石材業等の営みによって形作られた田園や里山、石材採掘地等の産業景観、笠間焼や石材から始まって広がりのあるさまざまな文化、そしてこれらの地域特性に基づいて作られてきた個性的な建築物や工作物等が観光拠点となり、本市のまち並みとして存在しています。

これらの地域固有の素材を美しく保ち、高め、新たに創造していくことにより、本市の魅力向上や地域活性化につなげていくことが大切です。

このような特徴ある景観資源等を保全・活用したまちづくりの重要性や必要性については、笠間市第2次総合計画をはじめとした、さまざまな上位・関連計画に位置づけられています。

本市では、景観法※に基づき、笠間市全体での良好な景観の形成に関する統一かつ基本的な考え方を定め、総合的な景観形成を図るため、「笠間市景観計画」を策定します。

さらに、笠間市立地適正化計画との連携を図り、笠間市第2次総合計画における集約と連携の観点を踏まえ、各種拠点については景観整備によって地域の魅力を高めることで、人や産業等の集積を促進します。また、居住誘導区域※等に含まれない地域については、景観計画の策定により、良好な景観の保全と住環境の維持といった観点から補完することで、本市の総合的なまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

※景観法 …都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するための法律。2004年（平成16年）公布。

※居住誘導区域 …立地適正化計画において、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。

1.2 計画の位置づけ

「笠間市景観計画」（以降「本計画」という。）は、上位計画である「笠間市第2次総合計画（平成29年3月）」に即して、景観法に基づく法定計画として定めるもので、本市の景観形成に関する総合的な施策及び、行政、市民、事業者、に共通する協働の指針として位置づけます。

本計画策定後は、景観まちづくりのルール、まち並みの景観コントロール、景観まちづくり活動、その他景観関連事業等の景観形成に関することは、この指針に沿って進めていきます。

また、景観形成をより強力に推進していくため、景観法や本計画に加えて、「笠間市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合や都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法等の景観形成に係わる法律と連携を図ります。

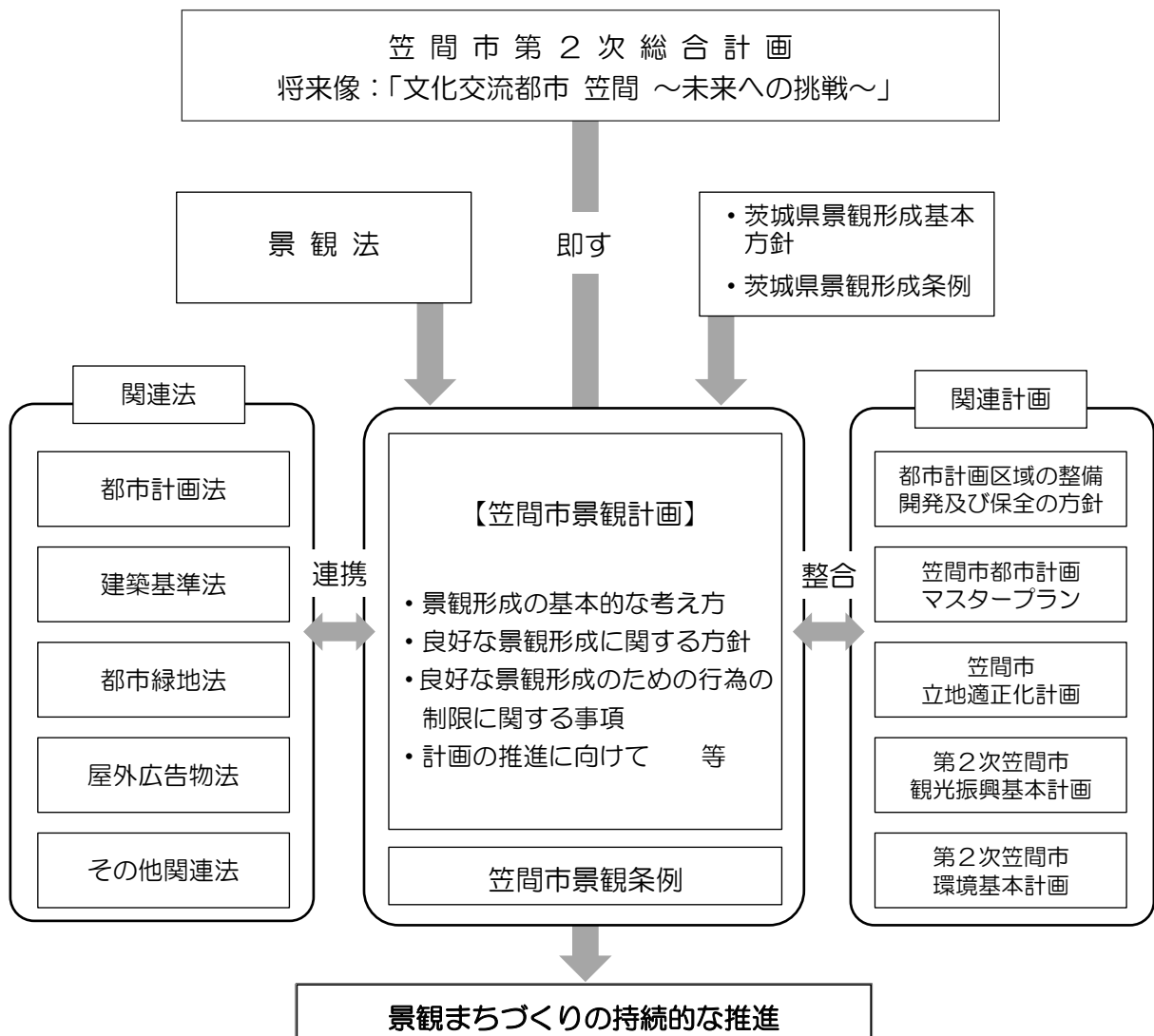


図 1-1 本計画の位置づけ

1.3 笠間市景観計画の全体構成

本計画は、第1章の計画の背景や目的の整理からはじまり、第7章の景観まちづくりの推進体制までを示す全7章で構成されています。

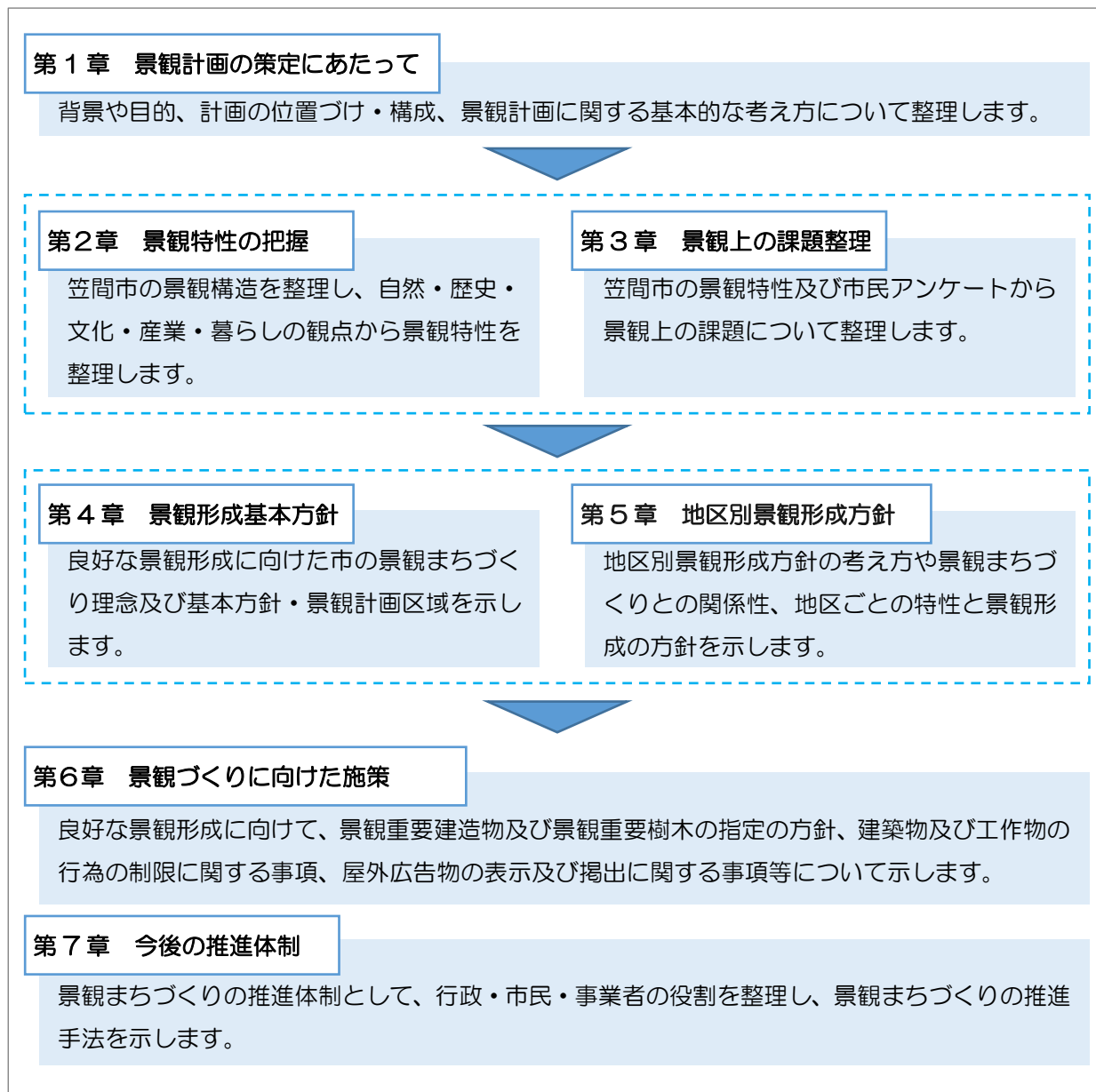


図 1-2 計画の全体構成

1.4 景観計画策定に関する基本的な考え方

1.4.1 景観とは

「景観」とは、私たちをとりまく様々な環境が目に見える形として表れたものを示します。自然界における気候や風土、山や川等の地形的な要素、そこで育まれた植生や生態系、また、人間社会における地域の歴史や文化、人々の生活とともに継承されてきた伝統や生業、暮らしの変化とともに発展してきた都市やまち並み等、そこで暮らす人々の生活が、地域らしさの集積として風景に映し出される背景です。

「景観」は、これらの要素の物理的な眺めである“景”と、それを感じる“観”によって生み出されるものであり、眺めの対象と眺める主体の相互の関係によって成り立つものであると言われています。

「景観」は、美しい風景に対する人々の価値観によって生まれ、公共性のある空間であり、暮らしの豊かさや潤いを感じる観念です。そのため、「景観」は私たちの価値観を反映した共有の財産といえます。

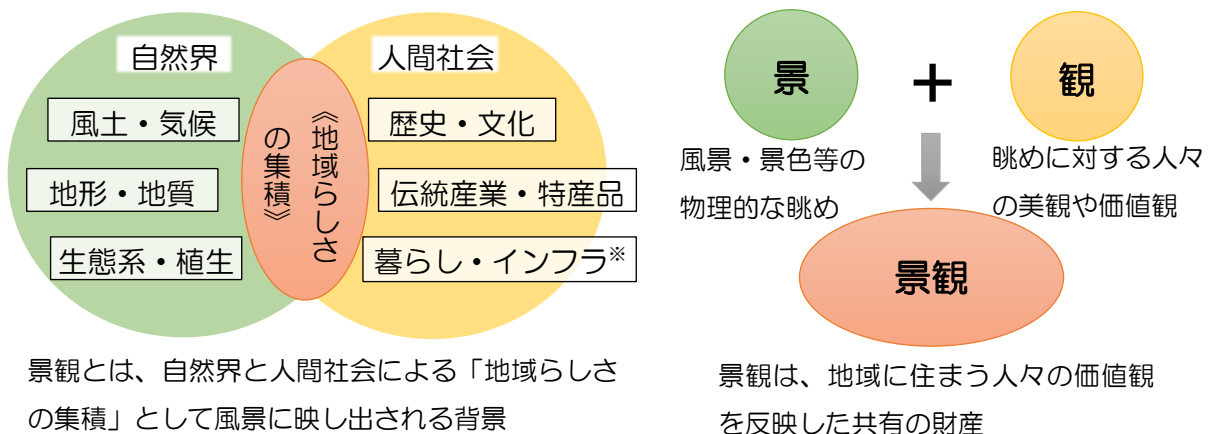


図 1-3「景観」の考え方

※インフラ …インフラストラクチャーの略。道路や鉄道、上下水道、港湾、空港などの公共・公益的な設備や施設。

1.4.2 景観まちづくりとは

本市でも、自分たちのまちの景観の魅力を育み、貴重な資産として次世代に残せるように、地域の景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みが行われています。これを「景観まちづくり」といいます。

「景観まちづくり」は、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに、現代的で美しく魅力的な景観をつくりだす活動も含み、清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献するものです。

良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育むものです。

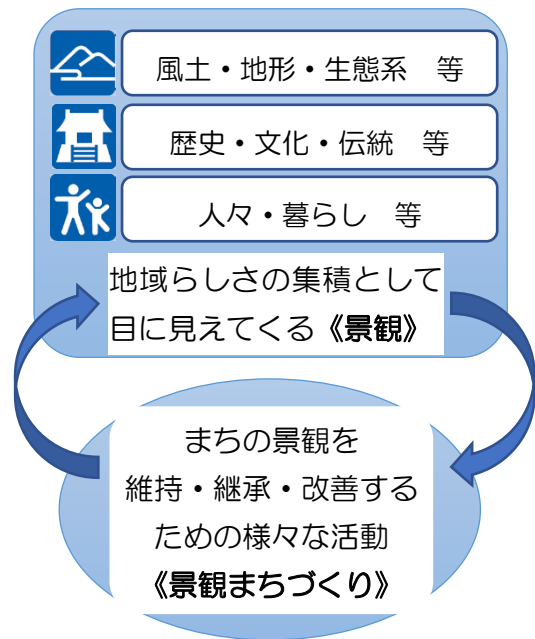


図 1-4 「景観まちづくり」の考え方

1.4.3 景観計画とは

景観計画は、市町村が「景観法」に基づいて都道府県との協議によって「景観行政団体※」となり、地域の特性を踏まえた良好な景観整備に向けて、建築物等の形態・意匠や高さ・壁面位置等のルールを定めることで、届出・勧告を行う制度です。

これにより、市民や来訪者にとって魅力の高いまち並みを形成し、後世に伝承していくものです。



図 1-5 景観計画策定に関する資料

【出典：国土交通省資料】

※景観行政団体 …景観法に基づき、地域の良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う地方公共団体のこと。

第2章 景観特性の把握

2.1 景観構造の整理

本市には愛宕山や湍沼川等が作り出す自然景観や、笠間稲荷神社や愛宕神社等の神社仏閣やその周辺のまち並みのような歴史景観だけでなく、稲田みかげ石や笠間焼のような産業景観や、駅周辺や市街地、沿道・沿線の暮らしの景観等、多様な景観特性を有しています。

これらのことから、より笠間市の特性を活かした整理をするために、「自然景観」「歴史景観」「文化景観」「産業景観」「暮らしの景観」の5つに分類します。

また、景観要素をより詳細に見た場合、規模等の関係からさらに「点」「線」「面」の考え方に分類します。

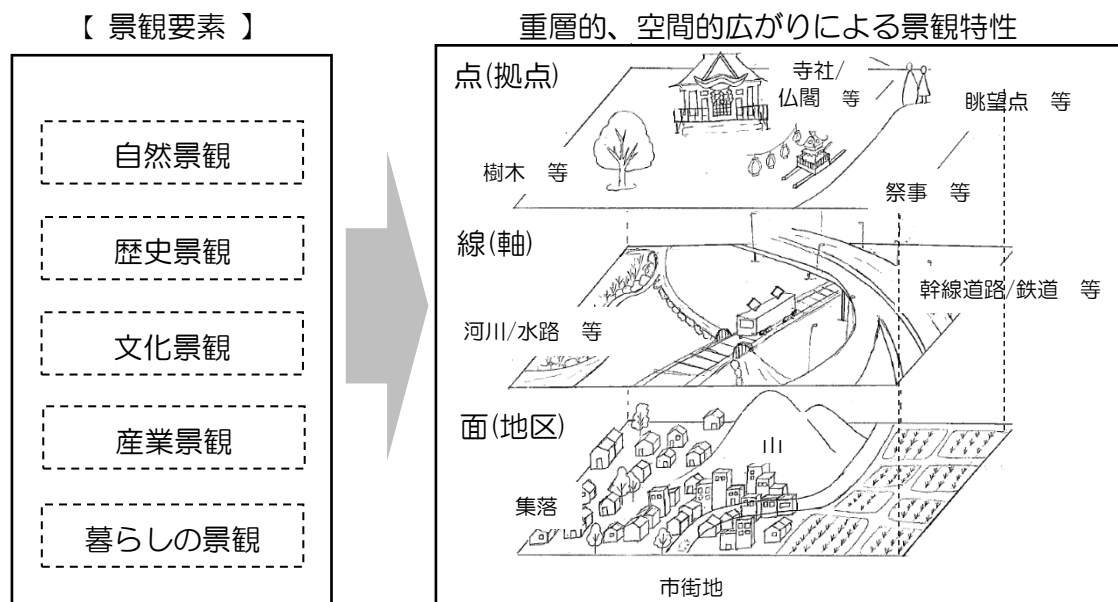


図 2-1 景観構造

2.2 笠間市の景観特性の整理

2.2.1 自然景観

地形的な特徴（山や河川、起伏等）により生み出された景観や、田畑等の自然的土地利用がなされている景観を示します。

● 位置・地勢

- ・市の北西部は国見山や仏頂山等の八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯、南西部は吾国山や愛宕山、難台山等の山地丘陵地帯、中央部は佐白山といった自然環境を有しています。
- ・涸沼川が本地域の中央を北西部から東部にかけて貫流しています。
- ・北西部から南東部にかけておおむね平坦な台地が広がり、市街地や田園地帯が形成されています。
- ・市域全体の約2割が県立自然公園や自然環境保全地域等に位置づけられています。

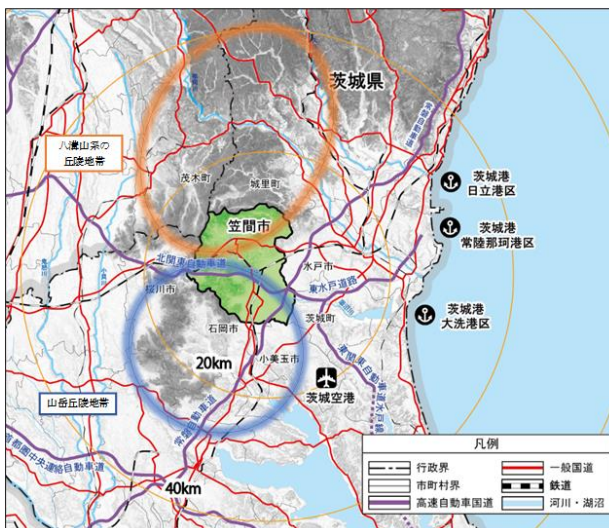


図 2-2 笠間市の地勢図

● 土地利用の状況

- ・都市計画区域内の約8割が山林や農地といった自然的土地利用となっています。
- ・用途地域内でも、約3割が自然的な土地利用となっています。
- ・市域全体の約1割が農業振興地域の農用地区域内であり、優良な農地が広がっています。

● 広域的に関連する位置づけ

- ・市内には「関東ふれあいの道」や「いばらきヘルスロード」等の広域散策ルートに位置づけられた場所があります。
- ・市内の一部は、筑波山地域ジオパーク※に位置づけられており、本市は「筑波・鶏足山塊ゾーン」（吾国山・愛宕山、笠間盆地、稲田・福原）に該当します。

● 眺望・風景

- ・眺望が美しい場所として、第2次笠間市観光振興基本計画に「笠間つつじ公園」が位置づけられています。
- ・上記以外にも、起伏に富んだ地形条件等から多くの眺めの良い場所が存在しています。



佐白山（笠間県立自然公園）



稲田・福原の田園景観



笠間つつじ公園からの眺望

※ジオパーク …地球・大地を表す「ジオ」と公園を表す「パーク」を組み合わせた言葉で、地球を学び、丸ごと楽しむことができる場所。

2.2.2 歴史景観

歴史的な神社仏閣等の建造物や史跡等から成る、本市の歴史的背景が垣間見える景観を示します。

● 歴史的建造物等

「楞嚴寺山門^{りょうごんじ}」、「塙家住宅^{はなぐさ}」、「笠間稻荷神社本殿」等をはじめとした歴史的に重要性の高い資源を多く有しています。

- ・主な国指定重要文化財
楞嚴寺山門^{りょうごんじ}、塙家住宅、笠間稻荷神社本殿他
- ・主な史跡
笠間城跡、穴戸城址土塁、御前塚古墳他
- ・主な建造物
笠間城櫓、穴戸藩陣屋表門（旧穴戸城表門）他

<歴史が垣間見える景観>

【原始～古代】

笠間市内では、石山神遺跡・寺平遺跡^{ぎょうや}・行人遺跡等、1万～1万5000年前の縄文時代前期の遺跡が多数確認されています。

【中世～近世】

《笠間城跡》

佐白山頂付近にある山城跡。笠間氏初代時朝による築城伝承を持ち、中世は笠間氏の居城として、近世は、浅野家や牧野家など笠間藩主の居城として機能していました。茨城県で唯一本格的な石垣が築かれており、土塁や堀などの遺構も残されています。また、廃城後に払い下げられたと思われる櫓や城門が市内に残っています。平成29年4月6日に続日本100名城に選定され、多くの来城者がみられます。

《塙家住宅》

塙家は慶長7年（1602）、秋田実季が穴戸へ転封された時に納戸役として随伴し、後に帰農した旧家であり、代々名主を務めました。安居地区にある塙家住宅は、江戸時代中期頃に建造された分棟型の住居です。これは、沖縄県や鹿児島県などで多く見られ、西日本の太平洋岸に分布しています。茨城県では、内陸である北部・中部に見られ、典型的な分棟型の住居としての価値が認められ、国の重要文化財に指定されています。

【近現代】

昭和9年、現在の旭町に霞ヶ浦海軍航空隊友部分遣隊が置かれ、同13年筑波海軍航空隊として独立しました。

特攻隊の訓練所でもあった貴重な遺構は、映画等のロケ地としても使用されています。



御前塚古墳（泉）



笠間城跡（佐白山中）



塙家住宅（安居）



筑波海軍航空隊記念館（旭町）

2.2.3 文化景観

伝統的な祭事、文化的なイベント等、本市を特徴づける地域固有の文化的背景が垣間見える景観を示します。

● 文化資源

- ・「笠間稲荷神社初詣」「笠間の^{ひまつり}陶炎祭」「笠間の菊まつり」といった、地域資源を活用したイベントが充実しており、多くの来訪者が訪れています。
- ・また、市内随所に芸術と触れあえるスポット（県陶芸美術館、春風萬里荘等）が点在しており、文化景観の一つの要素となっています。

＜笠間市の主な催事・イベント＞

- 4月
 - ・あたご山桜まつり
 - ・笠間つつじまつり
- 5月
 - ・笠間の^{ひまつり}陶炎祭
 - ・鳳台院の^{しゃくなげ}石楠花
- 6月
 - ・グリーンフェスタかさま
- 7月
 - ・祇園祭
- 8月
 - ・十六夜まつり
 - ・笠間のまつり/灯籠流し
- 9月
 - ・かさま新栗まつり
- 10月
 - ・陶芸と栗の里 かさまトレイルラン大会
 - ・笠間浪漫
- 11月
 - ・いばらきストーンフェスティバル
 - ・笠間の菊まつり
- 12月
 - ・悪態まつり
- 1月
 - ・初詣（笠間稲荷神社、出雲大社、愛宕神社等）
 - ・彩初窯市（いろどりはつがまいち）
- 2月
 - ・笠間初午いなり寿司まつり
 - ・節分追儺（ついな）式／節分祭
- 3月
 - ・かさまの陶雛～桃宴～（1～3月）



笠間の^{ひまつり}陶炎祭



笠間の菊まつり



悪態まつり



春風萬里荘

【出典：第2次笠間市観光振興基本計画】

● 日本遺産「かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～」

＜日本遺産とは＞

地域の歴史的な魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として、文化庁が認定する制度です。ストーリーの構成要素となる魅力ある有形・無形の文化財群を総合的に整備・活用し、地域に点在する遺産を「面」として活用し、国内外に戦略的に発信することで、地域活性化を図ることを目的としています。

＜かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～＞

本市では、令和元年度から益子町と共同で「焼き物文化（笠間焼・益子焼）」を中心に捉えたストーリーを作成し、令和2年6月19日に日本遺産に認定されました。

東日本屈指の窯業地「かさましこ」（茨城県笠間市と栃木県益子町）は、窯業や統治者によって古代から同じ文化圏でした。

焼き物づくりは笠間市で始まり益子町に伝わり、笠間市が兄、益子町が弟の関係にあります。自由でおおらかな地域独特の環境が陶芸家を引きつけ、計600人を超える作家が活躍しています。笠間市では「笠間稲荷神社本殿」や「笠間焼発祥に係わる登窯」等、計17件の文化財が日本遺産の構成文化財に位置づけられています。

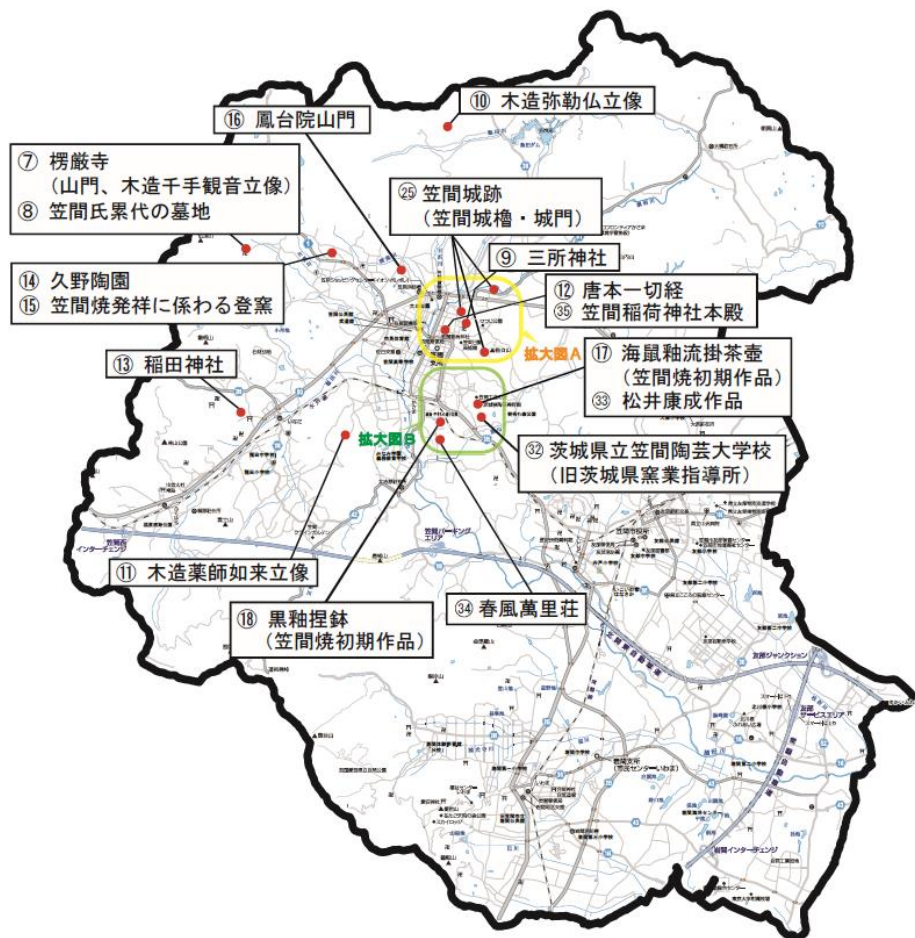


図 2-3 文化財位置図

【出典：「かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～」構成文化財の位置図】

2.2.4 産業景観

工業地等の産業的な土地利用がなされているまち並みや、笠間焼や稲田みかげ石等本市の産業の特徴が垣間見える景観を示します。

● 開発の状況

- 用途地域外での開発許可面積が多く、特に友部市街地近郊に住宅系の開発が集中しています。
- 大規模な工業系の開発として、岩間工業団地及び茨城中央工業団地（笠間地区）が立地しています。



岩間工業団地

● 地場産業

• 笠間焼

平成4年（1992）に、国の伝統的工芸品として指定されたことを契機に更なる笠間焼産地の振興や製品の輸出を図っており、市内には笠間焼を気軽に手に取り楽しめる「ギャラリーロード」や窯元が軒を連ねる「やきもの通り」、陶芸窯、陶芸材料、粘土販売店が並ぶ「陶の小径」があります。



笠間焼

• 稲田みかげ石

ビルの建材用の石材として東京駅や、最高裁判所、日本橋等、日本の歴史的な建築物から墓石まで、幅広く利用されています。日本一とも言われる採掘現場は白く美しくその景観は、まるで壮大な石の屏風のようなのです。



稲田みかげ石（石切山脈）

• 栗

茨城県の銘柄推進産地に指定されており、栽培面積も全国1位（2015年農林業センサス）となっています。

友部、岩間地区には整備された栗園が広がっています。

• 地酒

笠間市は、古来より良質な米と豊富で清らかな伏流水に恵まれ、まさに酒造りには絶好の地であったため、市内各所に酒蔵が点在し、イベント等も開催しています。

2.2.5 暮らしの景観

住宅地のまち並みや集落地、幹線道路とその沿道、駅周辺等暮らしの中の景観を示します。

● 沿道・沿線周辺

- ・市内の幹線道路沿線では商業施設や市街地等のまち並みに加え、山林や農地等の自然と農業が調和した農村集落景観を眺めることができます。



北関東自動車道

● 駅周辺の市街地

- ・各駅前通りを中心として発達してきた商店街や住宅地があり、活気のある景観がみられます。また、友部駅では周辺の道路整備等も進められており、まちの顔としての市街地景観を望めます。



JR 友部駅

● まち並み

- ・住居系土地区画整理事業により、地区計画区域や各市街地の周辺には石井北部・寺崎地区のように良好な住宅地の景観がみられます。



土地区画整理事業区域
(石井北部・寺崎地区)

表 2-1 笠間市の主な景観資源一覧（自然景観）

自然景観				
	1. 愛宕山	2. 佐白山	3. 仏頂山	4. 吾国山
				
	5. 洄沼川	6. 野口池湿原	7. 笠間つつじ公園	8. 佐白山ろく公園
				
	9. 北山公園	10. あたご天狗の森公園	11. 桜（公園、並木道、河川敷、学校等）	12. シャクナゲ（鳳台院）
				
	13. 八重の藤・大藤（笠間稲荷神社）	14. カタクリ群生地（福原地内）	15. スズラン群生地（上郷地内）	16. 片庭ヒメハルゼミ発生地
				
	17. ホタル（駒場地区等）	18. 飯田のそば畑の景観	19. 稲田・福原の田園風景	

表 2-2 笠間市の主な景観資源一覧（歴史景観）

歴史景観				
	1. 笠間稲荷神社 (日本遺産)	2. 稲田神社 (日本遺産)	3. 愛宕神社	4. 常陸国出雲大社
				
	5. 正福寺 (旧佐白観世音寺)	6. 楞嚴寺 (りょうごんじ)	7. 岩谷寺	8. 西念寺 (親鸞聖人)
				
	9. 難台山城跡	10. 館岸城跡	11. 笠間城跡 (日本遺産)	12. 笠間城櫓 (真浄寺の櫓)
				
	13. 大石邸跡	14. 笠間藩校「時習館」跡 (笠間小学校)	15. 筑波海軍航空隊 記念館	16. 塙家住宅
				
	17. 穴戸藩陣屋表門 (旧穴戸城表門)	18. かさま歴史交流 館井筒屋	19. 養福寺	20. 光明寺 【出典：笠間観光協会】
				
	21. 穴戸城址土塁	22. 友部カトリック 教会	23. 笠間氏累代の 墓地 (日本遺産)	24. 木造弥勒仏立像 (日本遺産)
				
	25. 木造薬師如来 立像 (日本遺産)	26. 御前塚古墳		

表 2-3 笠間市の主な景観資源一覧（文化景観・産業景観）

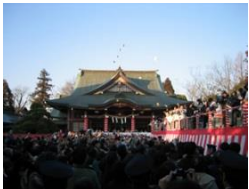
第2章	文化景観				
		1.笠間芸術の森公園	2.笠間工芸の丘	3.茨城県陶芸美術館	4.笠間日動美術館
					
		5.春風萬里荘 (日本遺産)	6.歴史民俗資料館	7.愛宕山の天狗伝説 【出典：笠間観光協会】	8.ETOWA KASAMA
					
		9.合気道の聖地 (合気神社)	10.笠間つつじまつり	11.笠間の陶炎祭	12.笠間の菊まつり
					
		13.悪態まつり	14.六所神社例大祭	15.祇園祭	16.初詣
					
		17.節分 【出典：笠間観光協会】	18.流鏝馬	19.笠間焼発祥に係わる登窯 (日本遺産)	
	産業景観				
		1.笠間焼 【出典：笠間観光協会】	2.稲田みかげ石 (石切山脈)	3.石の百年館	4.笠間クラインガルテン
					
		5.岩間工業団地	6.栗園		

表 2-4 笠間市の主な景観資源の分類

	点（拠点） 景観資源 （景観の核となるもの） ⇒市域を代表する景観資源や 都市景観のランドマーク※ （公園・寺社・史跡・建築物等）	線（軸） 連なりのある 特徴的な景観 ⇒線的な特徴のある景観形成 を有する河川、緑地（斜面 林や谷津）、道路、鉄道等	面（地区） 面的な広がり ある特徴的な景観 ⇒面的な広がりや一体性のある 市街地、集落、田園、山等 土地利用の状況、景観特性 から特徴のある地区
自然	・山頂（愛宕山）等 ・池（野口池）等 ・天然記念物（八重のフジ）等	・稜線（本市を取り囲む山々） ・河川（涸沼川）等 ・「関東ふれあいの道」	・一団の農地、平地、台地、 樹林地（笠間県立自然公園、 カタクリの群生地【福原地内】） 等
歴史	・神社（笠間稲荷神社）等 ・歴史施設（筑波海軍航空隊 記念館）等	・歴史的まち並み（笠間稲荷 門前通り地区）等 ・堀（笠間城跡周辺）	・歴史的まち並み（笠間市街地） 等
文化	・文化施設（歴史民俗資料館）等 ・神社・寺院等の祭礼、祭事 （六所神社例大祭、祇園祭、 悪態まつり、初詣）等	・四季を通して、市内各地で 開催される祭事やイベント等 の連なり	・笠間芸術の森公園周辺 （工芸の丘・県陶芸美術館）
産業	・笠間焼 ・石の百年館 ・酒蔵（地酒）	・地域産業の集積した通り （やきもの通り）等	・工業地（茨城中央工業団地）等 ・岩間友部地区の広がりある栗園
暮らし	・主な公共施設（市庁舎）等 ・交通ターミナル※（友部駅） 等	・幹線道路（国道 355 号）等 ・「いばらきヘルスロード」等	・中心商業地（友部市街地）等 ・土地区画整理事業区域 （石井北部・寺崎地区）等

※ランドマーク …都市景観や田園風景において、目印や象徴となる対象物。

※交通ターミナル …公共交通機関における乗り換えや起点・終点となる場所。

自然景観

●位置・地勢

- ・市の北西部は国見山や仏頂山などの八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯、南西部は吾国山や愛宕山、難台山等の山地丘陵地帯、中央部は佐白山といった自然環境を有している。
- ・涸沼川が、本地域の中央を北西部から東部にかけて貫流している。
- ・北西部から南東部にかけておおむね平坦な台地が広がり、市街地や田園地帯が形成されている。
- ・市域全体の約2割が県立自然公園や自然環境保全地域等に位置づけられている。

●土地利用の状況

- ・都市計画区域内の約8割が山林や農地といった自然的土地利用である。
- ・用途地域内でも、約3割が自然的な土地利用である。
- ・市域全体の約1割が農業振興地域の農用地域内であり、優良な農地が広がっている。

●広域的に関連する位置づけ

- ・市内には「関東ふれあいの道」や「いばらきヘルスロード」等の広域散策ルートに位置づけられた場所がある。
- ・市内の一部は、筑波山地域ジオパークに位置づけられており、本市は「筑波・鶏足山塊ゾーン」に該当する。

●眺望・風景

- ・眺望が美しい場所として、第2次笠間市観光振興基本計画に「笠間つつじ公園」が位置づけられている。
- ・上記以外にも、起伏に富んだ地形条件等から多くの眺めの良い場所が存在している。

歴史景観

●歴史的建造物等

- ・「楞厳寺山門」「塙家住宅」「笠間稲荷神社本殿」等をはじめとした歴史的に重要性の高い資源を多く有している。
- ・主な国指定重要文化財
：楞厳寺山門、塙家住宅、笠間稲荷神社本殿 他
- ・主な史跡
：笠間城跡、穴戸城址土塁、御前塚古墳 他
- ・主な建造物
：笠間城櫓、穴戸藩陣屋表門
(旧穴戸城表門) 他

文化景観

●文化資源

- ・「笠間稲荷神社初詣」「笠間の陶炎祭」「笠間菊まつり」といった地域資源を活用したイベントが充実しており、多くの来訪者が訪れている。
- ・市内随所に芸術と触れあえるスポット(県陶芸美術館、春風萬里荘等)が点在しており、文化景観の一つの要素となっている。

産業景観

●開発の状況

- ・用途地域外での開発許可面積が多い。
- ・特に、友部市街地近郊に住宅系の開発が集中している。
- ・大規模な工業系の開発として、岩間工業団地及び茨城中央工業団地(笠間地区)が立地している。

●地場産業

- ・笠間焼
平成4年(1992)に、国の伝統的工芸品として指定されたのを契機に更なる笠間焼産地の振興や製品の輸出を図っており、市内には笠間焼を気軽に手に取り楽しめるギャラリーロードや窯元が軒を連ねるやきもの通りがある。
- ・稲田みかげ石
ビルなどの建材用の石材から東京駅や最高裁判所、本橋など、日本の歴史的な建築物から墓石まで、幅広く利用されている。日本一とも言われる採掘現場は白く美しくその景観は、まるで壮大な石の屏風のようなものである。
- ・栗
茨城県の銘柄推進産地に指定されており、栽培面積全国1位となっている。
友部、岩間地区には整備された栗園が広がっている。
- ・地酒
笠間市は、古来より良質な米と豊富で清らかな伏流水に恵まれ、まさに酒造りには絶好の地であったため、市内各所に酒蔵が点在し、イベントなども開催している。

暮らしの景観

●沿道・沿線周辺

- ・市内の幹線道路沿線では商業施設や市街地等の街並みに加え、山林や農地等の自然と農業が調和した農村集落景観を眺められる。

●駅周辺の市街地

- ・各駅前通りを中心として発達してきた商店街や住宅地があり、活気のある景観がみられる。
また、友部駅では周辺の道路整備等も進められており、まちの顔としての市街地景観を望める。

●街並み

- ・住居系土地区画整理事業により、地区計画区域や各市街地の周辺には石井北部・寺崎地区のように良好な住宅地の景観がみられる。

凡例

用途地域 (商業・住宅)	● 笠間市の主な景観資源	● 住民意向調査結果からの主要景観資源 (上記の景観資源以外のもの)
用途地域 (工業)	▲ 山	○ 主要な眺望点
高速道路	○ 代表的な眺望方向	○ 関東ふれあいの道・いばらきヘルスロードの一例
幹線道路 (国道・主要地方道・一般県道)	● 自然景観	● 歴史景観
鉄道	● 文化景観	● 産業景観
市街地開発事業	● 暮らしの景観	
地区計画		
都市公園・公共施設緑地		
県立自然公園・自然環境保全地域		
河川・湖沼		



図 2-4 笠間市の主な景観特性図

第3章 景観上の課題整理

3.1 景観に係る現状と課題

本市には「緑豊かな山並み景観」、「農地と集落と丘陵が織りなす田園景観」、「伝統と地場産業が形づくる市街地景観」等、美しい景観が形成されています。

これまで、市民団体等の協力を得ながら、毎年自然観察会や環境フォーラム等の活動により、自然環境保全に関する意識の高揚を図ってきました。また、景観の保全を目的に、景観の阻害要因となる違反広告物の是正等に取り組んでいます。

また、良好な生活環境を形成するためのルールとして、市内7地区に都市計画法に定める地区計画制度を導入しており、そのうち観光交流拠点である笠間稲荷門前通り地区では、市民等が主体となってつくるルールに基づき、魅力あるまち並みの景観形成に向けた地区計画が策定されています。

今後は、市民自らが誇りを持ち、本市の美しい景観を再認識し、滞在者や来訪者が快適に過ごせるよう、観光や農業施策との連携強化を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある景観づくりに向けて保全と活用を図り、その発信に取り組むことが重要となっています。

3.2 景観に関する市民アンケート

景観に関する市民アンケート調査結果から、笠間市で景観計画を策定する上で留意すべき事項について整理を行いました。

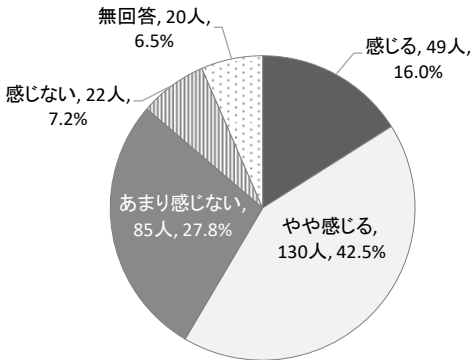
3.2.1 景観まちづくりに関する市民意識

本市の景観に魅力を感じていないとの意見が全体の約 35%（「あまり感じない」、「感じない」の合算）あり、20 歳代以下については回答者の半数以上が「あまり感じない」、「感じない」に回答しています。

また、景観に関するアンケート調査自体の回収率としても約 26%といった状況であり、市民が本市の景観資源の魅力に気付いていない、あまり関心がないといったことが考えられます。

上記から、景観計画の策定及び将来的な景観まちづくりは、市民理解や協力を得ながら進める要素が大きいものであるため、市民の景観まちづくりへの意識醸成や景観に対する啓発といった面で課題があると考えられます。

【問 5「本市の景観は魅力的だと感じますか？」の回答】



【市民アンケートの回答者数】

	回答数	送付者数	回収率
回答総数	306 人	1200 人	25. 5%
笠間地区	102 人	400 人	25. 5%
友部地区	130 人	500 人	26. 0%
岩間地区	70 人	300 人	23. 3%

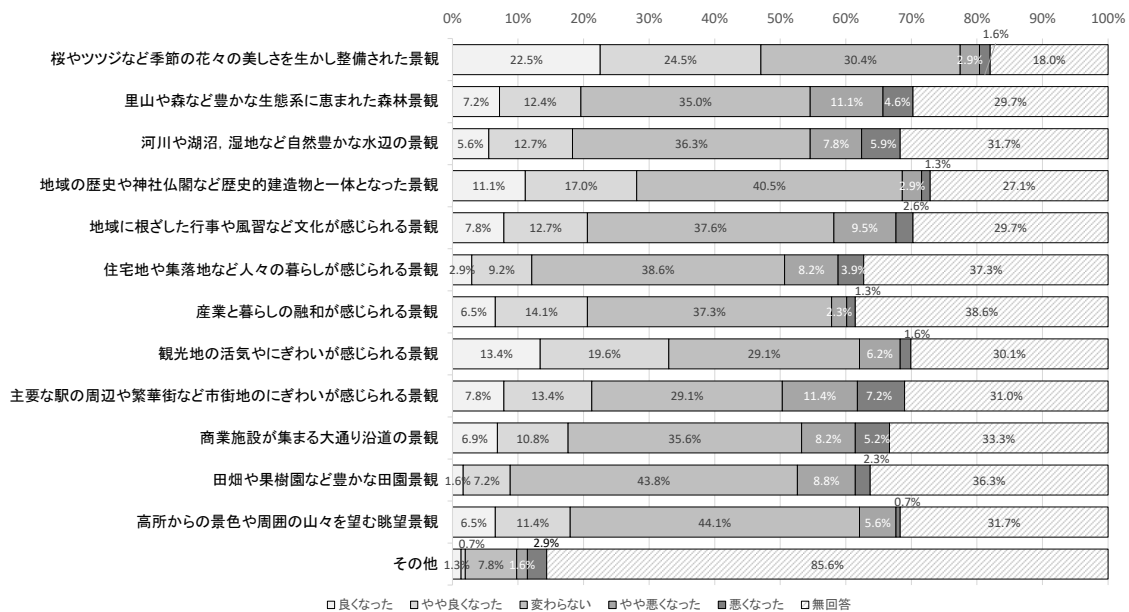
3.2.2 過去のまちと比較して景観が悪く変化したと感じているものについて

全体としては、昔と比べて大きく変化していないとの意見が大勢を占めました。

しかし、悪くなったと感じている意見として、「里山や森等の豊かな生態系に恵まれた森林景観」、「河川や湖沼、湿地等の自然豊かな水辺の景観」といった昔からあった自然景観や「地域に根ざした行事や風習等文化が感じられる景観」「住宅地や集落地等の人々の暮らしが感じられる景観」といった昔の人の営みや文化を感じることでできる景観、「主要な駅の周辺や繁華街等の市街地の賑わいが感じられる景観」、「商業施設が集まる大通り沿道の景観」といった市街地の賑わいや商業施設が集まる沿道景観、「田畑や果樹園等の豊かな田園景観」といった田畑等の広がる農業景観についての意見も多く見られました。

「自然的な景観（原風景）」、「地域の文化や営みの景観」、「市街地や主要な沿道の賑わい景観」、「田畑等の広がる田園（農業）景観」といった景観については、保全・再生、新たな賑わい景観の創出等が課題として考えられます。

【問9「以前と比べて変わったと感じる景観」の回答】

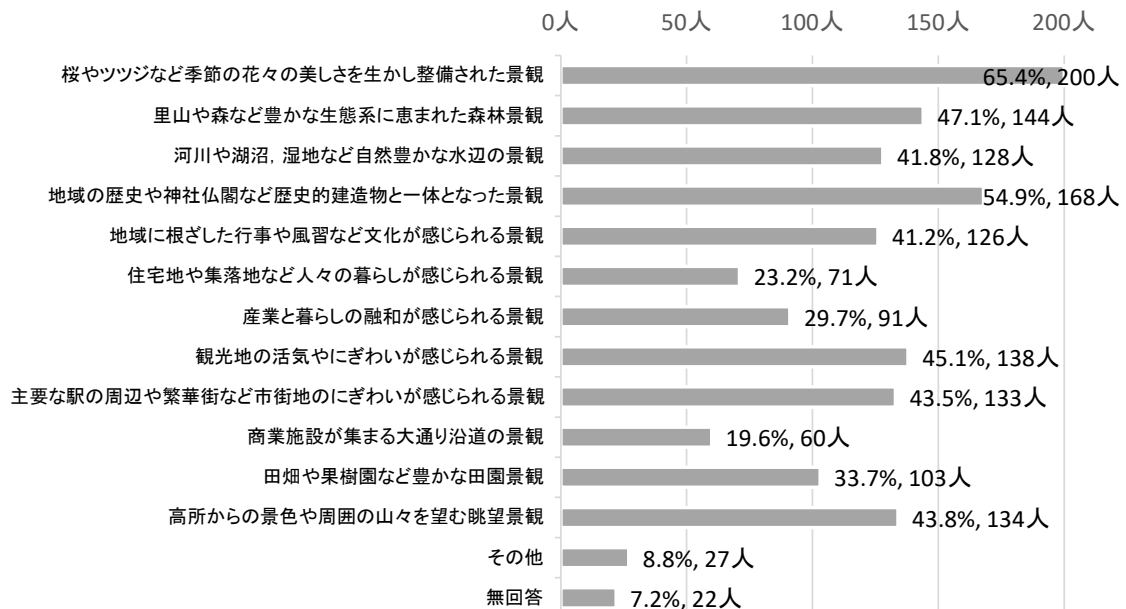


3.2.3 将来的に守り育てていくべき景観について

本市で特に守り育てていくべき景観の上位は「桜やツツジ等の季節の花々の美しさを生かし整備された景観」、「地域の歴史や神社仏閣等の歴史的建造物と一体となった景観」、「観光地の活気や賑わいが感じられる景観」、「高所からの景色の周囲の山々を望む眺望景観」となりました。これらの分野については、過去の本市の景観と比較しても良くなったと感じている意見が多いことから、今日までの施策（まちづくり）が良い方向に進んでいるといえます。そのため、引き続き景観まちづくりに関連する継続した対応が必要と考えられます。

一方で、「自然的な景観（原風景）」、「地域の文化景観」、「市街地の賑わい景観」の分野については、将来的に望まれているものの、過去の本市の景観と比較して悪くなったと感じている意見も多く見られました。そのため、それらの意見を考慮した計画策定や施策の検討が必要と考えられます。

【問 10「今後特に重要な景観として守り育てていくべき景観」の回答】



3.2.4 市民が景観阻害要因と認識しているもの

本市において、景観を損ねていると感じるものの1位は「空家や空店舗」、2位は「太陽光発電施設」、3位は「耕作放棄地」となっており、特に課題としての認識が強くなっています。

1位の「空家や空店舗」については、回答者の約32%が選択している状況です。

具体的な場所としては、3市街地の駅周辺や、比較的大規模な店舗が過去に立地していたが現在は空地となっている場所があげられています。

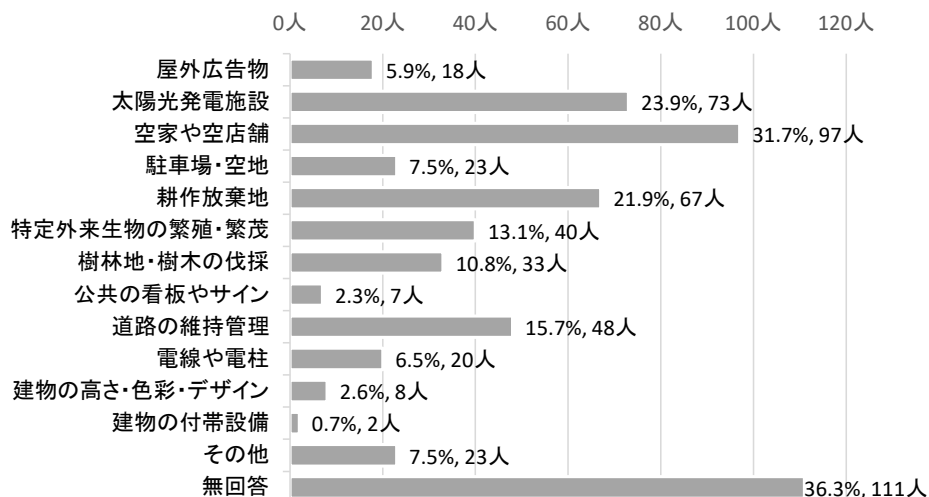
2位の「太陽光発電施設」について回答者の約24%が選択している状況です。

具体的な場所としては、高速道路や幹線道路から見える場所に立地したものや、特定の場所だけでなく市全体で問題との意見も多くあげられています。

3位の「耕作放棄地」については回答者の約22%が選択している状況です。

具体的な場所としては、自宅の身近な場所等の市内各所が記載されており、市域全体の問題との意見も多くあげられています。

【問13「本市の景観を損ねていると感じるもの」の回答】



【理由の一部抜粋】

- 空家や空店舗
「大型の店舗の空きが目立つ」「活気がない印象になる」「今にも壊れそうでこわい」「土地がもったいない」
- 太陽光発電施設
「あまりの広大な設備に違和感をおぼえる」「里山の景観が台無し」
- 耕作放棄地
「見た目も悪いがゴミが放置され危険」「通行上先が見えず苦労している」「雑草が伸び放題で見苦しい」「休耕地が多く荒れている」

3.3 笠間市の景観上の課題整理

前述の「景観に係る現状と課題」や「景観に関する市民アンケート」を踏まえ、笠間市の良好な景観形成における課題について、以下に整理します。

【景観に係る現状と課題】

- 本市には「緑豊かな山並み景観」、「農地と集落と丘陵が織りなす田園景観」、「伝統と地場産業が形づくる市街地景観」等、美しい景観が形成されています。
- これまで、市民団体等の協力を得ながら、自然観察会や環境フォーラム等により自然環境保全に関する意識の高揚を図っています。また、違反広告物の是正やパトロール等に取り組んでいます。
- また、良好な生活環境を形成するためのルールとして、市内7地区に都市計画法に定める地区計画制度を導入しており、そのうち観光交流拠点である笠間稲荷門前通り地区では、市民等が主体となってつくるルールに基づき、魅力あるまち並みの景観形成に向けた地区計画が策定されています。
- 市民自らが誇りを持ち、本市の美しい景観を再認識し、滞在者や来訪者が快適に過ごせるよう、観光や農業施策との連携強化を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある景観づくりに向けて保全と活用を図り、その発信に取り組むことが重要です。

【景観に関する市民アンケート】

- 市民が本市の景観資源の魅力に気付いていない、または関心がないといったことがアンケートから読み取れ、市民の景観まちづくりへの意識醸成や景観に対する啓発の面で課題があります。
- 過去の景観より悪くなったと答えている「自然的な景観(原風景)」、「地域の文化景観」、「市街地の賑わい景観」、「田園(農業)景観」については、保全・再生、賑わい創出等、良好な景観形成を図っていく必要があります。
- 引き続き守り育てていくべき景観として「桜やツツジ等の季節の花々の美しさを生かし整備された景観」、「地域の歴史や神社仏閣等の歴史的建造物と一体となった景観」、「観光地の活気や賑わいが感じられる景観」、「高所からの景色の周囲の山々を望む眺望景観」が挙げられ、それらの保全・活用等が望まれます。
- 本市において、景観を損ねていると感じるものは「空家や空店舗」、「太陽光発電施設」、「耕作放棄地」となっており、関連する施策と連携しながら、景観の改善を図っていくことが必要です。

【笠間市の良好な景観形成における課題整理】

- 本市の特徴である、豊かな自然や山並みが形成する景観の保全・活用を図ることが必要です。
- 本市の魅力ある歴史・文化資源の保全・活用を図るとともに、魅力を損ねないための改善の取り組みを進めていくことが必要です。
- 観光地や市街地等、本市の顔として相応しい景観の魅力づくりを進めるとともに、市民が愛着や誇りを持てる景観まちづくりを推進していく必要があります。
- 市民の景観に対する意識醸成を図りながら、市民と共につくりあげる持続的な景観まちづくりの取り組みを推進していく必要があります。

第4章 景観形成基本方針

4.1 笠間市の景観まちづくり理念

本市は愛宕山や涸沼川等の豊かな自然に恵まれており、笠間稲荷神社や、笠間焼、稲田みかげ石等、世界に誇るたくさんの魅力があります。これらを背景に「緑豊かな山並み景観」、「農地と集落と丘陵が織りなす田園景観」、「伝統と地場産業が形づくる市街地景観」等、美しい景観が形成されています。

しかし、その一方で、市民の景観への関心の低さや、「自然的な景観（原風景）」、「地域の文化や営みの景観」、「市街地や主要な沿道の賑わい景観」、「田畑等の広がる田園（農業）景観」等の保全・再生、新たな賑わい景観の創出といった課題が景観に関する市民アンケートから浮かび上がってきました。

このような状況の中で、自然、歴史、文化、産業、暮らしといった地域固有の資源を美しく保ち、高めていくこと、また各資源同士を繋げ、相乗効果を図ることが、将来的に本市の魅力向上や活性化、現在の美しい景観の保全等につなげていくために有効な手段であると考えられます。

このため、市民自らが誇りを持ち、本市の美しい景観を再認識し、笠間固有の自然・歴史・文化の宝を美しく保ち、魅力を高めることを景観まちづくりの理念とします。

4.2 笠間市の景観まちづくり基本方針（景観法第8条第3項）

景観形成を行うためには、行政や市民、事業者等、さまざまな主体による関わりが必要となります。

そのため、良好な景観形成を行うためには、各々が一体となり、共通の認識を持ち、取り組みを進めることが必要です。本市はこれまでに、市全体の取り組みだけでなく、観光や環境、住宅等個別の取り組みも行ってきました。さらに、「笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会」（通称：かさまち考）によるまち並みづくりガイドラインの策定等、地域住民が主体となった取り組みも盛んに行われてきました。

これらの状況を踏まえ、景観まちづくり理念を実現するため、各主体が自発的かつ共通の考え方の下に行動するための行動指針を、良好な景観の形成に関する方針として次のように定めます。

1. 豊かな自然や山並みが形成する景観の保全・活用

- ・ 本市の景観の特徴でもある豊かな里山や田園の風景等、身近な自然との共生の中で育まれてきた景観の保全と活用を推進します。
- ・ 本市には季節の花々が美しく咲く風景や自然公園が織り成す雄大な景色等、本市の原風景とも捉えることができる豊富な自然資源があり、これらの自然景観の保全と活用を推進します。

2. 地域の魅力ある歴史・文化資源の保全・活用

- ・ 歴史的・文化的に重要な由緒ある神社仏閣、祭事や神事といった伝統的な風習は後世まで継承していくべき地域の宝であるため、それらの保存・活用による景観まちづくりを推進します。
- ・ 石材業や窯業といった世界に誇れる産業と、人の営みが一体となった、地域固有の景観を保全・活用した景観まちづくりを推進します。

3. まちなか(市の顔)に相応しい景観まちづくり

- ・ 主要な鉄道駅や市街地部、笠間稲荷神社をはじめとした歴史性や文化・芸術面で集積がみられる場所等、本市への玄関口(顔)となる地域では、各地の特性を活かし、地域内外に誇ることができる景観を創出します。
- ・ これまでに整備された住宅地や、今後誘導が期待される都市機能や既存の公共公益施設等については、良好な住環境の維持や景観まちづくり(緑化や地域の美化活動)からの地域活性化やコミュニティの向上を推進します。

4. 市民と共につくりあげる持続的な景観まちづくり

- ・ 既存の市民組織や教育機関と連携し、景観に関する啓発をすることで市民の景観に対する理解の向上や、景観を通じた地域の魅力発見・郷土愛の醸成に努めます。
- ・ 本市の有する良好な景観を保全・継承するため、景観まちづくりの担い手となる市民、事業者、専門家、そして行政職員を育て、相互に意識や技術を高めあえるような人材育成に取り組めます。持続的に景観まちづくりが行える環境づくりを推進します。

図 4-1 景観まちづくり基本方針

本市の特徴としては、山々に囲まれた土地柄であり自然豊かな景観を有すること、市内を縦横断するように鉄道や幹線道路が配置され交通結節点となっていること、市内各所に多数の地域資源が点在し、場所ごとにさまざまな景観要素を併せ持つこと等があります。これらの特徴を活用して景観まちづくりの理念を実現するため、**市域全体を景観計画区域として設定します。**



27

第5章 地区別景観形成方針

5.1 地区別景観形成方針の考え方

笠間市を地理的な方法で区分別けを行った場合、景観資源が充実している地区と、そうでない地区の地域格差が出やすい計画になってしまうおそれがあります。また、地理的な区分とした場合、その地区だけの方針で完結してしまい、市全体としての景観形成のまとまりや連携が見えづらい計画となってしまいます。

このことから、本市の景観要素の中から、特徴的な地域の景観の在り方を考えた表現方法が適切であると捉え、まず景観要素を5つの大きな特性地区として整理し、その中で関連する地理的な位置づけを“景観形成エリア”として整理します。

なお、本市の景観形成上重要な地区として捉える地区については、今後、景観重点地区の位置づけを検討し、区域の指定と詳細な景観方針の策定を行う考えです。

5.2 景観まちづくり基本方針との関係

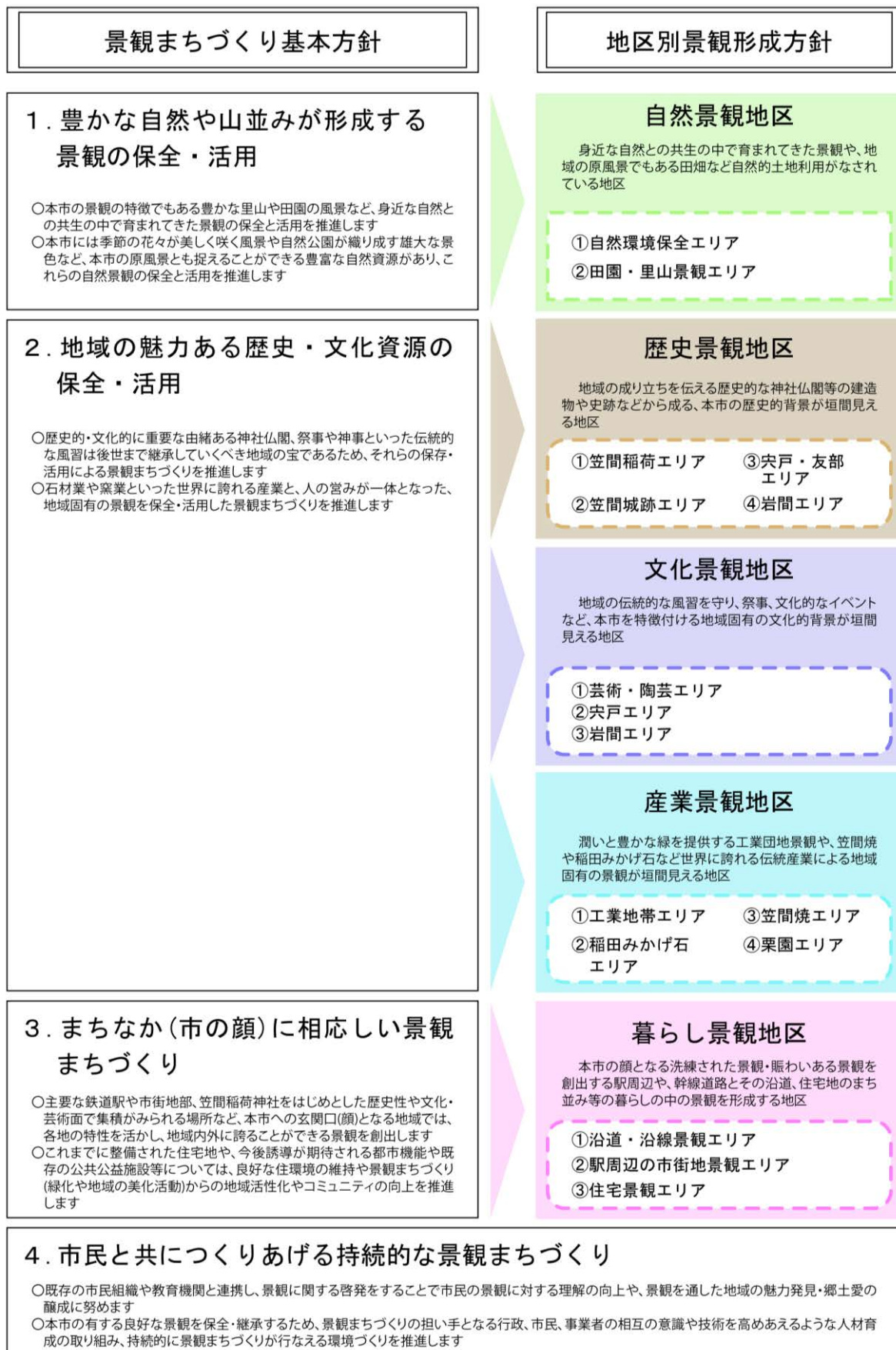


図 5-1 景観まちづくり基本方針と地区別景観形成方針の関係

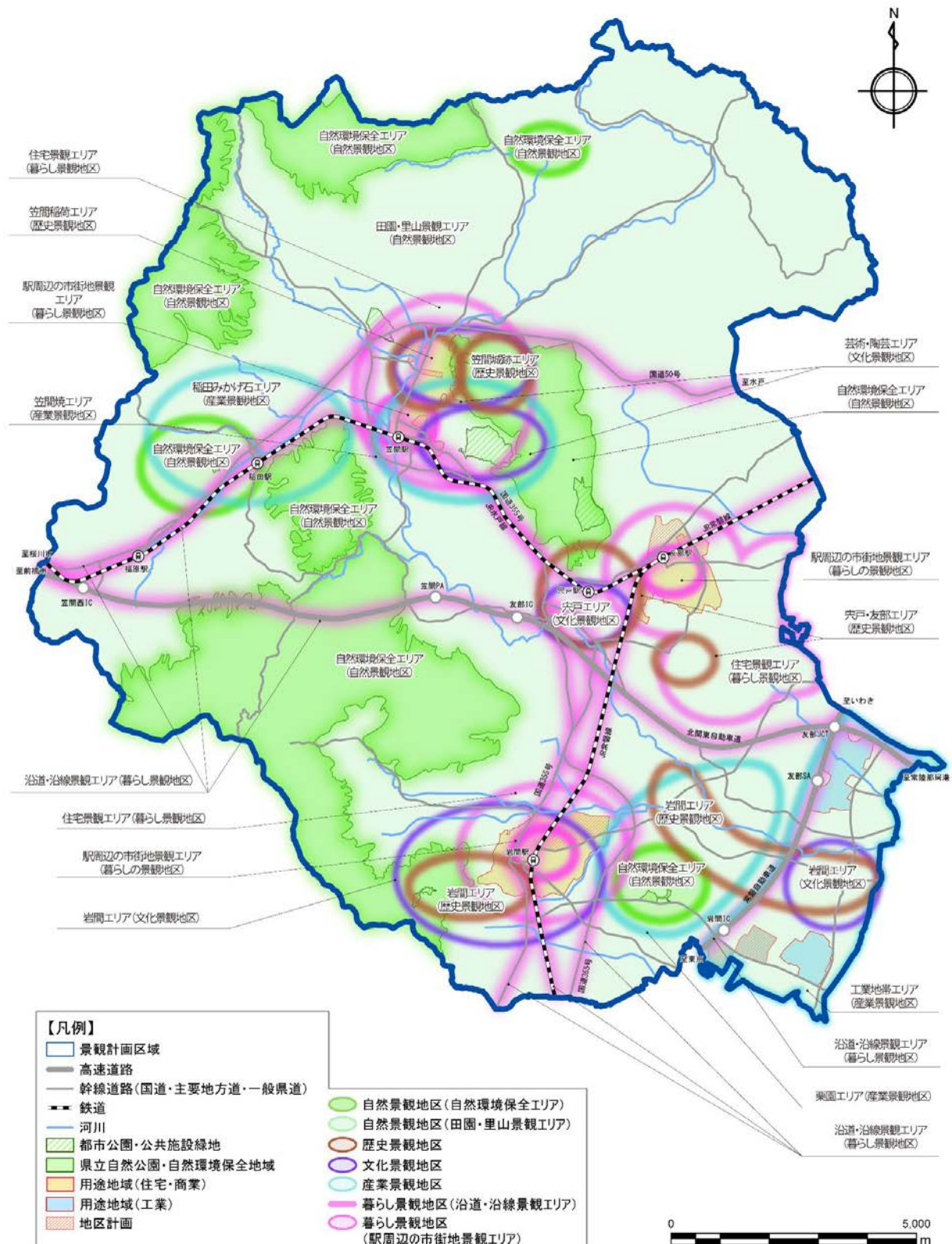


図 5-2 地区別景観形成地区総括図

5.3 地区別の特性と景観形成方針

5.3.1 自然景観地区

身近な自然との共生の中で育まれてきた景観や、地域の原風景でもある田畑等の自然的土地利用がなされている地区です。

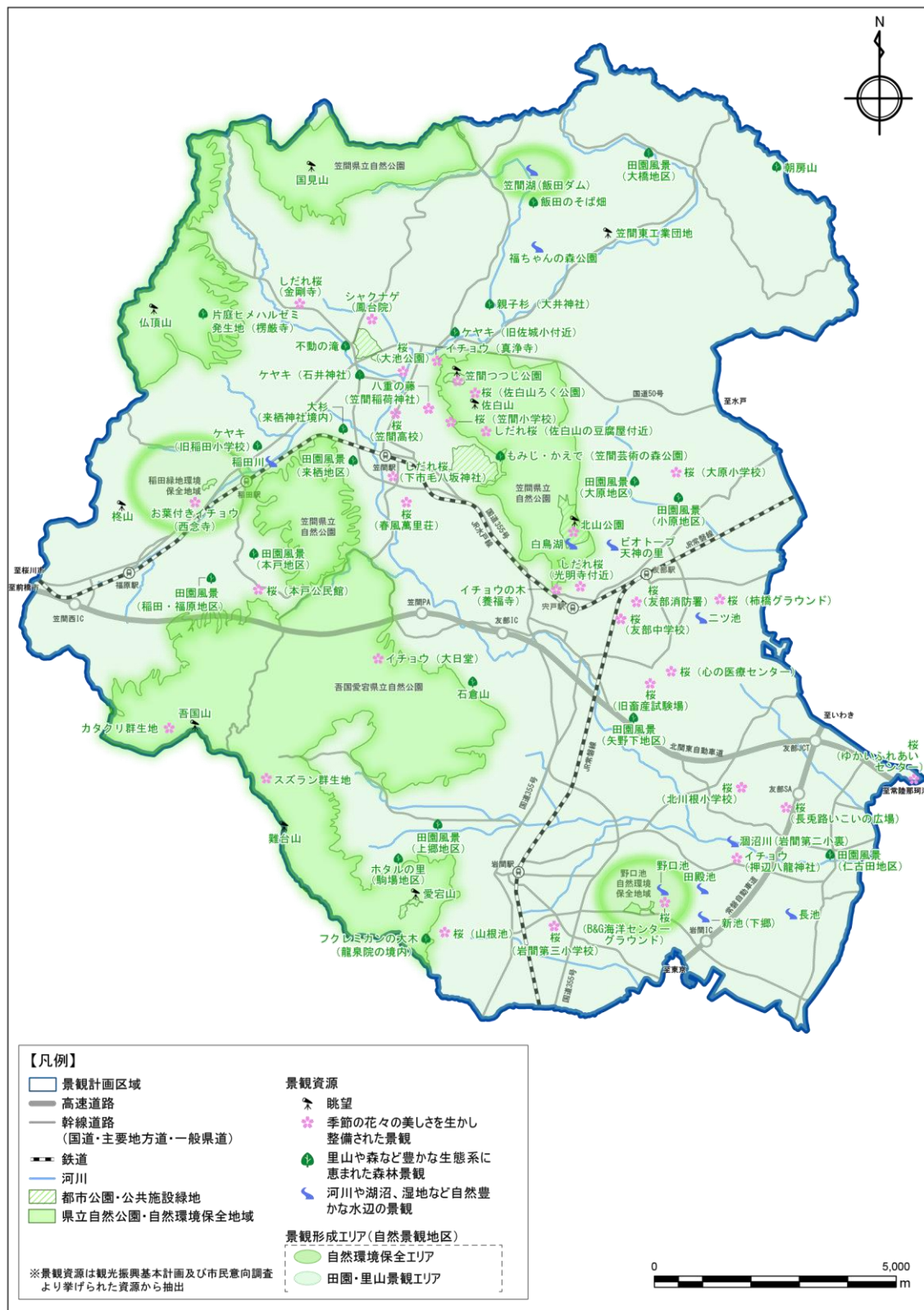


図 5-3 自然景観地区位置図

(1) 自然環境保全エリア

現況・特性	《景観特性》 ● 県立自然公園として4つのエリアに分かれ、それぞれ山地が連なった丘陵地帯となっており、豊かな自然植生がみられる等、広大な自然環境を有しています ● 峠や山頂からは雄大な自然が広がり、良好な眺望景観となっています ● 緑地環境保全地域では樹木やそこに生息するチョウ等の保全、自然環境保全地域では低層湿原やそこに生息するトンボ等の保全が行われており、社会的にも重要な自然環境を有しています ● 笠間県立自然公園には、国指定天然記念物ヒメハルゼミ等の低山性の昆虫類が豊富に生息しています ● 吾国愛宕県立自然公園には、カタクリやスズランの群生地、ホタルの生息地がみられ、地域の特徴的な景観を生み出しています 《主な景観資源》  佐白山  愛宕山  片庭ヒメハルゼミ発生地  ホタルの里（駒場）
景観形成方針	 ● 山林等の自然を維持し、表情豊かで広がりを感じられる山並みの景観を形成します ● 峠や山頂からの良好な眺望景観について維持・保全に努めます ● 環境保全地域として引き続き自然環境及び生態系の維持・保全を図り、自然豊かな景観を形成します ● 生息する貴重な生態系を守り、将来にわたって保全・育成に努めます ● 太陽光発電施設による眺望景観への影響を抑制するため、景観を阻害しないための行為の制限による基準を設け、良好な自然景観の修景と保全に努めます ● 外来の動植物の繁殖を抑制し、自然がもつ本来の原風景を維持した景観の形成に努めます

関連計画での位置づけ	●自然環境や景観保全について ・笠間県立自然公園や吾国愛宕県立自然公園等の山地や、斜面林、涸沼川等の周辺緑地、まとまった平地林等や歴史的資源や文化財と一体となった緑地の保全（笠間都市計画区域マスタープラン、笠間市都市計画マスタープラン） ・集落地の屋敷林や社寺林等昔ながらの安らぎをもたらす景観の保全（笠間都市計画区域マスタープラン） ・北山公園周辺の丘陵部や地域西部の山地丘陵部では、自然環境や景観の保全を図るため、関係部署と連携しながら必要な施策を実施（笠間市都市計画マスタープラン） ・生物の生息空間としての河川環境、水質の保全及び環境学習への支援（茨城県都市計画マスタープラン） ●水辺景観について ・河川等の水辺空間や緑地における潤いのある自然的景観の保全と創出の促進（笠間都市計画区域マスタープラン） ・涸沼川における、豊かな自然が残る空間として防災上の施策施行と、親水や散策の場としての活用の検討（笠間市都市計画マスタープラン） ●水と緑のネットワークの形成について ・水と緑の連続する景観の形成、動植物の生息地の保全、緑化の推進、水質浄化及び環境学習への支援により、県民の憩いの場となる広域的な水と緑のネットワークの形成（茨城県都市計画マスタープラン） ●景観資源の活用について ・地域の特性を活かした各種ツーリズムの推進（茨城県観光振興基本計画） ・県立自然公園区域を含む山地・丘陵部では、都市と農村の交流拠点となっている笠間クラインガルテンを核とした交流機能の充実や自然環境の保全活用 ・野口池周辺では、環境の保全に努めるとともに自然体験の場としての活用 ・自然公園や環境保全地域における施設やコースの整備・美化を通じた、自然公園の保全・活用の推進（以上、笠間市都市計画マスタープラン） ・自然公園における園内施設、レクリエーション施設の整備・保全及び観光施設やハイキングコース等の美化（第2次笠間市環境基本計画） ●規制誘導について ・樹林地、河川、湖沼等の良好な自然的景観を維持すべき地区や動植物の生息地における、風致地区制度、特別緑地保全地区制度等の活用（茨城県都市計画マスタープラン） ・開発等の適正な規制・誘導のもと、山々の緑や河川の水辺等の貴重な自然景観の保全と市民意識の高揚を図る（笠間市第2次総合計画） ・地区計画制度や緑地協定等の制度の活用による計画的な緑地の保全・整備（笠間市都市計画マスタープラン）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	・ピオトープ天神の里等の活動を通して、体験活動や様々な観察会等の実施（ピオトープ天神の里を作る会） ・愛宕山への植樹や地域活性化への取り組み（岩間みらい塾） ・市と協働による自然観察会の実施（かさま環境を考える会） ・稲田川へ鯉の放流（笠間まちづくり教室） ・野口池の草刈りや日常的な管理等により環境整備を実施（野口池水利組合） ・市と協働の清掃ウォークの実施（笠間市民憲章推進協議会・ふるさと発見実践委員会） ・市と協働による特定外来生物の除去や啓発イベントの実施（かさま環境を考える会、ごみを考える会）

(2) 田園・里山景観エリア

現況・特性	《景観特性》 ● 洵沼川の流域を中心に広がっており、市民の身近な自然として共生の中で育まれ、四季折々の農村風景がみられます ● 洵沼川では鮭の遡上がみられるほか、河川敷には桜並木があり、良好な水辺の風景を形成しています 《主な景観資源》  岩間地区の田園風景  大原・小原地区の田園風景  稲田・福原の田園風景  洵沼川の水辺風景
景観形成方針	 ● 緑豊かな田園風景の基調となっている農地や山林を将来にわたって維持し、美しい田園・里山景観の維持・保全に努めます ● 洵沼川をはじめとした河川において河川管理者や地域住民との協働により河川敷の景観向上に努めるとともに、水辺空間や緑地における潤いのある自然景観の維持・保全に努めます ● 水と緑の資源を活かし、田園・集落地・里山・山林を一体とした自然景観の保全・活用に努めます ● 太陽光発電施設による景観への影響を抑制するため、景観を阻害しないための行為の制限による基準を設け、良好な田園・里山景観の修景と保全に努めます ● 特定外来生物の繁殖を抑制するため、雑草等の繁茂について土地所有者による適切な維持・管理に努めます

関連計画での位置づけ	●農村景観の保全について ・田園と調和した緑豊かな農村集落の保全・回復、平地林や谷津田等の保全とともに、潤いと魅力ある田園景観を創出することによって、県民の心に残る景観を守り、子供たちに継承させる（茨城県都市計画マスタープラン、茨城県景観形成基本方針） ・農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を里山と一体的に保全し、本市の里山生活の魅力を高める田園景観として維持・育成（笠間市第2次総合計画、第2次笠間市環境基本計画） ・遊休農地等に花を植え景観資源として活用 ・本市の水と緑の資源を活かし、田園・集落地・里山・山林を一体とした自然景観の保全・充実（以上、第2次笠間市環境基本計画） ●水辺景観について ・河川等の水辺空間や緑地における潤いのある自然的景観の保全と創出の促進 ・涸沼川等の河川流域に広がる農地について積極的に保全し、都市と農村の健全な調和の形成（以上、笠間都市計画区域マスタープラン） ・枝折川沿岸を雨水処理や都市空間に潤いを与える緑の空間として位置づけ、農業施策との調整及び保全（笠間市都市計画マスタープラン） ●水と緑のネットワークの形成について ・仏頂山をはじめとする周囲の山々の山林や涸沼川等河川周辺の緑地、愛宕山をはじめとする周辺の山々から台地に連なる斜面林、平地部にまとまった平地林等の保全と水と緑のネットワークの形成（笠間都市計画区域マスタープラン） ●景観資源の活用について ・山並み景観、農地と集落と丘陵が織りなす田園景観、伝統と地場産業が形づくる市街地景観等、自然風土と人々の営みから成り立つ「かさまの景観」について選定し共有化を促進（笠間市都市計画マスタープラン） ・良好な農地や集落地を里山と一体的に保全し、グリーンツーリズム※等を楽しむ環境の整備（第2次笠間市環境基本計画） ●規制誘導について ・用途地域の指定のない地域においては、良好な田園環境の形成をより効果的に実現するために、特定用途制限地域制度等の活用（茨城県都市計画マスタープラン）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	・里山や石山での遊び、環境整備、田植えや稲刈りの実施（NPO 法人稲田 en 日） ・草刈り・植栽等の環境整備や、水質や生物の調査活動等の実施（泉・南部巴川流域守る会） ・「笠間の体験型教育旅行」の受け入れにより、都会に住む子供たちを中心に田園・里山での仕事や生活（家業）の魅力を伝える活動の実施（笠間の魅力発信隊）

※グリーンツーリズム …農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

5.3.2 歴史景観地区

地域の成り立ちを伝える歴史的な神社仏閣等の建造物や史跡等から成る、本市の歴史的背景が垣間見える地区です。

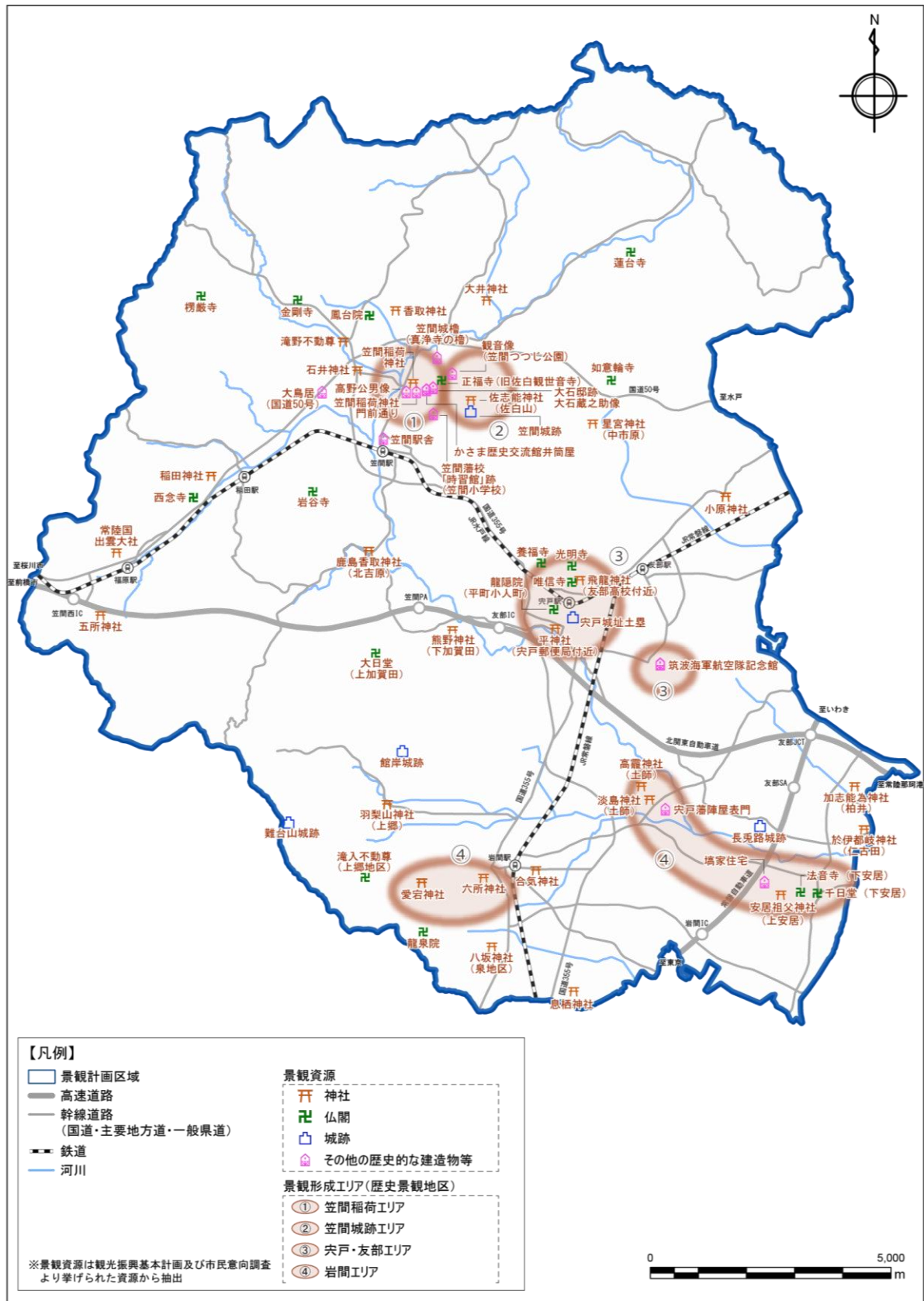


図 5-4 歴史景観地区位置図

(1) 笠間稲荷エリア

現況・特性	《景観特性》 ●「笠間稲荷神社」をはじめとした歴史的に重要性の高い建造物が多数あり、地域の歴史を垣間見ることができます ●笠間市を代表する観光地の一つであり、店舗が立ち並び活気があり、幅広い年代層の来訪者が訪れます ●地元住民や事業主が中心となり、「笠間朱色」を使用した統一性のある景観を形成しています 《主な景観資源》  笠間稲荷神社  笠間稲荷神社門前通  かさま歴史交流館 井筒屋
景観形成方針	 ●歴史的建造物と現代のまち並みが調和した落ち着いた景観形成を維持するとともに、観光拠点として賑わいを向上させるため、回遊・散策しやすい環境整備に努めます ●「笠間焼」「稲田みかげ石」等を公共空間において積極的に活用し、統一感のあるまち並み景観を形成します ●笠間稲荷神社を中心として、歴史的建築物が集積するまち並み等、歴史性のある地域特性に応じた趣のある景観資源の保全と活用を促進します
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・笠間稲荷神社を活用して歩行者空間の整備をするとともに、にぎわいのあるまち並みづくりを進め、観光的要素の強い商業地の形成を図る（笠間都市計画区域マスタープラン） ・笠間稲荷等の社寺・史跡、笠間焼等の伝統工芸・地場産業を活かすことにより、自然、歴史、文化等の地域特性にふさわしい活力ある都市を目指す（茨城県景観形成基本方針、笠間都市計画区域マスタープラン、第2次笠間市環境基本計画） ・笠間稲荷神社周辺及び駅周辺のまち並み整備について、景観を考慮した整備を進めるとともに、「かさま歴史交流館井筒屋」等の歴史的建造物の保存と、空家・空店舗の活用を進め、魅力を向上させる（第2次笠間市観光振興基本計画） ●拠点形成について ・笠間稲荷神社周辺の歴史的景観に配慮したまちづくりにより商業・業務・観光機能等が集積する観光交流拠点の形成（笠間都市計画区域マスタープラン） ・既存のものに加え新たな交流拠点として自然環境や歴史文化資源を生かした地域文化系拠点の形成（笠間市都市計画マスタープラン）

	●景観整備について ・シンボルロード等の道路整備、電線類の地中化、親しみのある水辺景観づくりや街に潤いと賑わいを創出するための公共空地の整備等の景観形成に資する事業の一層の推進と創設（茨城県景観形成基本方針） ●規制誘導について ・地域の個性を生かした笠間らしい都市景観の形成に向けて、仕組みやルールを整え、実践していくとともに、市民が主体的に取り組む景観づくりの活動支援（笠間市第2次総合計画） ・良好な沿道景観や眺望景観等を確保するため、屋外広告物に関する規制に努める（笠間市都市計画マスタープラン） ・建物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度を定めるほか、建築物の外壁や屋外広告物の色彩について、笠間稲荷門前通りに面する部分には、シンボルカラーとして笠間朱色を積極的に活用（笠間市都市計画マスタープラン、笠間稲荷門前通り地区地区計画）
市民による 景観まちづくり の取り組み事例	・笠間の地場産業を活かした門前通りの道路づくりや景観づくり（笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会）

(2) 笠間城跡エリア

現況・特性	《景観特性》 ●歴史的に重要性の高い建造物や史跡・旧跡が多数あり、地域の歴史を垣間見ることができます ●「笠間つつじ公園」や「笠間城跡」等、自然と一体となった歴史的景観が形成されており、眺望点として笠間市を見渡すことができます 《主な景観資源》   笠間城跡 正福寺
景観形成方針	 ●建造物と自然が調和した落ち着いた景観が形成されるように努めます ●城跡等の史跡・旧跡については、維持・保全に努め荒廃を防ぎ、歴史的景観の継承に努めます ●眺望点として視界の確保や安全性を向上させるため、展望台や散策路等の維持管理や樹木等の適切な管理に努めます
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・歴史、文化等の地域特性にふさわしい活力ある都市を目指す（笠間都市計画区域マスタープラン、第2次笠間市環境基本計画） ・自然的景観との調和や眺望の確保に配慮しながら、市街地景観や歴史的建築物が集積するまち並み等、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と活用の促進（笠間都市計画区域マスタープラン、茨城県景観形成基本方針） ・山地や、台地に連なる斜面林、涸沼川等の周辺緑地、まとまった平地林等や歴史的資源や文化財と一体となった緑地の保全（笠間都市計画区域マスタープラン） ●推進体制について ・地区計画、景観計画及び歴史的風致維持向上計画等を活用し、地域の歴史・文化・景観を活かした都市施設の整備等のハード事業、潤いと魅力をもたらすソフト事業の実施（茨城県都市計画マスタープラン） ●規制誘導について ・幹線道路沿道や笠間稲荷神社・佐白山、笠間芸術の森公園周辺等では、良好な沿道景観や眺望景観等を確保するため、屋外広告物に関する規制の促進（笠間市都市計画マスタープラン）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	該当なし

(3) 穴戸・友部エリア

現況・特性	《景観特性》 ●歴史的に重要性の高い建造物や史跡・旧跡が多数あり、地域の歴史を垣間見ることができるとともに、当時の雰囲気を感じられる貴重な景観を形成しています ●また、映画やドラマのロケ地としても利用されています ●筑波海軍航空隊の当時の滑走路が現在も道路として残っている等、地域住民の生活の中にも歴史性が息づいています 《主な景観資源》    筑波海軍航空隊旧司令部庁舎 養福寺 穴戸城址土塁
景観形成方針	 ●史跡や歴史的建造物と現代のまち並みが調和した景観形成に努めます ●現存する歴史的建造物等については、維持・保全に努め歴史的景観の継承に努めます
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・歴史、文化等の地域特性にふさわしい活力ある都市を目指す（笠間都市計画区域マスタープラン、第2次笠間市環境基本計画） ・様々な体験型アクティビティ※、ロケ地等といった地域資源を活用し、地域と一体となった魅力ある観光地づくりの推進（茨城県観光振興基本計画） ・歴史的建造物の保存と、空家・空店舗の活用を進め、魅力の向上（第2次笠間市観光振興基本計画） ・市街地景観や歴史的建築物が集積するまち並み、穴戸城跡等の貴重な文化財による歴史・文化的景観等、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と活用の促進（笠間都市計画区域マスタープラン、笠間市都市計画マスタープラン）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	・ふるさとの良さ、古くからの歴史を再発見することを目的に、穴戸地区の歴史・文化をカルタにした「穴戸ふるさとカルタ」の制作と活用（まちづくり穴戸塾） ・建物の保存と、資料や遺品の収集、戦争を知らない若い世代に伝えていくことを目的とした活動の実施（筑波海軍航空隊プロジェクト実行委員会）

※アクティビティ …行動、活動。

(4)岩間エリア

現況・特性	《景観特性》 ●地元住民の信仰対象や地域の誇りとして、愛宕山および愛宕神社等が根付いています ●歴史的に重要性の高い建造物や史跡・旧跡が多数あり、地域の歴史を垣間見ることができるとともに、当時の雰囲気を感じられる貴重な景観を形成しています 《主な景観資源》    愛宕神社 穴戸藩陣屋表門（旧穴戸城表門） 塙家住宅
景観形成方針	 ●歴史的建造物の保全を図るとともに、現代のまち並みと調和した落ち着いた景観形成に努めます ●城跡等の史跡・旧跡については、維持・保全に努め荒廃を防ぎ、歴史的景観の継承に努めます
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・歴史、文化等の地域特性にふさわしい活力ある都市を目指す（笠間都市計画区域マスタープラン、第2次笠間市環境基本計画） ・ハイキングコースとして知名度の高い愛宕山を中心とした、雄大な田園景観の中で散策・交流する空間としての環境整備（笠間市都市計画マスタープラン） ・本市の歴史・文化と調和する歴史的景観資源の保全と活用の推進（第2次笠間市環境基本計画） ●拠点形成について ・既存のものに加え新たな交流拠点として自然環境や歴史文化資源を生かした地域文化系拠点の形成を目指す（笠間市都市計画マスタープラン）
市民による景観まちづくりの取組み事例	該当なし

5.3.3 文化景観地区

地域の伝統的な風習を守り、祭事、文化的なイベント等、本市を特徴づける地域固有の文化的背景が垣間見える地区です。

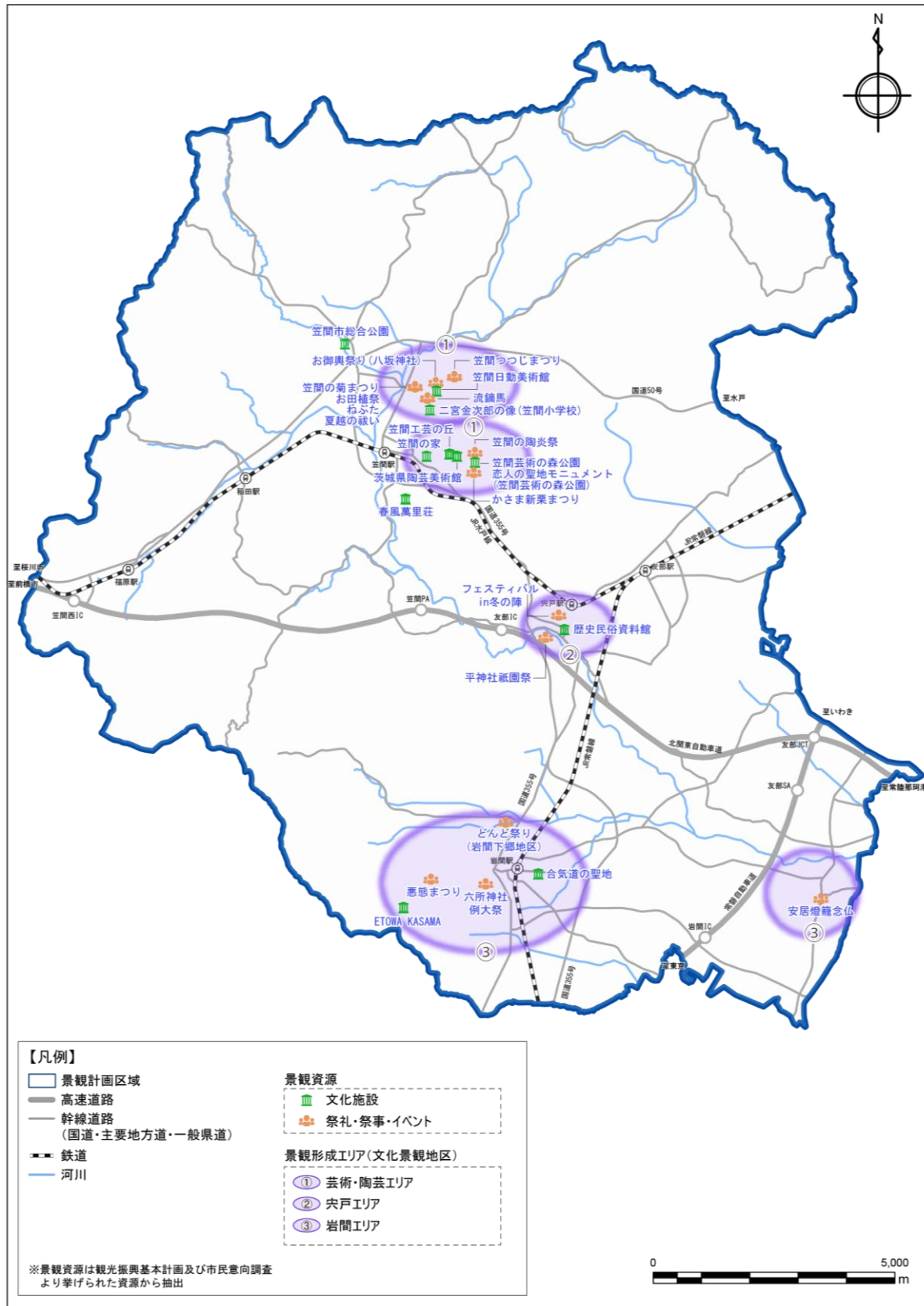


図 5-5 文化景観地区位置図

(1) 芸術・陶芸エリア

現況・特性	《景観特性》 ●「笠間つつじまつり」や「笠間の菊まつり」、「笠間の^{ひまつり}陶炎祭」等、地域資源を活用した祭事やイベントが充実しており、多くの来訪者がみられます ●エリア内の随所に笠間焼の工房や店舗が立ち並び、さらに芸術と触れあうことのできるスポット等が点在する等、地域特有の文化的な景観がみられます ●笠間焼発祥に係わる「登り窯」が保存されており、笠間焼の歴史を継承しています 《主な景観資源》  笠間つつじまつり  笠間の菊まつり  登り窯  ひまつり 笠間の陶炎祭
景観形成方針	 ●祭事・イベントの継続的開催や、交流促進の憩いの場・ふれあいの場をつくることで、多様な交流と賑わいのある景観形成を図ります ●観光交流の拠点形成を図る地区として、文化や産業を活かした魅力的な景観形成を図ります
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・歴史文化等を活かした観光交流空間の形成を目指し、笠間芸術の森公園を整備する ・陶芸美術館等の全国に誇れる歴史・文化資源等の地域資源を活用し個性あふれる美しい環境の都市形成（以上、茨城県都市計画マスタープラン） ・笠間稲荷神社、笠間城跡、つつじ公園、美術館等の歴史・文化資源の観光交流の促進と県立自然公園区域を中心とした笠間市街地に近接する緑地空間の環境保全（笠間市都市計画マスタープラン）

	●拠点形成について ・様々な体験型アクティビティ、ロケ地等といった地域資源を活用した、地域と一体となった魅力ある観光地づくりの推進 ・地域自らが新たな観光素材の発掘に努め、「着地型・体験型」旅行プランの造成促進等により誘客促進を図るとともに、日帰り観光客及び宿泊観光客の増加の促進（以上、茨城県観光振興基本計画） ・笠間稲荷周辺・佐白山周辺や笠間芸術の森公園周辺等観光交流拠点の機能強化及び、地域の文化や産業との連携（笠間市第2次総合計画、笠間市都市計画マスタープラン） ●推進体制について ・「笠間の陶炎祭」「ストーンフェスティバル」「かさま新栗まつり」等の地場産品のイベントの開催支援とともに、ホームページやSNS*等による情報発信のほか、各種イベントへの参加や笠間ファン倶楽部等を活用した積極的なPRの実施（笠間市第2次総合計画） ●観光ネットワークの形成について ・広域交通ネットワークの強化を図り、国内外の観光客を受け入れる広域的かつ国際的な観光ネットワークの形成（茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～） ・笠間市のヒトやコトと観光客を結びつけるネットワークの形成の推進（第2次笠間市観光振興基本計画）
市民による 景観まちづくり の取り組み事例	・銀杏や楓を使った観光事業、瓢の手細工、六寺院めぐりの実施（時習志士の会） ・「かさま新栗まつり」等のイベント運営（笠間の栗を考える会） ・個性的な25店舗が集結する「まちの駅笠間宿」の運営等、賑わい創出に向けた取り組み（グランドワーク笠間） ・「登り窯まつり」の運営（奥田製陶所）

※SNS …ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを通じて、趣味、趣向の近い人々がコミュニケーションを取ったり、人間関係を構築することができるサービス。

(2) 穴戸エリア

現況・特性	《景観特性》 ●田畑の広がる里山風景の中に神社仏閣が集積した地域であり、自然・歴史と共生する景観形成がなされています ●地域資源を活用したイベント等も開催されており、地元住民の交流の場となっています 《主な景観資源》    歴史民俗資料館 フェスティバル in 冬の陣 平神社祇園祭
景観形成方針	 ●歴史的な価値を残す文化資源の活用を図ります ●祭事・イベントの継続的開催や、交流促進の憩いの場・ふれあいの場をつくることで、多様な交流と賑わいのある景観形成を図ります
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・穴戸地区の歴史・文化と調和する歴史的景観資源の保全と活用の推進（笠間市都市計画マスタープラン、第2次笠間市環境基本計画） ・観光交流施設の整備として歴史的建造物の保存と、空家・空店舗の活用促進、魅力の向上（第2次笠間市観光振興基本計画） ●規制誘導について ・歴史・文化資源が多く残るまち並みとの調和のとれた環境の創出を図るため、土地利用や建築物についての誘導施策の設定（笠間市都市計画マスタープラン）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	・ふるさとの良さ、古くからの歴史を再発見することを目的に、穴戸地区の歴史・文化をカルタにした「穴戸ふるさとカルタ」の制作と活用（まちづくり穴戸塾） ・フェスティバル in 冬の陣の運営（フェスティバル in 冬の陣実行委員会）

(3) 岩間エリア

現況・特性	《景観特性》 ●「合気神社」や「悪態まつり」等、全国的にも希少性が高い文化的資源が存在しています ●地域資源を活用した祭事やイベントが継承されています ●田畑に囲まれた昔ながらの農業集落としての景観が形成されています ●竹を使用した市民教室を開催し、技術の継承・竹林保全を図っています 《主な景観資源》    合気神社 悪態祭り 六所神社祭礼
景観形成方針	 ●全国的にも希少性が高い歴史文化資源の保全を図り、祭事等の地域固有の景観保全に努めます ●歴史的な価値を残す文化資源の活用を図ります
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・自然的景観との調和や眺望の確保に配慮しながら、市街地景観や歴史的建築物が集積するまち並み、塙家住宅等の貴重な文化財による歴史・文化的景観等、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と活用の促進（笠間都市計画区域マスタープラン） ・愛宕山等の地域資源を活用した交流機能の充実 ・愛宕山から館岸山にかけてのエリアでは、恵まれた自然景観を生かしながら、身近な自然空間として観光・レクリエーション機能の充実、散策環境等の整備（以上、笠間市都市計画マスタープラン）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	・伝統的合気道の実践や演武会の実施 ・岩間囃子の維持保存及び後継者育成（岩間囃子連合保存会） ・竹細工の体験教室の開催（NPO 法人笠間ツクルことを考える会）

5.3.4 産業景観地区

潤いと豊かな緑を提供する工業団地景観や、笠間焼や稲田みかげ石等、世界に誇れる伝統産業による地域固有の景観が垣間見える地区です。

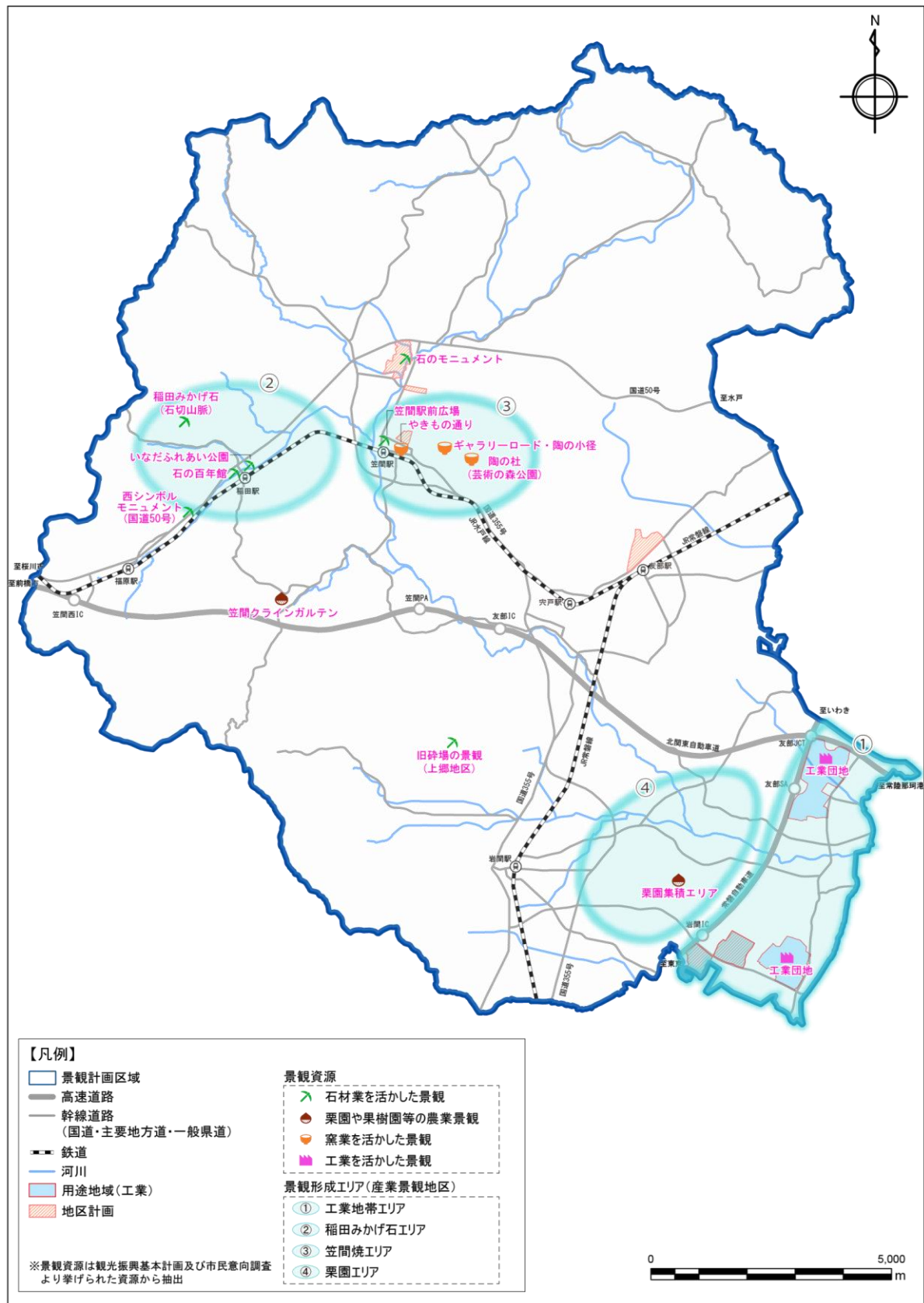


図 5-6 産業景観地区位置図

(1)工業地帯エリア

現況・特性	《景観特性》 ●市民の就業の場となり、まちの活力を生み出す工業団地として、岩間工業団地及び茨城中央工業団地（笠間地区）が立地しています ●緑が多く、ゆとりのある良好な工業団地形成がされています 《主な景観資源》   岩間工業団地 茨城中央工業団地（笠間地区）
景観形成方針	 ●建物の配置やデザイン、敷地の緑化等により、潤いのある景観形成に努めます ●緩衝緑地や、塀・柵等のデザイン等により、周囲に配慮した景観形成に努めます
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・茨城中央工業団地（笠間地区）・岩間 IC 周辺地区等における企業立地等に資する機能強化（笠間市第2次総合計画） ・岩間工業団地は、既に整備されており、生産環境の維持 ・茨城中央工業団地（笠間地区）は、現在の用途地域（準工業地域）の中で、高速道路の利便性を生かした産業集積の促進（以上、笠間市都市計画マスタープラン）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	該当なし

(2) 稲田みかげ石エリア

現況・特性	《景観特性》 ●日本の歴史的な建築物等にも幅広く利用されており、日本を代表する石材でもある稲田みかげ石の採掘場の造形美がみられます 《主な景観資源》   稲田みかげ石の採掘場（石切山脈） 石の百年館
景観形成方針	 ●石切山脈の生み出す造形美の保全・活用に努めます ●日本を代表する建築資材である稲田みかげ石を公共空間において積極的に活用促進し、石のまちとしての特徴的な趣を感じられるような景観形成に努めます
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・石材業等の地場産業については、地域との関連が高い産業として、生産環境の維持、交流を促進するための“地域資源”として関連施策等の検討を行い、将来においても笠間市を代表する産業として維持できる環境づくりの促進 ・知名度の高い稲田みかげ石の産地として伝統的な石材産業と新しい産業の共存 ・石切山脈周辺では地域資源である稲田みかげ石を活用した活力ある地域づくりを進めるため、観光・交流の場としての機能の充実化（以上、笠間市都市計画マスタープラン） ・「地域交流センター」と「石の百年館」において、観光案内機能を充実させることによる来訪者の利便性向上。既存の観光案内所や観光拠点施設の整備・改良、デジタルサイネージ※や QR コード等、最新の情報技術を活用した案内についての検討（第2次笠間市観光振興基本計画） ●公共施設について ・かさま魅力軸の整備にあたっては、笠間らしい空間演出を促進するため、笠間焼や稲田みかげ石等の活用（笠間市都市計画マスタープラン） ・「笠間焼」「稲田みかげ石」等を公共空間において、積極的に活用し、地域産業の活性化とともに、市全体で統一感のあるまち並みの整備（笠間市都市計画マスタープラン、第2次笠間市観光振興基本計画）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	・石材業職人を中心とした「稲田縁日」の開催や稲田地域の環境整備（NPO 法人稲田 en 日）

※デジタルサイネージ …ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム。「映像広告」「電子看板」。

(3) 笠間焼エリア

現況・特性	《景観特性》 ●日本を代表する焼物である笠間焼を手軽に楽しめるギャラリーや窯元が軒を連ね、独自の産業景観がみられます 《主な景観資源》    ギャラリーロード 笠間焼 陶の小径
景観形成方針	 ●登り窯等の特徴的な景観資源を保全・活用し、笠間焼の文化と歴史、風情が感じられる景観形成に努めます ●笠間焼を使ったモニュメントの設置等、ランドマークや景観アクセントとなる公共空間の整備を図ります ●工房、ギャラリー、販売店、案内所等の建築物の調和を図り、魅力的なギャラリーロード沿道の景観形成を図ります
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・笠間稲荷神社等の社寺・史跡、笠間焼等の伝統工芸・地場産業を活かすことにより、自然、歴史、文化等の地域特性にふさわしい活力ある都市を目指す ・笠間市街地から笠間芸術の森公園に向かう国道 355 号沿道においては、工房、ギャラリー、販売店、案内所等が一体となった観光的な土地利用の形成（以上、笠間都市計画区域マスタープラン） ・窯業や石材業等の地場産業については、地域との関連が高い産業として、生産環境の維持、交流を促進するための“地域資源”として関連施策等の検討を行い、将来においても笠間市を代表する産業として維持できる環境づくりの促進 ・笠間焼を生かした拠点形成やまちなか散策を促進するため、関係施策との調整と都市計画からの必要な支援の実施（以上、笠間市都市計画マスタープラン） ●公共施設について ・かさま魅力軸の整備にあたっては、笠間らしい空間演出を促進するため、笠間焼や稲田みかげ石等の活用（笠間市都市計画マスタープラン） ・「笠間焼」「稲田みかげ石」等を公共空間において、積極的に活用し、市全体で統一感のあるまち並み整備の促進（第2次笠間市観光振興基本計画）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	・笠間焼の更なる発展、部員相互の親睦、知識の向上、他団体・他業種との交流（笠間焼青年部） ・「陶と暮らし」の開催（陶と暮らし実行委員会） ・まち並みの統一感と賑わい創出、商店会全体での情報発信（ギャラリーロード商店会） ・陶の小径にて「十六夜まつり」の運営（陶の小径商店会）

(4) 栗園エリア

現況・特性	《景観特性》 ●友部・岩間地区を中心に、栽培面積全国1位（2015年の農林業センサス）を誇る栗園が広がっており、特徴的な景観を形成しています 《主な景観資源》  栗園  特産品の栗
景観形成方針	 ●日本有数の栗の産地であり、栗園の風景は地域独特の景観を形成していることから、これらの景観資源の保全・活用に努めます
関連計画での位置づけ	●景観資源の活用について ・栗等の特産品のブランド力強化や6次産業化等による付加価値向上に取り組むとともに、笠間焼や稲田みかげ石等の地場産業や、酪農、養鶏、加工・業務用野菜、水産物等、地域の特色を活かした産業振興の促進（茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～） ・笠間焼やみかげ石、地酒、笠間の栗をはじめとする本市の地場産品の開発支援やブランド力を向上し、国内外への販路拡大 ・「日本一の栗産地」を目指した産地形成・振興 ・食（いなり寿司・栗）によるまちづくりの推進（以上、笠間市第2次総合計画）
市民による景観まちづくりの取り組み事例	該当なし

5.3.5 暮らし景観地区

本市の顔となる洗練された景観・賑わいのある景観を創出する駅周辺や、幹線道路とその沿道、住宅地のまち並み等の暮らしの中の景観を形成する地区です。

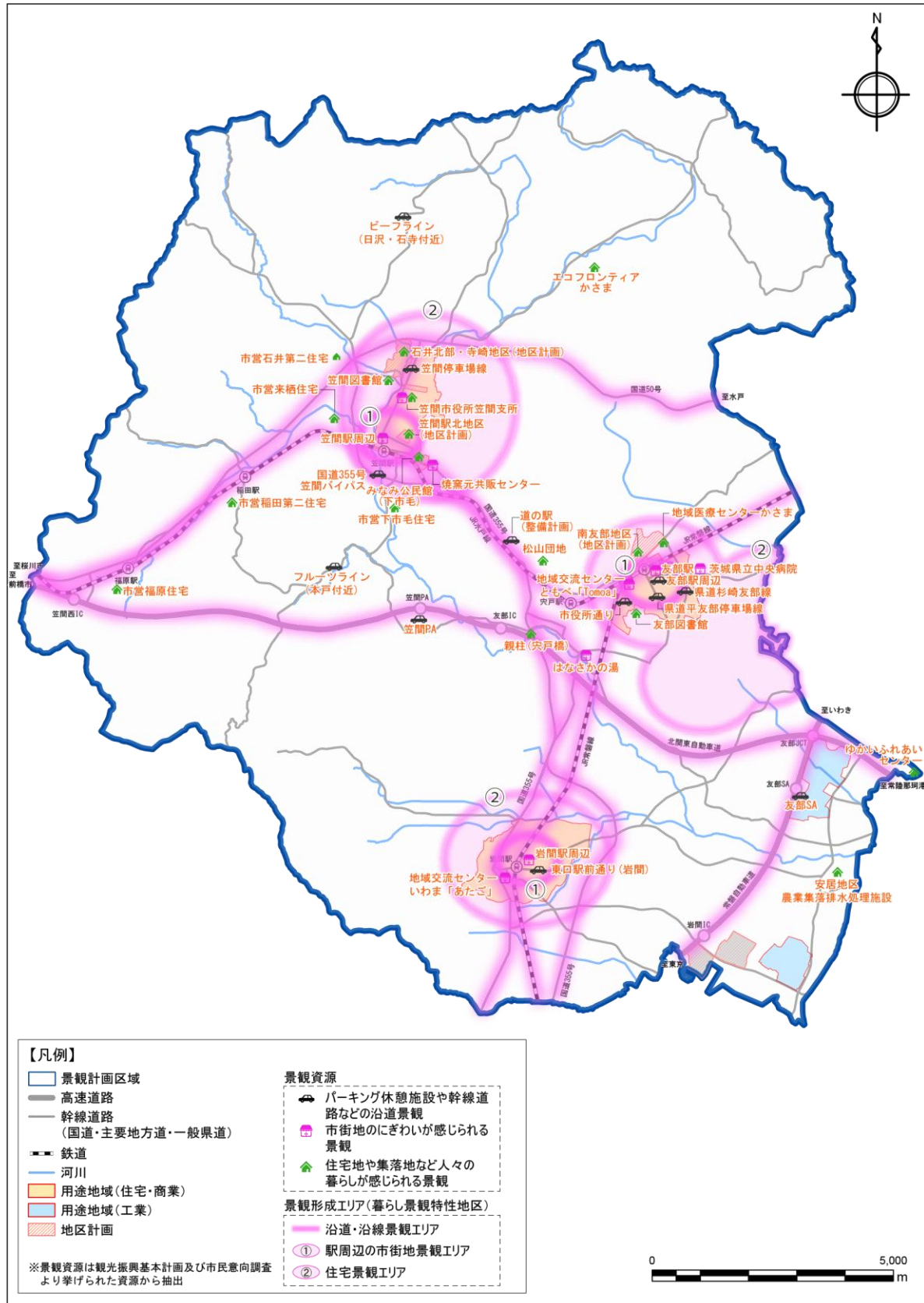


図 5-7 暮らし景観地区位置図

(1)沿道・沿線景観エリア

現況・特性	《景観特性》 ●市内を縦横断する常磐道や北関東道、主要幹線道路である国道 50 号や国道 355 号等は、周囲の自然景観やまち並み景観と一体となり、市民の身近な景観として親しまれています ●恵まれた公共交通として JR 常磐線や JR 水戸線があり、車窓からは丘陵地や農地等の自然景観や市街地等のまち並み景観がみられ、沿線では車両が美しい田園の中を走る風景を眺めることができます 《主な景観資源》   主要幹線道路(国道 50 号) 北関東自動車道  道の駅外観イメージ
景観形成方針	 ●道路の舗装、街路樹、街路灯等の連続性や統一感のある景観形成を図ります ●屋外広告物の規制誘導等により、周辺と調和のとれた景観形成を図ります ●主要幹線道路においては、景観に配慮した舗装デザインや電線の地中化、植樹帯の設置等により、潤いのある沿道景観形成に努めます ●高速道路及び鉄道沿線の良好な景観に配慮し、周辺景観との調和のとれた秩序ある景観形成に努めます ●景観に配慮した道の駅の整備と、道の駅を拠点とした賑わいのある観光ネットワークの形成を図ります ●道路里親制度等の促進や、市民による美化活動を推進し、沿道の良好な景観形成と維持・管理に努めます

関連計画での 位置づけ	●交通ネットワークの形成について ・常磐道、北関東道、国道 50 号、355 号等を中心に広域交通ネットワーク構築、都市間連携（茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～、笠間都市計画区域マスタープラン） ・幹線道路、都市計画道路、生活道路等の生活に密接に関わる道路について、市街地と周辺地域と拠点をつなぐネットワークの形成と計画的な整備（笠間市第2次総合計画） ●拠点形成について ・北関東自動車道や茨城空港等の広域交通ネットワークを活用した新たな物流・産業拠点の形成の推進（茨城県都市計画マスタープラン） ・北山公園、笠間芸術の森公園、笠間つつじ公園、ギャラリーロード、愛宕山等の周辺の観光拠点への回遊性を高めるための、レンタサイクルステーション整備（笠間市「道の駅」基本構想、笠間市「道の駅」基本計画） ●道路機能の充実や改善について ・国道及び県道に係る関係機関と連携を強化し整備促進を図ることで道路網の充実を目指す（笠間市第2次総合計画） ●沿道景観について ・郊外型の大規模店舗が立地する国道 50 号沿道は、適正な土地利用と都市景観の維持（笠間都市計画区域マスタープラン） ・シンボルロード等の道路整備、電線類の地中化、親しみのある水辺景観づくりや街に潤いと賑わいを創出するための公開空地の整備等の景観形成に資する事業の一層の推進と創設（茨城県景観形成基本方針） ●公共空間の緑化について ・潤いのある都市景観を創出するため、公共施設や沿道の緑化等を通じて、公共空間等の緑化推進（笠間都市計画区域マスタープラン） ●規制誘導について ・緑豊かな道路空間の整備や建築物の景観誘導等のまち並み整備を行い、美しい都市景観の創出（茨城県景観形成基本方針） ・鉄道駅や高速道路 IC、幹線道路沿道等、市外からの来街者がアクセスする空間については、心地よく迎える空間として、屋外広告物の規制や公共施設等についての誘導（笠間市都市計画マスタープラン） ●観光ネットワークの形成について ・道の駅に稲田みかげ石と笠間焼をアクセントとした地上絵風のまちしるべマップを設置し、ゲートウェイ※として市内観光をスタートする拠点として活用（笠間市「道の駅」基本構想、笠間市「道の駅」基本計画） ●情報発信について ・道の駅に情報発信施設として笠間メディアウォール※を設け、地域の物産観光情報等を発信する展示を設けるだけでなく、デジタルサイネージによる交通や環境情報のリアルタイム発信や、パンフレットライブラリによるまちなかの交流施設のパンフレットの配布（第2次笠間市観光振興基本計画、笠間市「道の駅」基本計画）
市民による 景観まちづくり の取組み事例	・道路里親制度※による美化活動 ・道路里親団体（県認証8団体、市協定44団体／令和2年11月現在）

※ゲートウェイ …入り口。玄関口。

※メディアウォール …ディスプレイを用いて情報等を発信する展示。

※道路里親制度 …道路を里子に見立てて里親を募り、里親となるボランティア団体が道路の美化清掃活動を行う制度。

(2) 駅周辺の市街地景観エリア

現況・特性	《景観特性》 ●各駅の周辺では、駅前通りを中心として発達してきた商店街や住宅地があり、賑わいのある景観が形成されています 《主な景観資源》  友部駅周辺の整備イメージ 【出典：道路景観整備構想】  岩間駅周辺の商店街  笠間駅周辺の商店街
景観形成方針	 ●まちの顔としてふさわしい賑わいと風格のある市街地の景観形成に努めます ●道路の舗装、街路灯等の連続性や統一感のある景観形成を図ります ●屋外広告物の規制誘導等により、周辺と調和のとれた景観形成に努めます ●空家や空店舗の利活用を促進し、まちなかの賑わい創出や良好な市街地の景観形成に努めます ●建築物等に稲田みかげ石や笠間焼等の地場産材を活用し、地域性を反映したまち並み空間の演出を図ります
関連計画での位置づけ	●市街地整備の方針について ・中心市街地においては、既存のストックを活用し、美しく賑わいのある都市空間の形成 ・JR 常磐線をはじめとする鉄道駅周辺や中心市街地においては、都市基盤施設の整備を進め、都市機能の立地を促進するとともに高度利用や商業・業務利用の更新（以上、茨城県都市計画マスタープラン） ・分かりやすさや質の高い市街地空間の形成を目指し、サイン等の案内施設整備や各地区の特性に応じたまち並み景観づくりの促進 ・市街地における都市景観の向上を図ることで、市民をはじめ、滞在者や来訪者が快適に過ごせる景観形成（以上、笠間市第2次総合計画） ・潤いのある都市景観を創出するため、公共施設や沿道の緑化等を通じて、公共空間等の緑化の推進（笠間都市計画区域マスタープラン、第2次笠間市環境基本計画） ●駅周辺の整備方針について ・笠間駅、友部駅、岩間駅周辺に形成される商店街等を含む既成市街地においては、商業施策との調整を図りながら鉄道駅からの玄関口、市街地交流空間としての賑わいづくりのための施策の設定（笠間市都市計画マスタープラン）

	・笠間駅周辺から国道50号の間の地域は、居住環境の充実を図るとともに、笠間稲荷神社を中心に交流資源も多く分布することから、笠間市の観光交流の核としてにぎわいのあるまち並みづくりを進めるとともに、笠間芸術の森公園周辺地区との連携を図りながら魅力の向上 ・友部駅を中心とする地域は、笠間市の玄関口として、駅周辺を中心に機能的で利便性の高い市街地環境の整備 ・岩間駅周辺地域は、駅東西で異なる市街地の成熟度を考慮しながら、愛宕山への入り口にふさわしい景観づくりや、地域交流センター等の公共公益施設やイベント広場等の整備を進め、利便性の高い居住環境整備（以上、笠間都市計画区域マスタープラン、笠間市都市計画マスタープラン） ●友部駅周辺の道路景観について ・一般県道平友部停車場線は、無電柱化を含めた道路景観整備を契機として『駅前顔づくり（友部駅前空地の活用）』、『交差点部の配慮（建物のエントランスと歩道との段差の解消）』、『歩行空間の創出（交差点部において建物が立地していない箇所の歩行空間を創出）』、『バス停留所利用者への配慮（バス停留所に待合用スペースやシェルターの設置）』、『区画道路交差点部の安全性（横断歩道部をカラー舗装化することで、注意喚起を図り、安全性に配慮する）』について検討（道路景観整備構想） ●規制誘導について ・鉄道駅や高速道路IC、幹線道路沿道等、市外からの来街者がアクセスする空間については、屋外広告物の規制や公共施設等についての誘導（笠間市第2次総合計画）
市民による 景観まちづくり の取り組み事例	該当なし

(3)住宅景観エリア

現況・特性	《景観特性》 ●地区計画区域や各市街地の周辺には良好な住宅地が形成されており、市民の生活と密接した景観がみられます 《主な景観資源》    石井北部・寺崎地区 鯉淵地区 岩間駅東大通り
景観形成方針	 ●ゆとりや潤いを感じられ、落ち着いた良好な住宅地景観の形成に努めます ●建築物の意匠、形態、色彩、垣柵等周囲との調和を図り、良好な住宅地景観の形成に努めます ●敷地の緑化を図り、潤いのある良好な住宅地景観の形成に努めます ●地上に設置する太陽光発電施設による周囲への景観影響を軽減するため、敷地境界からの後退や植栽による目隠し等により、良好な住宅地景観の形成に努めます ●空地や空家の利活用を促進し、良好な住宅地景観の形成に努めます ●建築物等に稲田みかげ石や笠間焼等の地場産材を活用し、地域性を反映したまち並み空間の演出を図ります
関連計画での位置づけ	●市街地整備の方針について ・中心市街地においては、既存のストック※を活用し、美しく賑わいのある都市空間の形成（茨城県都市計画マスタープラン） ・住宅地内の道路については、狭隘区間の解消、交通危険箇所の解消等の促進（笠間市都市計画マスタープラン） ●駅周辺の整備方針について ・笠間駅周辺から国道50号の間の地域は、居住環境の充実 ・岩間駅周辺地域は、駅東西で異なる市街地の成熟度を考慮しながら、利便性の高い居住環境整備 ・福原駅周辺の県営住宅や市営住宅を中心とした宅地化の促進と居住環境の維持（以上、笠間市都市計画マスタープラン） ●住環境整備の方針について ・豊かな地域の資源を生かし、産業をはじめとする笠間固有の魅力と生き生きとした活力を育み、みんなが誇れるまちづくりを目指す ・地域の特性とバランスに配慮し、一体感を育み、住む人訪れる人、みんなに愛されるまちづくりを大切にする ・市民一人ひとりが尊重され、公平・公正を基本に互いに手を携えて自治を育

	むまちづくりを目指す ・ユニバーサルデザイン※の精神を基本に、だれもが健やかに暮らせるまちづくりを目指す ・身近な地域から市内外まで、“笠間”に愛着を持った人々のふれあいを広げていくまちづくりを目指す ・ふれあいを通して豊かな文化を育み、魅力的な地域の情報を国内外に発信し続けることができるまちづくりを目指す（以上、笠間市住生活基本計画） ・笠間の素材を生かして、豊かな環境をもった良質な住宅と美しいまちづくりを目指す ・笠間の美しい自然を保全しながら、地場産業と観光資源を活性化させ、多くの人が集まるコンベンションシティ※づくりを目指す ・笠間の産業の担い手、市民同士の対話と相互交流を活性化し、新しいまちづくり文化の形成 ・次の時代を担う健全な子供たちを育てていけるまちづくりを目指す（以上、笠間市 HOPE 計画）
市民による 景観まちづくり の取り組み事例	・笠間市都市公園グリーンパートナー制度※の取り組み 実施団体一覧（いなだふれあい公園：神田自治会、鯉淵公園：柿橋総区、友部駅前児童公園：仲町区、城南やきもの通り公園：第16区、友部第一児童公園：南町三班）

※ストック …「在庫」を意味し、ここでは市街地内の道路、公園、下水道などの都市基盤施設や住宅、商業、業務、工業などの施設を指す。

※ユニバーサルデザイン …「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢、性別、国籍や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

※コンベンションシティ …国際会議など大規模な催し物の開催に備えて、施設、交通機関などを整備した都市。

※笠間市都市公園グリーンパートナー制度

…公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し、報奨金を交付することにより、市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動の推進を図ることを目的とする制度。

第6章 景観づくりに向けた施策

6.1 良好な景観形成のための施策

本市の良好な景観形成に向けては、景観という共有の財産を守り育てていくため、市民と協働しながら、計画的に景観の保全・誘導を図っていくと共に、市民アンケート等で課題として挙げられる景観阻害要因について、本市の関連施策等と併せて課題の解消を図ることが必要です。これらに対応した各施策に取り組みます。

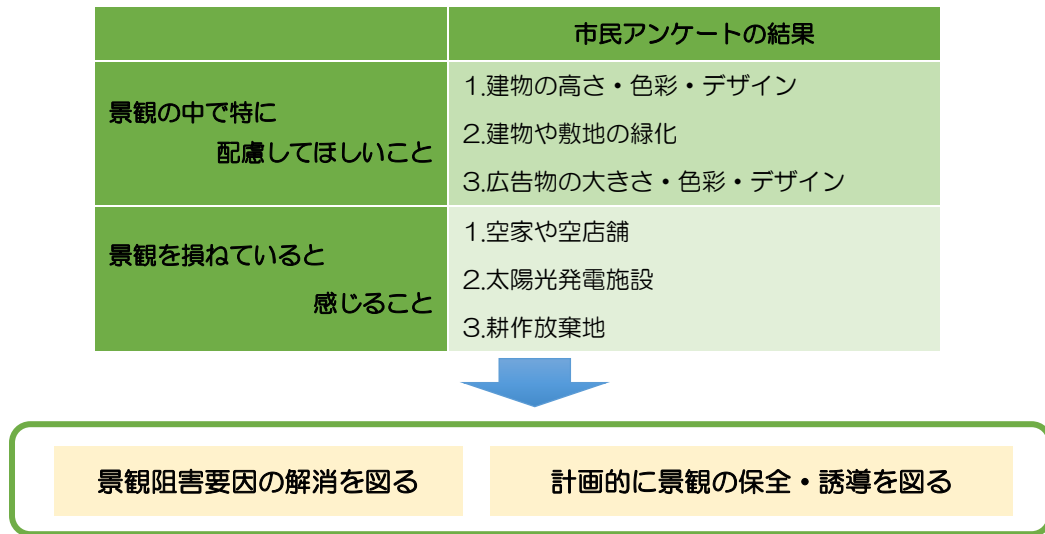


図 6-1 アンケート結果からみた対応すべき施策

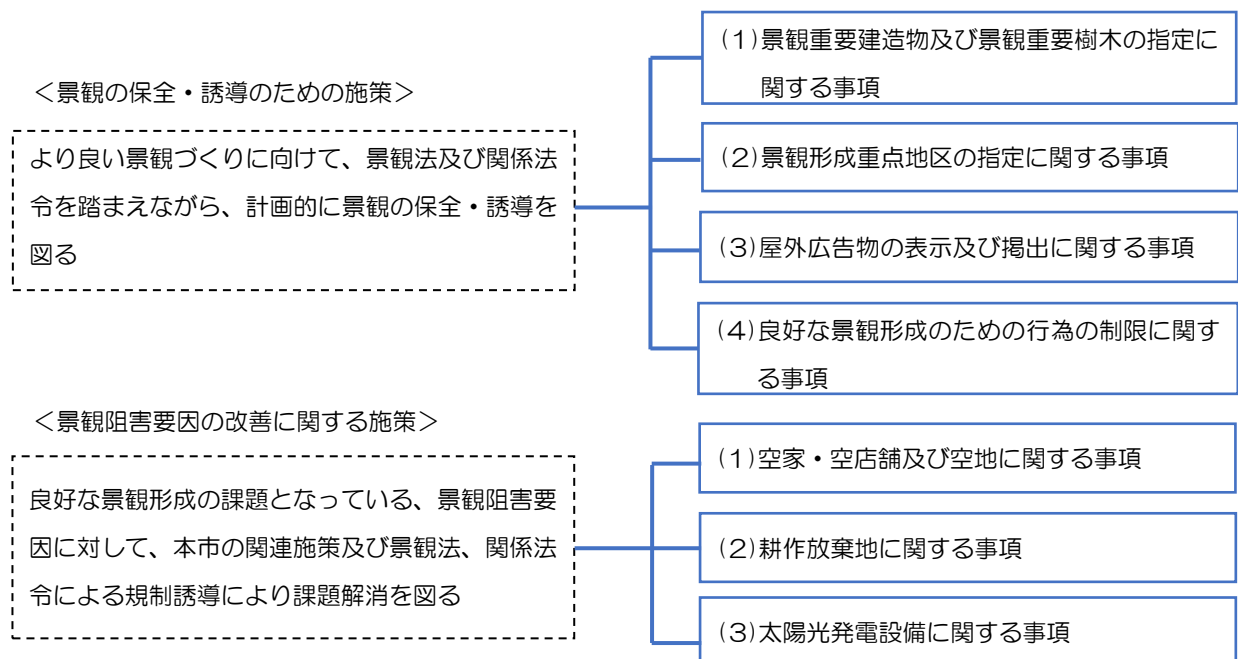


図 6-2 景観づくりに向けた施策

6.2 景観の保全・誘導に関する施策

6.2.1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項（景観法第8条第2項第3号）

優れた外観を有する建築物や樹木・樹林等の保全は、良好な景観を形成していく上で重要であることから、このような建築物等の外観を保護するため、また、樹木・樹林等を保全するための措置として「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定制度の活用検討と指定の方針を定めます。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたっては、景観整備機構※もしくは、建造物または樹木の所有者から提案があった場合に、指定に向けた検討を行います。

●景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、建築物、工作物のほか、庭園等の建造物と一体となって良好な景観を形成しているものを含めて指定することができます。

本市の良好な景観形成において重要となる建造物について、景観法に定める景観重要建造物に指定するための方針を以下に定めます。

- ・優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの
- ・市民に親しまれ、愛されているもの
- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの
- ・歴史的な建築様式を継承したもの
- ・地域のシンボリック存在となっているもの
- ・道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- ・維持管理を行う個人または団体があるもの

●景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、学校等の記念樹、公園等に植栽されたシンボルツリー、まち並みの景観を構成している並木、民家の屋敷林、社寺の御神木、良好な形状を保っている生垣等を指定することができます。

本市の良好な景観形成において重要となる樹木について、景観法に定める景観重要樹木に指定するための方針を以下に定めます。

- ・その樹容（規模、樹形）から、地域のランドマークとなっているもの
- ・地域の良好な景観形成において重要な位置づけにあるもの
- ・市民に親しまれ、愛されているもの
- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの
- ・地域のシンボリック存在となっているもの
- ・道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- ・維持管理を行う個人または団体があるもの

※景観整備機構 …一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度。

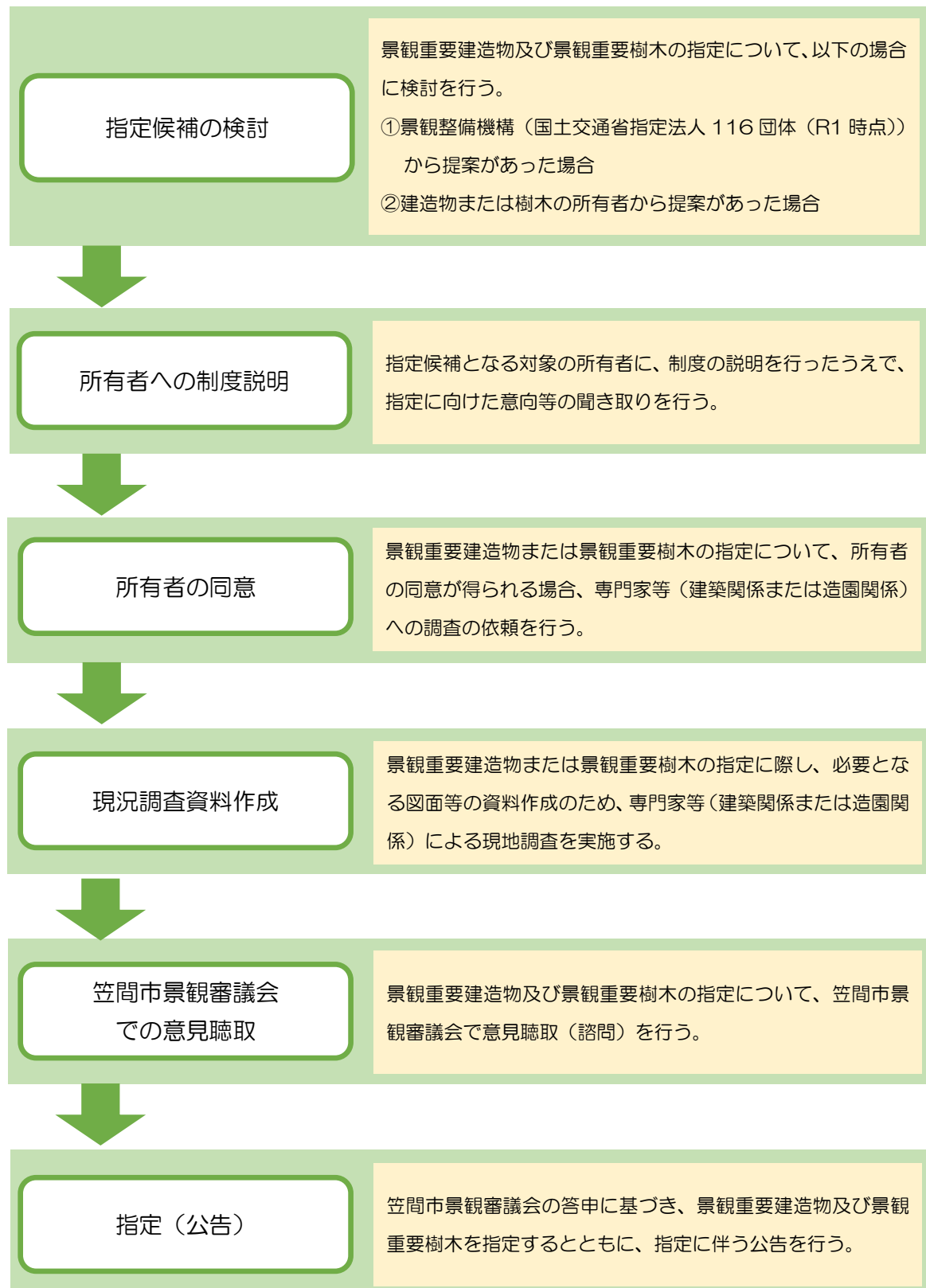


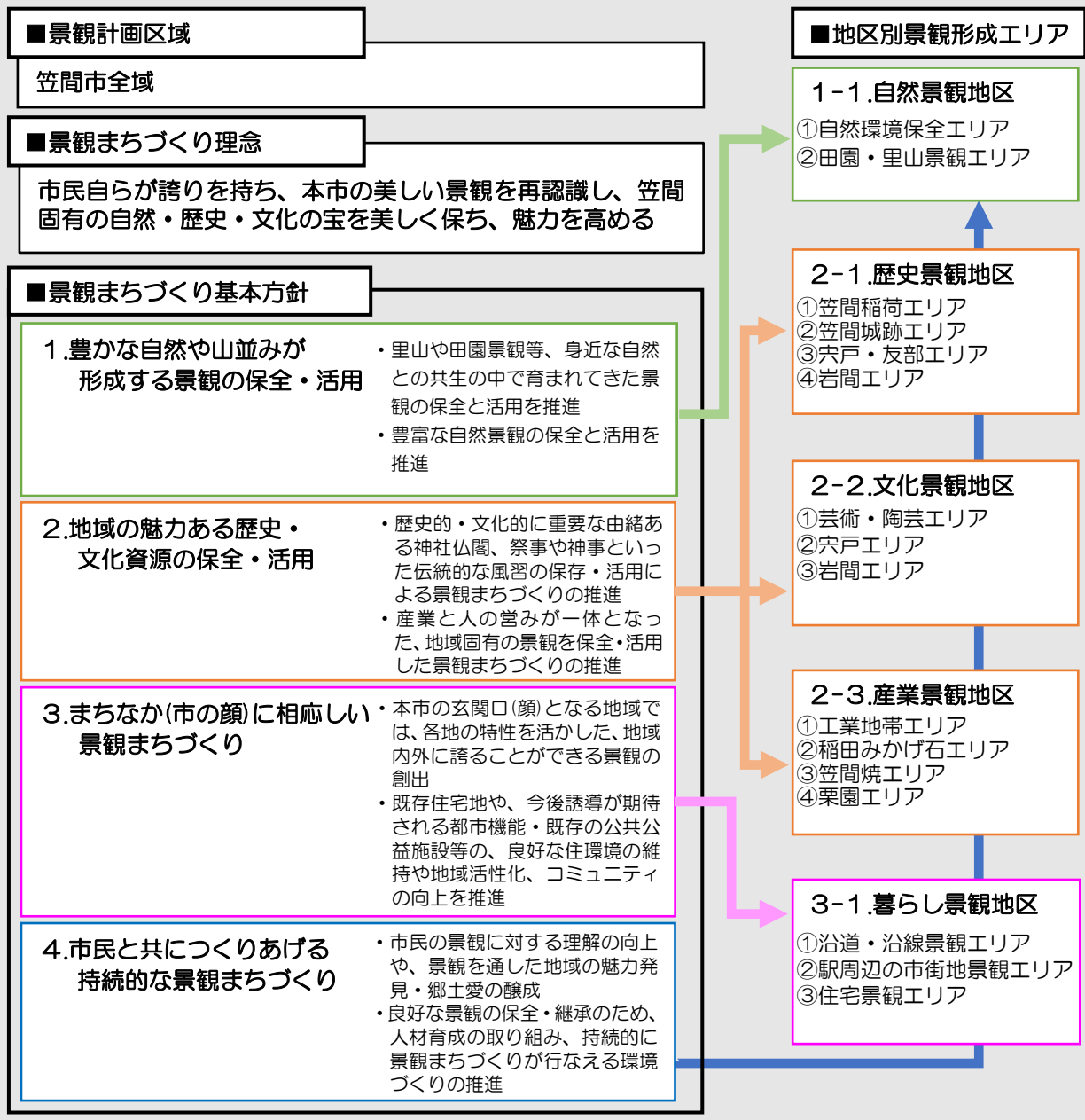
図 6-3 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定までの流れ

6.2.2 景観形成重点地区の指定に関する事項

(1) 景観形成重点地区の指定の方針

本市における景観まちづくりは、市民の意向を踏まえながら、段階的に充実させていくこととし、市全域を景観計画の対象区域として緩やかな景観誘導を図るとともに、重点的に景観形成を図るべき地区を景観形成重点地区として指定するものとします。

【笠間市全体の景観まちづくりの考え方】



【景観形成重点地区の指定の考え方】

自然や歴史、文化的な雰囲気を残し、特色ある景観形成を有する等、重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要がある地区について、地域住民の協力のもと、よりきめ細やかな景観づくりを推進する地区を景観形成重点地区に指定



図 6-4 景観形成重点地区の指定に向けた検討の流れ

(2) 景観形成重点地区の指定要件

準備段階	【必要性】 特色ある景観形成を有する地区等、本市のまちづくりにおいて重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要がある地区	【指定要件】 ・貴重な資源を有する自然環境、特色ある集落や里山の景観を有する地区 ・歴史性や文化的な雰囲気を残し、特色ある地域の景観を形成する地区 ・都市的な賑わいや風格を創出し、良好な市街地の景観を形成する地区 ・観光やレクリエーションの拠点となり、市内外から多くの人々が訪れることから、本市の顔づくりやもてなしの景観を形成する地区 ・特色ある地域の景観づくりの活動が取組まれる等、市民による景観まちづくりが促進される地区
検討段階	【景観形成重点地区の計画策定】 景観形成重点地区の範囲、景観形成方針、基準（景観形成基準）の策定	【地区別に定める内容】 ・景観形成重点地区の範囲 ・景観形成に関する方針 【基準（景観形成基準）に定める内容】 ・建築物の敷地における位置、規模、形態、意匠、色彩に関する事項 ・工作物又は広告物の位置、規模、形態、意匠、色彩に関する事項 ・土地の形質の変更、緑化等に関する事項 ・その他優れた景観づくりに有効であると認める事項
	【届出対象行為】 届出が必要な行為	【届出が必要となる行為の内容】 ・建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は外観の色彩の変更 ・屋外広告物の設置、改造、移転、修繕又は色彩の変更 ・土地の形質の変更 ・太陽光発電施設の設置
	【規制等】 遵守されない場合の対応	【規制効力】 ・市独自の条例制定により、助言及び指導、命令又は勧告等が可能となる ・景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し必要な措置を講ずるよう助言及び指導、又は勧告することができる

6.2.3 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

本市の屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出に関する基準としては、現在、「茨城県屋外広告物条例（昭和 49 年 3 月 30 日茨城県条例第 10 号）」の許可基準が適用されます。

屋外広告物は、良好な景観形成を図っていく上で重要な要素であることから、茨城県屋外広告物条例の遵守に努め、適正な規制誘導を図るものとします。

また、今後は、本市の景観形成における特徴や課題を踏まえながら、周辺のまち並みと調和のとれた屋外広告物の規制誘導の在り方について検討するとともに、本市独自の屋外広告物条例の制定について検討を進めます。

（参考）茨城県屋外広告物条例の概要

【屋外広告物に対する規制の内容】

規制の目的

- 良好な景観の形成
- 風致の維持
- 公衆に対する危害の防止

具体的には、どのような場合であっても表示することができない広告物（禁止広告物）をはじめとして、広告物を表示してはいけない場所や物件（禁止地域・禁止物件）及び許可を行うにあたっての基準（許可基準）等を定める。

※詳細な屋外広告物に対する規制内容は、「屋外広告物のてびき」（茨城県）に準ずる。

6.2.4 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

景観計画区域（市全域）において、良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる行為（一定規模以上の建築物及び工作物等）については、景観法に基づく届出を義務づけます。

建築物・工作物の建設などすべての行為：

景観まちづくりの理念及び基本方針、景観形成基準に基づき、笠間市の良好な景観形成に配慮する

一定規模以上の行為（届出対象行為）：景観法に基づき、届出を義務づける

(1) 届出対象行為（景観法第16条第1項）

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観の過半を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの又は延床面積が 1,000㎡以上となるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観の過半を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15m（擁壁にあっては5m）を超えるもの 地上に設置する太陽光発電施設にあっては、 地上からモジュール※（パネル）の上端までの 高さが10mを超えるもの又はモジュール （パネル）の合計面積が1,000㎡以上のもの
開発行為※	区域の面積が1,000㎡以上のもの（ただし 3,000㎡未満の自己の居住の用に供する 専用住宅の建築目的の場合を除く）
土地の形質の変更※	区域の面積が3,000㎡以上のもの

(2) 特定届出対象行為（景観法第17条第1項）

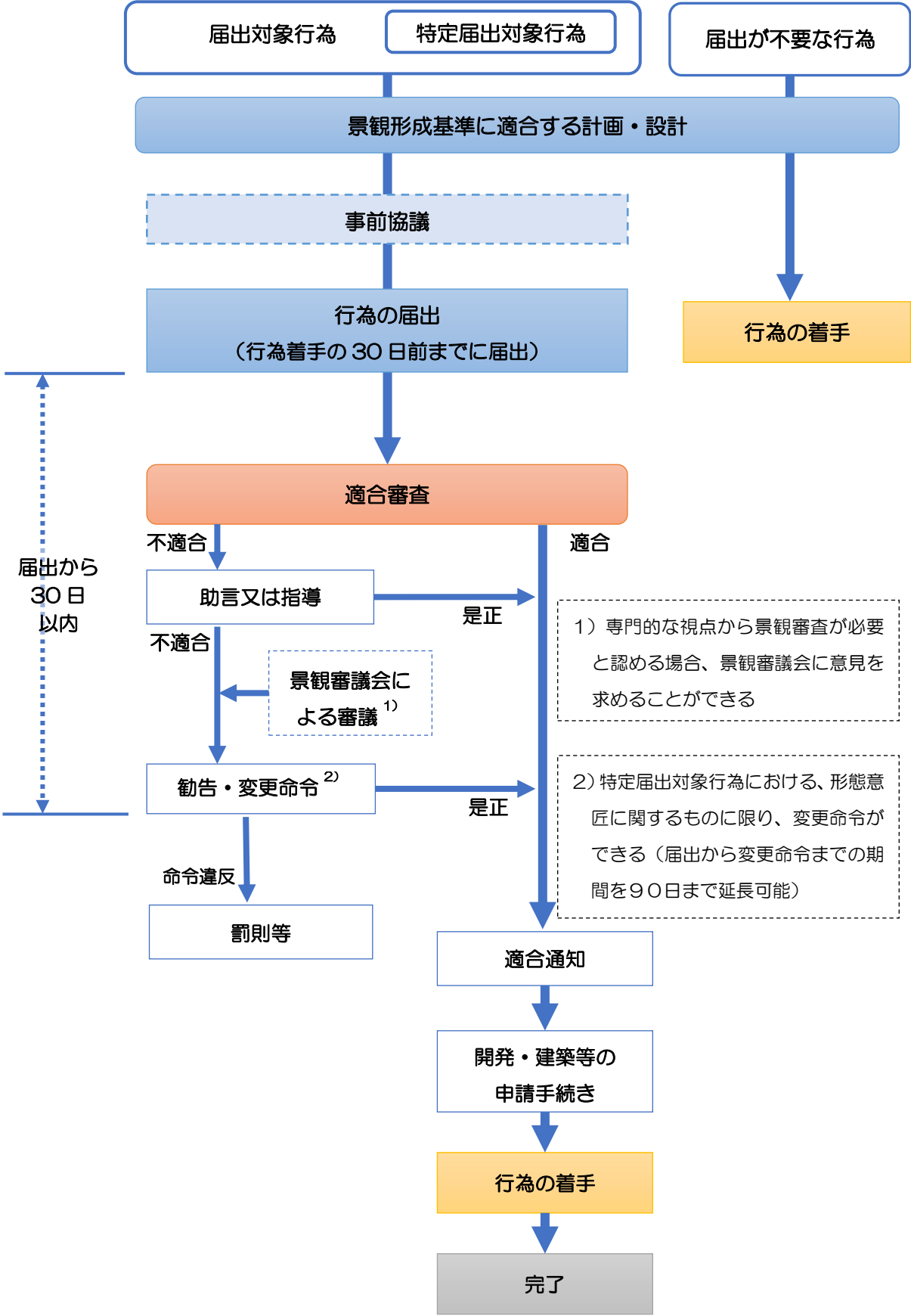
(1)の届出対象行為のうち建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

※モジュール …半導体を重ね合わせて作られた「セル（=太陽電池）」という四角い薄い板を直列で複数枚組み合わせたもの。

※開発行為 …主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更（道路・水路による区画割、1mを超える盛土・2mを超える切土、地目の変更）のこと。

※土地の形質の変更 …建築物の建築等を伴わない、土地の形状を変更する行為（1mを超える盛土・2mを超える切土、地目の変更）のこと。

(3)届出の流れ



(4) 景観形成基準

表 6-1 景観形成基準（建築物）

項目

景観形成基準

配置・規模

- ・良好な住環境の維持・保全を図るため、建築物の壁面位置は周辺と統一し、道路境界からできる限り後退させ、ゆとりある景観形成に配慮します。
- ・周辺の景観と調和し、建築物の高さが突出しないように配慮します。

形態・意匠

- ・屋根の形状や外壁は、隣接する建築物との連続性や圧迫感の軽減に配慮するとともに、周辺の景観と調和した形態意匠となるよう工夫します。
- ・周辺の景観と調和し、まち並みの統一感や連続性に配慮します。
- ・建築物の素材は、維持管理に優れ、光沢や反射するものを避けた、まち並みとして景観になじむ落ち着いた着きの感じられる素材を使用します。

建築物の高さが突出しないように配慮します

周辺の景観と調和した形態意匠

建築物の壁面位置の後退

- ・建築物の外壁、屋根、建築設備及び付帯施設等は、建築物本体、周辺のまち並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とします。
- ・マンセル表色系における彩度は以下のとおりとします。ただし、アクセントカラー（10分の1以下の範囲内）等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存のまち並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではありません。

色相	彩度	明度
R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	6 以下	—
GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）	4 以下	—

【適用除外】

- ・着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、上に掲げる色彩の範囲は適用しません。
- ・他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとします。

○建築設備

- ・屋外階段や建築物に付帯する設備類は、建築物本体と調和し、一体感のあるデザインに配慮します。
- ・屋上施設や室外機等の建築設備は、外部から目立たないように配置するか、ルーバー等の目隠しを講じるよう努めます。

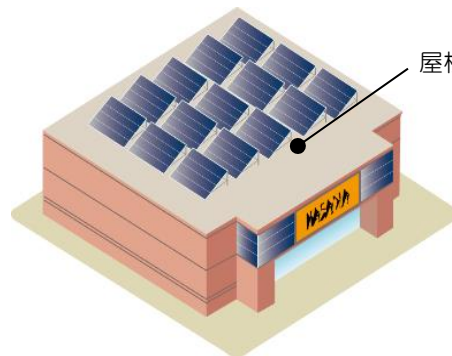


付帯する設備類は、一体感のあるデザインに配慮します

室外機などは、ルーバーなどの目隠しを講じるよう努めます

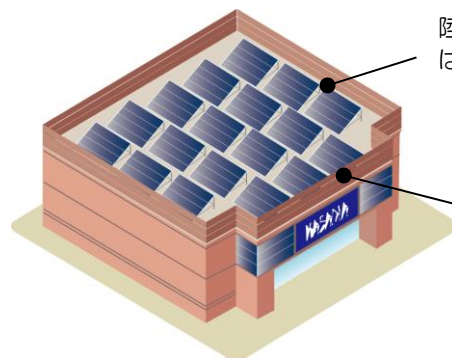
○太陽光発電施設

- ・太陽光パネルは、できるだけ低反射のものを使用し、黒または濃紺色等の低明度で目立たないものとしします。
- ・勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルが当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的なデザインに配慮します。



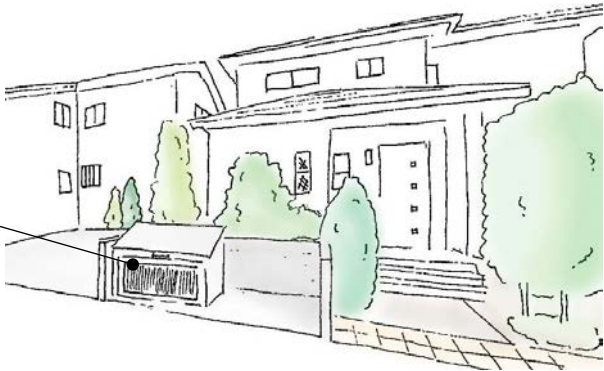
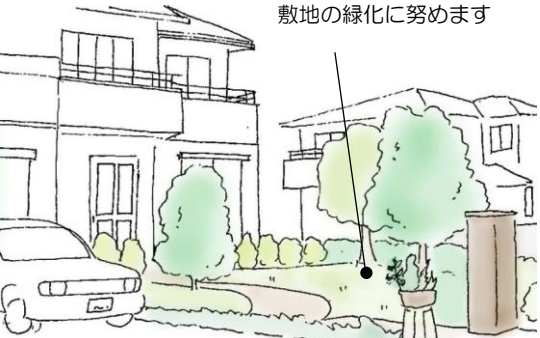
屋根と一体的なデザインに配慮

- ・陸屋根に別途設置する場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。
- ・外壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないものとし、建築物と一体的なデザインに配慮します。



陸屋根に別途設置する場合はルーバー等による目隠し

外壁面に設置する場合は壁面の外縁部よりはみ出ない

付帯施設等	・駐車場やごみ置き場等の付帯施設は、緑化や遮へい等により、景観的な修景に配慮します。 ・立体駐車施設等は建築物と一体的な外観に配慮します。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮します。 緑化や遮へい等により、 景観的な修景に配慮します 
敷地の緑化	・住宅地においては、周辺景観と調和した敷地の緑化に努め、うるおいの感じられる景観形成に配慮します。 ・商業施設等においては、大規模な駐車場を設置する場合は、外周部及び駐車場内の緑化に努め周囲の景観との調和に配慮します。 敷地の緑化に努めます  駐車場外周部及び駐車場内の緑化に努めます 

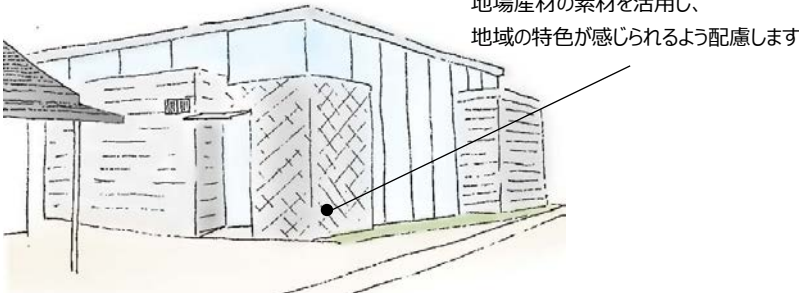
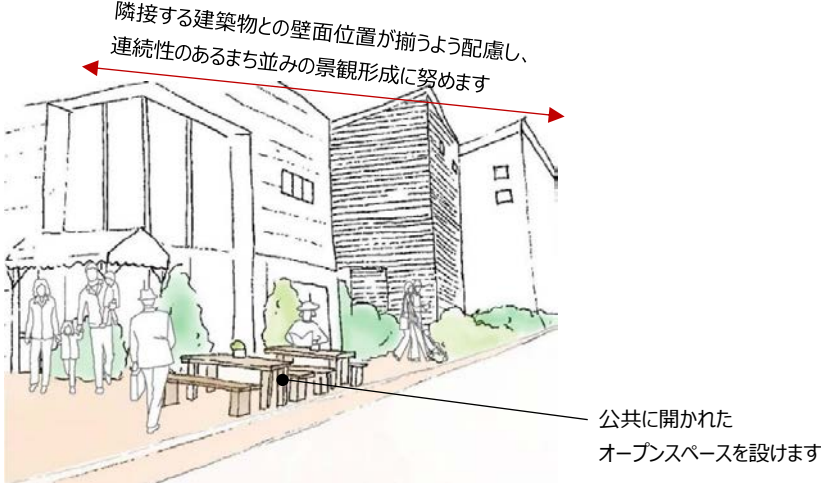
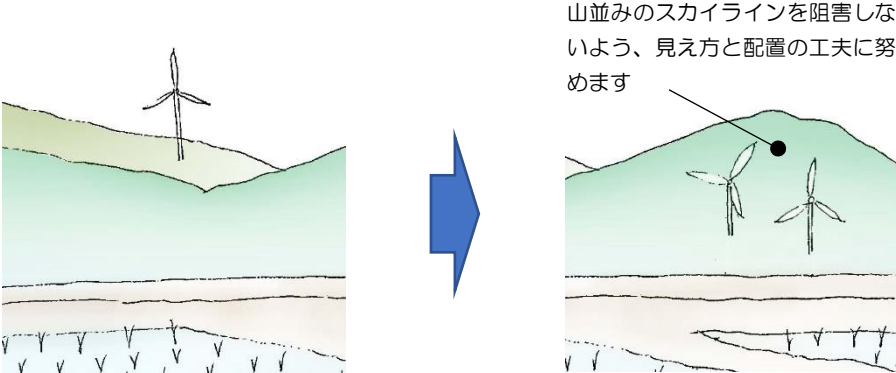
文化景観地区	・ 祭事やイベント等が行われる地域では、敷地の一部を開放する等、地域のもてなしが感じられる文化的な景観形成に配慮します。 ・ 地場産材の素材を活用する等、地域の特色が感じられるよう配慮するとともに、周辺の景観と調した形態意匠となるよう工夫します。 
産業景観地区	・ 工場等の規模が大ききものは、道路や隣接する敷地との間に、緑化による緩衝帯を設ける等、ゆとりある景観形成に配慮します。 ・ 伝統的な産業が継承される地域では、積極的に地場産材の素材を活用する等、地域の特色が感じられるよう配慮します。 
暮らし景観地区	・ 商業業務施設やマンション等の規模が大ききものは、周辺の景観の調和に配慮し、公共に開かれたオープンスペースを設ける等、ゆとりある景観形成に配慮します。 ・ 市街地や幹線道路沿い等の建築物が連続する地域は、隣接する建築物との壁面位置が揃うよう配慮し、連続性のあるまち並みの景観形成や、賑わいなどの演出に努めます。 

表 6-3 景観形成基準（工作物※太陽光発電施設は除く）

項目	景観形成基準
配置・規模	○垣、柵、塀、擁壁等 ・設置に際しては、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えることのないよう、位置及び規模に配慮します。 ○鉄塔、アンテナ、風力発電施設等 ・眺望景観を損なわないよう、眺望点からの見え方等、配置の工夫に努めます。 ・鉄塔、風力発電設備を設置する場合は、山並みのスカイラインを阻害しないよう、見え方と配置の工夫に努めます。  ○屋外広告物 ・広告物の規模は、まち並みの景観を損なわないよう、できるだけ小規模にします。
形態・意匠	○垣、柵、塀、擁壁等 ・柵や塀、門柱・門扉等は、維持管理に優れた素材を使用し、建築物本体と調和するよう形態や意匠を工夫することで、まち並みと調和するよう配慮します。また、生け垣等は周辺植生との調和に配慮するよう努めます。 ・擁壁は、圧迫感を与えないように分節するとともに、周辺の景観に調和するよう修景の工夫に努めます。 ○鉄塔、アンテナ、風力発電施設等 ・周辺の景観と調和する色彩に配慮します。 

形態・意匠

○屋外広告物

- ・建築物の外壁等に設置する広告物は、建築物と一体的なデザインとなるよう、意匠・形態、素材、色彩等に配慮します。
- ・広告塔等の独立看板を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、建物本体との調和等、周辺の景観を損なわないよう配慮します。
- ・看板の地色には、高彩度色や蛍光色をできるだけ使用しないよう配慮します。

看板の地色には、高彩度色や蛍光色を
できるだけ使用しないよう配慮します



広告塔等の独立看板
を設置する場合は、集
約化等を図ります

○共通基準

- ・工作物の表面は、自然環境と調和した落ち着いたある低彩度の色彩を基調とし、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めます。
- ・マンセル表色系における彩度は以下のとおりとします。ただし、アクセントカラー（10分の1以下の範囲内）等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存のまち並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではありません。

色相	彩度	明度
R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	6以下	—
GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）	4以下	—

【適用除外】

- ・着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、上に掲げる色彩の範囲は適用しません。
- ・他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとします。

表 6-4 景観形成基準（開発行為・土地の形質の変更）

項目	景観形成基準
方法等	・自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えけるとともに、大きな法面や擁壁等を生じないように努めます。 ・法面を形成する場合は、緩やかな勾配とし、地被類等により緑化に努めます。  緩やかな勾配とし、地被 類等により緑化に努めま す 大きな法面や擁壁等を 生じないように努めます

参考：地区別景観特性に応じて配慮すべき景観形成誘導イメージ

表 6-5 景観形成誘導イメージ（工作物※太陽光発電施設は除く）

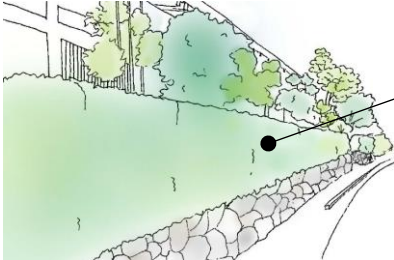
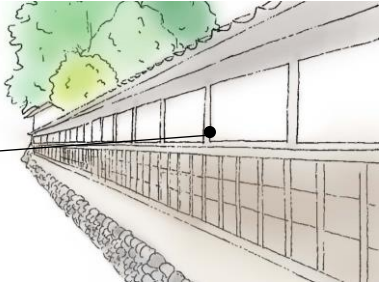
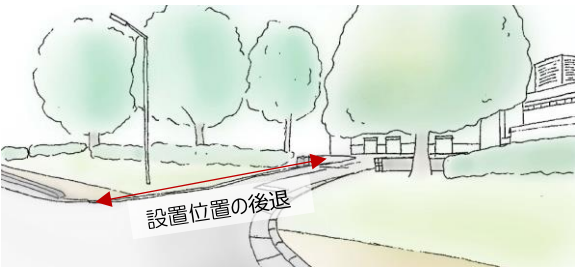
地区	景観形成誘導イメージ
自然景観地区	・ 柵や塀、門柱・門扉等は、高い構造とならないよう配慮するとともに、生垣、石積み、板塀等の自然素材を使用するよう努めます。 ・ 屋敷林や地域の自然の植生を生かし、緑の連続性と自然との調和に配慮します。  生垣、石積み、板塀等の自然素材を活かし 景観との調和をはかります
文化景観地区 歴史景観地区	・ 柵や塀、門柱・門扉等は、高い構造とならないよう配慮するとともに、伝統的な意匠を継承する等の歴史的な景観との調和に努めます。  歴史的な意匠を継承し景観 との調和をはかります
産業景観地区	・ 柵や塀、門柱・門扉等は、設置位置の後退等により、歩行者に圧迫感を与えない工夫をします。 ・ 敷地内の緑化と合わせてゆとりの感じられる構造とし、建築物と調和する規模、形態・意匠、素材等に配慮します。  設置位置の後退
暮らし景観地区	・ 柵や塀、門柱・門扉等は、防災や防犯性にも配慮しながら、植栽と調和した透過性の高い構造とし、通気性が良く感じられるよう工夫します。  防災や防犯性にも配慮しながら、 植栽と調和した透過性の高い構造とします

表 6-6 景観形成基準（太陽光発電施設＜工作物①＞）

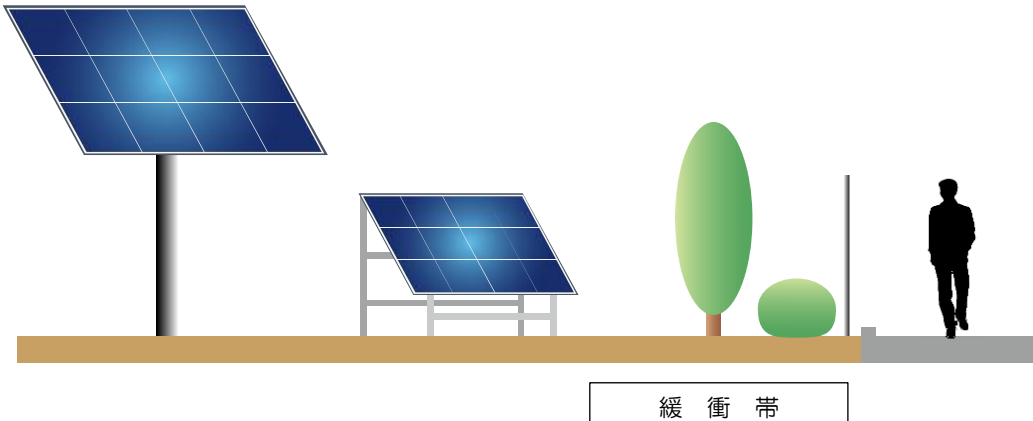
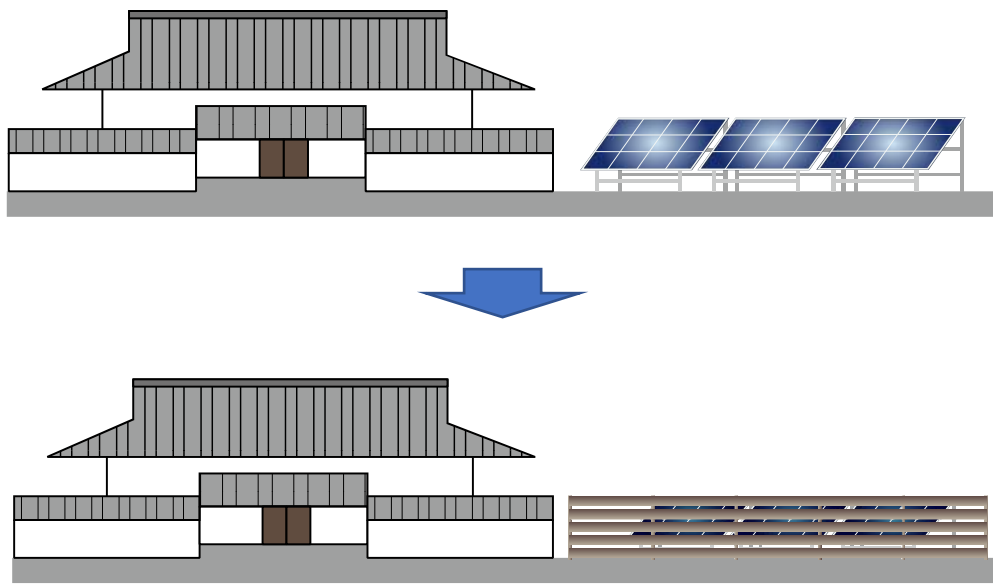
項目	景観形成基準
配置	・「笠間市内における太陽光発電施設設置事業と住環境との調和に関する条例」に定める「抑制区域」への設置は避けるものとします。 ・近隣の道路や住居等への反射、圧迫感等の影響に配慮し、できる限り後退して配置するなどの工夫をします。 ・植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しや緑化などの措置を講ずるよう努めます。 
	・指定文化財等の地域資源への近接を避けるとともに、周辺景観との調和に配慮します。 

表 6-7 景観形成基準（太陽光発電施設＜工作物②＞）

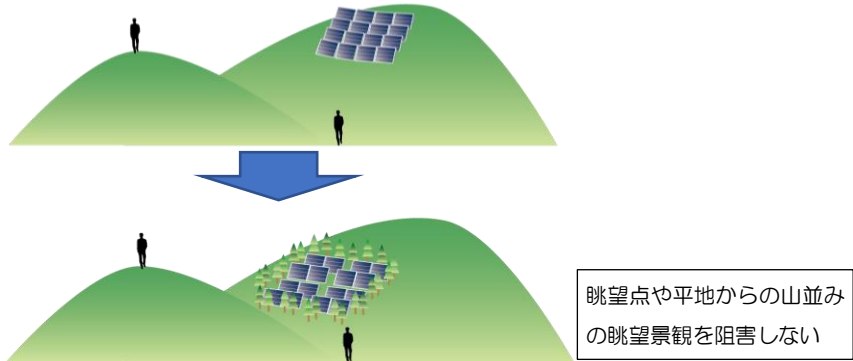
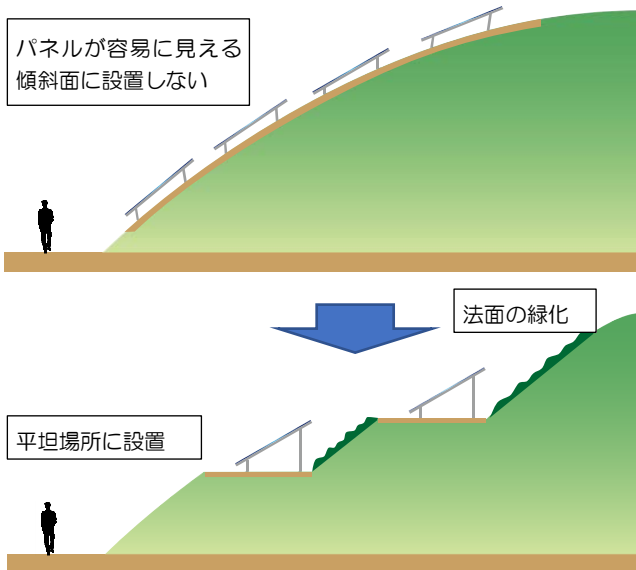
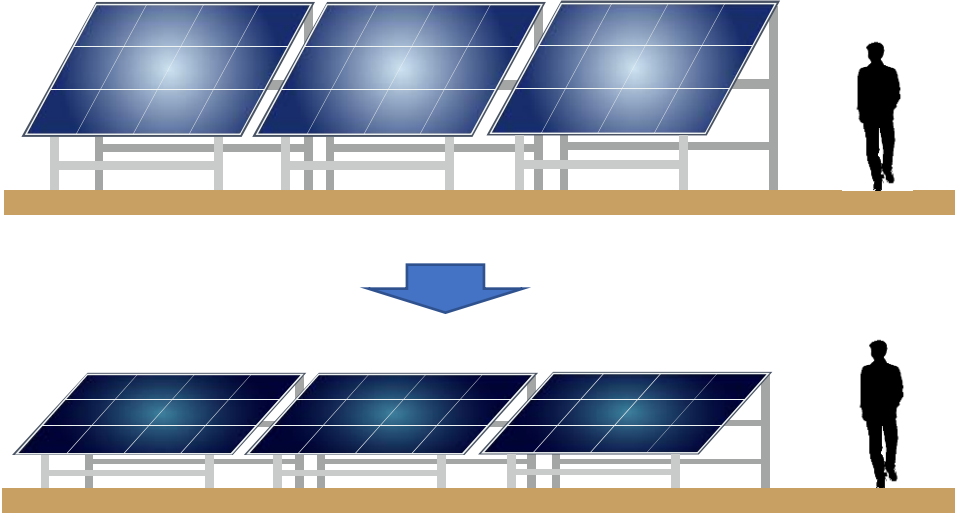
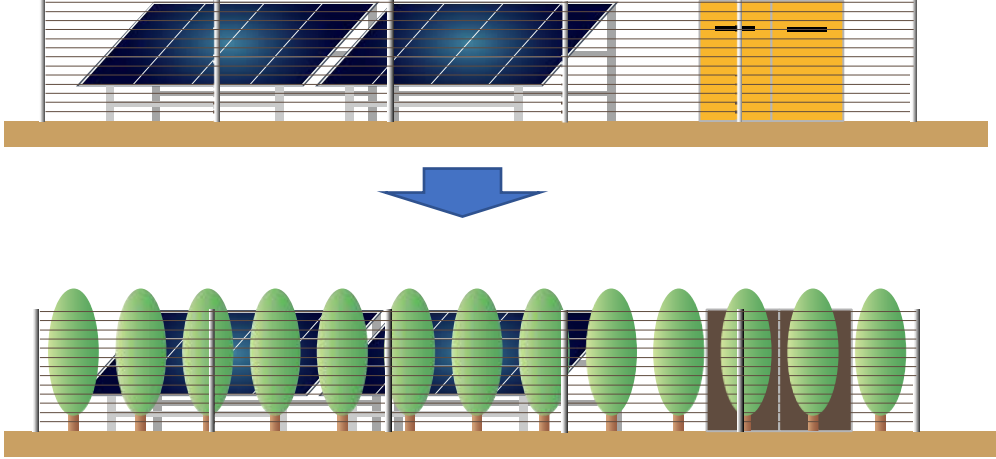
項目	景観形成基準
配置	- 本市の豊かな山並みの眺望景観を保全するため、主要な眺望点※1 から望見できる距離（近景～中景の範囲※2）への設置は、できる限り避けるものとします。 - 平地からみた豊かな山並みの眺望景観を保全するため、山間部への設置はできる限り避けるものとします。 - 視認が避けられない場合は、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるよう色彩、植栽及び配置等の工夫をするとともに景観を阻害しないように努めます。  眺望点や平地からの山並みの眺望景観を阻害しない ※1 主要な眺望点（公園や展望台等既存で眺望が確保されているもの） 1 佐白山（笠間つつじ公園・石倉） 2 飯田ダム 3 石切山脈 4 常陸国出雲大社 5 北山公園 6 愛宕山（愛宕神社・愛宕山公園） 7 工芸の丘 8 吾国山 ※2 近景 0～400m程度。中景 400m～2.5 km程度 近景：視対象の意匠や素材、表面の仕上げを理解することができ、構成要素の動きなどを理解することができる程度の景観。 中景：視対象自体に明暗や色彩の違いを認識することができ、視対象自体の形態や意匠、動きや構成要素の配置等を理解できる程度の景観 - 山間部の斜面等に設置する場合は、パネルが容易に見えないよう切土・盛土による段差を設け、平坦な箇所へのパネルの設置に配慮します。 - 法面の緑化を図り、山間部の景観の調和と森林の回復に努めます。 （その他技術基準は「林地開発許可申請の手引き（茨城県）」に準じます）  パネルが容易に見える傾斜面に設置しない 平坦場所に設置 法面の緑化

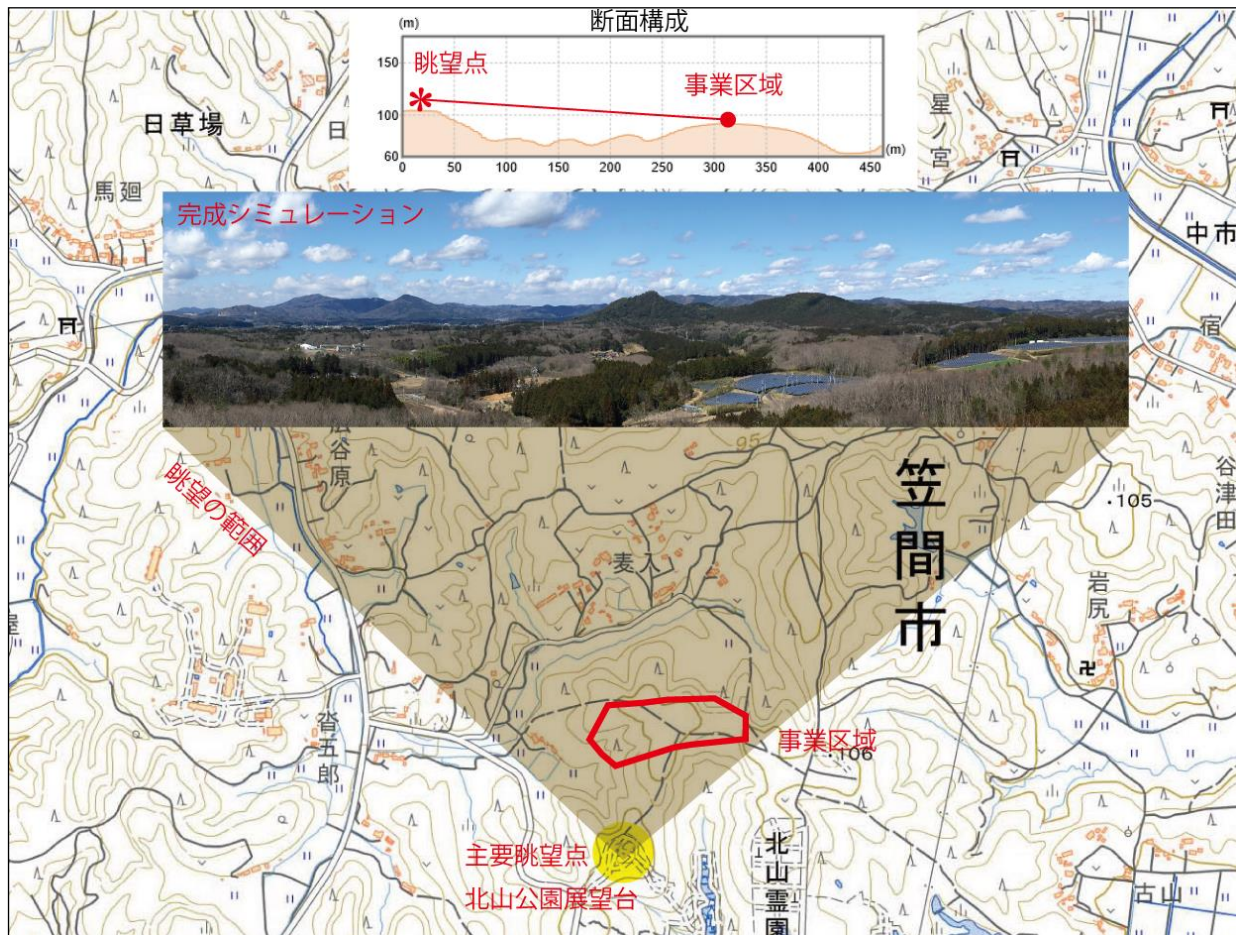
表 6-8 景観形成基準（太陽光発電施設＜工作物③＞）

項目	景観形成基準
形態・意匠	- 太陽光パネルは、できるだけ低反射のものを使用し、黒または濃紺色等の低明度で目立たないものとします。 - 地上からパネルの上端までの高さを抑え、歩行者等への圧迫感の軽減に努めます。 
付属設備	太陽光発電施設の付属設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）は、明度・彩度が低いもので統一する等、周辺景観と調和した色彩とします。 

参考：大規模な太陽光発電施設事業のシミュレーションの作成例

太陽光発電施設事業の計画にあたって、「笠間市内における太陽光発電施設設置事業と住環境との調和に関する条例」の規定に該当する場合（事業区域の面積が 10,000 平方メートルを超える事業に適用する。）、眺望景観への影響や周囲の景観への影響について、フォトモンタージュ※などによる景観シミュレーションを事業者が実施し、景観への影響軽減に努めます。

■眺望景観シミュレーションの作成例



■景観の配慮なしの場合



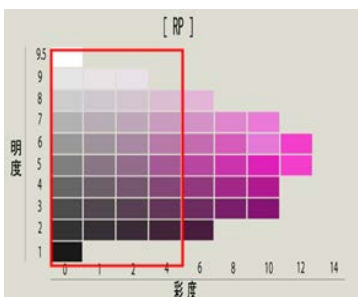
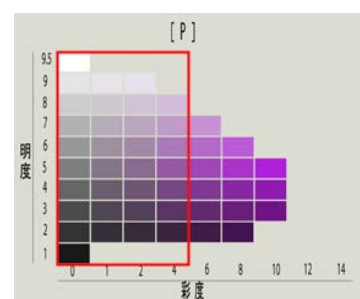
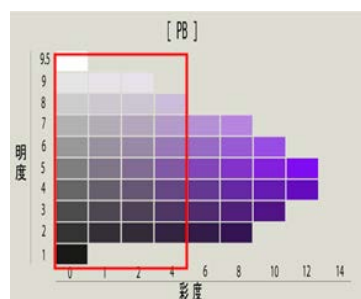
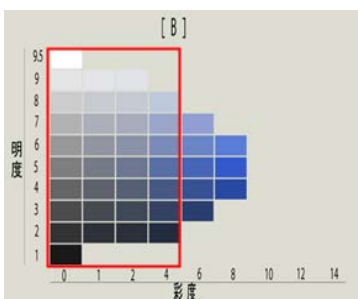
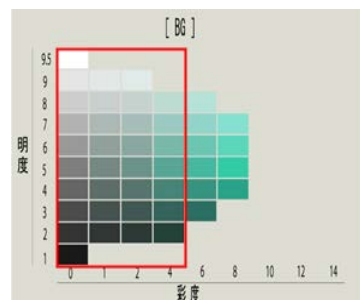
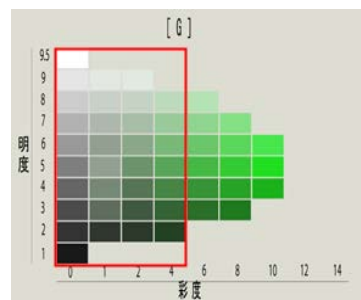
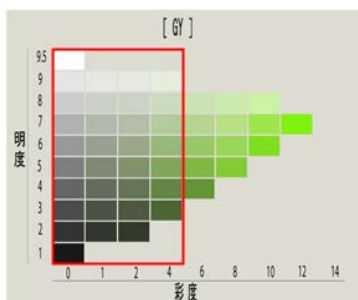
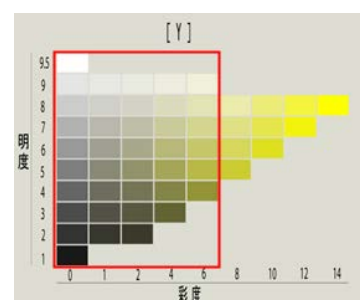
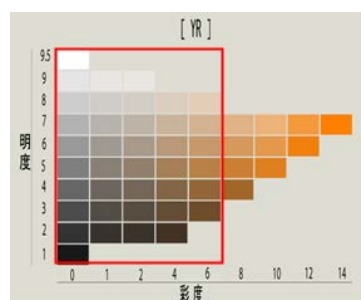
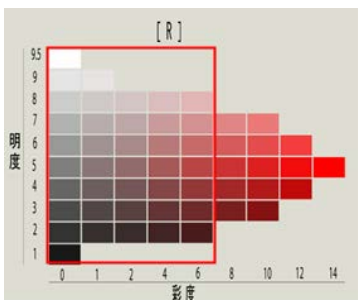
■敷地の緑化及びパネルの配置の分節を行った場合



※フォトモンタージュ …現状の写真を撮影し、その上に整備する施設等の画像を貼り込み、将来の景観を表現する手法。

【参考 マンセル表色系】

- 色相(Hue)は、赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5色と、それぞれの間の黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(PR)の5色の中間色相を加えた10色の色相が基本になります。
- 明度(Value)は完全な黒を0、完全な白を10として、この間を等間隔に11段階に分けています。
- 彩度(Chroma)は無彩色を0として最大14程度までとなっています。
- 表示方法は有彩色の場合はH V / Cで表します。無彩色はNで表します。



 色彩基準範囲

6.3 景観阻害要因の改善に関する施策

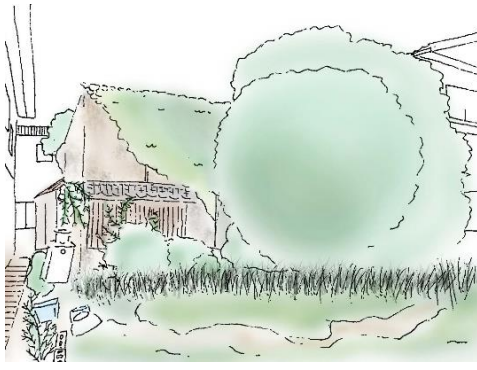
6.3.1 空家・空店舗及び空地に関する事項

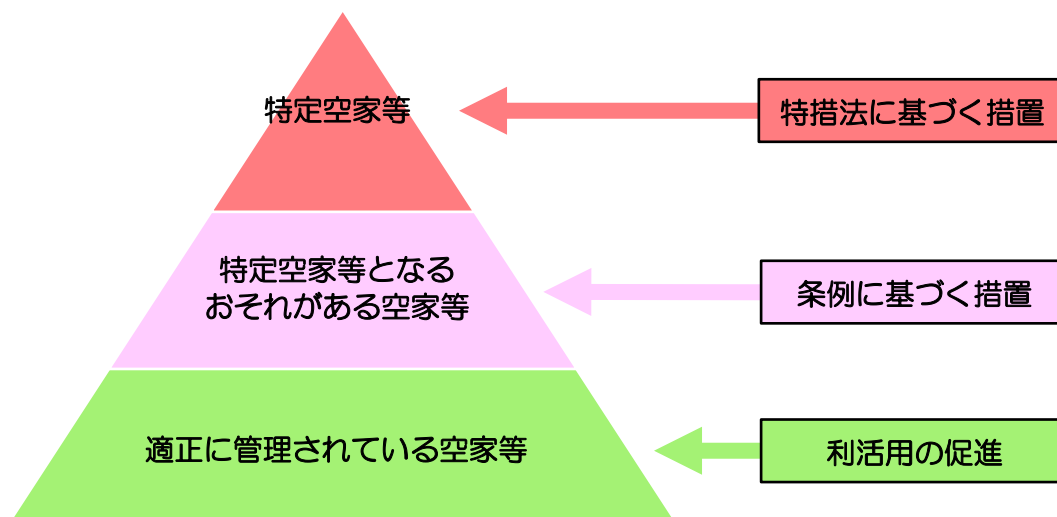
近年、少子高齢化や経済的事情などの理由で発生した空家・空店舗が、老朽化、荒廃化することによる倒壊や犯罪等の危険性、適正な管理が行われていないことによるまちなみ観の欠如など、周辺住民に悪影響を及ぼしていることが全国的に社会問題になっています。

空家・空地の増加は、本市の景観に関する市民アンケートの結果でも、景観阻害要因として挙げられており、改善すべき課題として対策が必要となっています。

そのような中、本市では空家特措法（空家等対策の推進に関する特別措置法）に基づく「笠間市空家等対策計画」が策定されており、本計画に基づいた空家等の適正管理により、景観の改善に取り組んでいくものとします。

表 6-9 空家・空店舗・空地に関する景観の課題の例

	現況	景観の課題	対応方針
空家		住宅地において、空家の適切な管理が行われていないことにより、敷地に雑草等の繁茂やゴミの放置が見られ、周囲の景観を著しく阻害しているほか、害虫の発生など衛生上有害となるおそれのある状態です。	関係課と連携し、「笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例」により所有者への適正な管理を促すとともに、空家特措法に関する制度活用等を検討しながら、安全の確保と景観の改善を図ります。
空店舗		空店舗が幹線道路から容易に見える位置にあり、周囲の景観を著しく阻害しているほか、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態です。	関係課と連携し、「茨城県屋外広告物条例」により屋外広告物等の危険な工作物は速やかに撤去を要請するとともに、空家特措法に関する制度活用等を検討しながら、安全の確保と景観の改善を図ります。
空地		住宅地において、空地が放置され、雑草等が繁茂し、周囲の景観を著しく阻害しているほか、害虫の発生など衛生上有害となるおそれのある状態です。	関係課と連携し、「笠間市すみよい環境条例」により所有者への適正な管理を促すとともに、空家・空地バンク制度による空地の利活用を推進しながら、安全の確保と景観の改善を図ります。



■「特定空家等」とは以下のような状態を言い、特定空家等に判定された場合、助言又は指導を行うものです。それでも改善されない場合は、勧告、命令、行政代執行の順に措置を行います。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

■「特定空家等となるおそれがある空家等」については、市条例に基づき、必要な措置をとるよう、助言又は指導を行います。

■「適正に管理されている空家等」については、有効な資源として利活用することにより、地域の活性化も期待できることから、所有者等に空家・空地バンク制度への登録を勧め、空家等を活用した移住・定住を推進します。

図 6-5 笠間市空家等対策計画に基づく適正管理

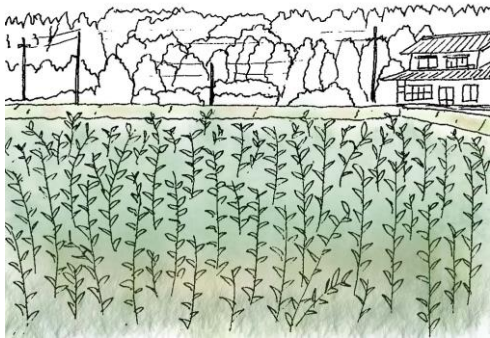
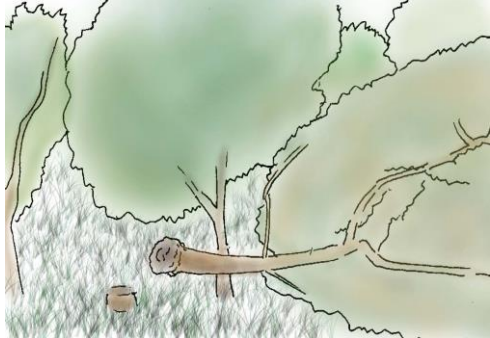
6.3.2 耕作放棄地に関する事項

本市を代表する景観特性として、田園や里山の良好な景観形成が挙げられますが、農業の担い手不足などの影響により、優良農地の減少や耕作放棄地の増加が進むことで、良好な田園景観が失われてしまう懸念があります。

耕作放棄地については、本市の景観に関する市民アンケートの結果でも、景観阻害要因として挙げられており、改善すべき課題として対策が必要となっています。

本市の取り組みとして、農地利用最適化の推進により、耕作放棄地の発生防止と解消のため、新規就農の促進、担い手への農地の利用集積などを行うことで解消を図っていくものとします。

【耕作放棄地に関する景観の課題の例】

現況	景観の課題	対応方針
	農村地域において、農地等の適切な管理が行われていないことにより、雑草が繁茂し、周囲の田園景観を阻害している状態です。	関係課と連携し、耕作放棄地の発生防止と解消に向けて、担い手への農地の利用集積などを促進することで、田園景観の保全を図ります。
	栗園が広がる地域において、樹園地等の適切な管理が行われていないことにより、本市の景観特性でもある豊かな栗園の景観が損なわれている状態です。	関係課と連携し、耕作放棄地の発生防止と解消に向けて、担い手への農地の利用集積などを促進することで、豊かな栗園の景観の保全を図ります。

【農地利用最適化の推進事業】

■ 荒廃農地対策について

- ・優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化のため、農地の利用状況調査を農業委員会が毎年実施します。
- ・把握した荒廃農地について、再生利用が可能か困難かを判断します。
- ・農地中間管理事業による農地の集積・集約化により、耕作放棄地の発生を抑制・防止します。また、農地整備を実施する際に、荒廃農地がある場合には併せて整備します。

○現状の把握

- ・A 分類（再生利用が可能な荒廃農地）
 抜根、整地、客土等の再整備により、通常の農作業が可能と見込まれる荒廃農地



- ・B 分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）
 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる荒廃農地

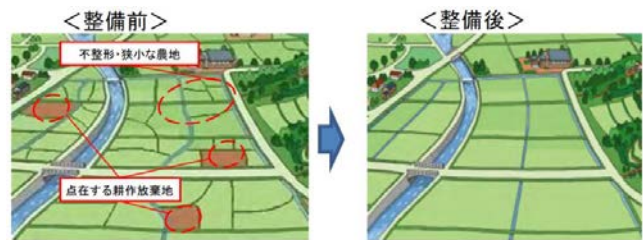


○耕作放棄地の発生抑制・防止

農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進め、農地を担い手につなぐことにより、耕作放棄地の発生を抑制・防止



○農地整備を実施する際に、再生利用が可能な荒廃農地がある場合には併せて整備



6.3.3 太陽光発電施設に関する事項

東日本大震災に起因する、原子力発電所の稼働停止による電力供給不足を背景に、再生可能エネルギー発電の必要性が高まり、太陽光発電施設の設置が急速に進んだ一方で、防災、景観、自然環境など、様々な面での影響が出ており社会問題化しています。

このような太陽光発電施設の増加は、本市の景観に関する市民アンケートの結果でも、景観阻害要因として挙げられており、改善すべき課題として対策が必要となっています。

本市においては「笠間市内における太陽光発電施設設置事業と住環境との調和に関する条例」が制定されており、本条例に基づいた適切な運用と、景観法による届出対象行為及び景観形成基準への適合を求めることで、良好な景観形成に向けた運用を図るものとしします。

表 6-10 太陽光発電施設に関する景観の課題の例

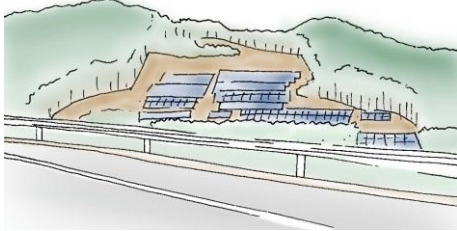
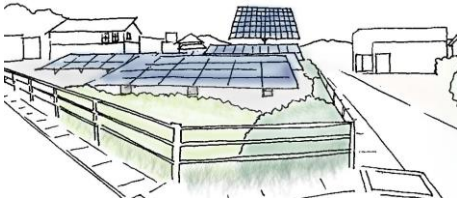
現況	景観の課題	対応方針
	山間部において、山頂付近まで山林を切り開いて太陽光発電施設を設置されることにより、本市の良好な自然の眺望景観が損なわれるなど、周囲の景観との調和が図られていない状態です。	関係課と連携し、「太陽光発電施設設置事業に関する条例」、「太陽光発電施設の適正な配置・管理に関するガイドライン（茨城県）」に基づいた適切な運用と、景観法による届出対象行為及び景観形成基準への適合により、景観の改善を図ります。
	住宅地において、家屋よりも高く突出した太陽光発電パネルが建設され、歩行者等への圧迫感が懸念されるなど、周囲の景観との調和が図られていない状態です。	

表 6-11 太陽光発電施設の立地状況

区分	個所数（箇所）	土地面積（ha）
土地面積 10,000 ㎡以上	52	123.78
土地面積 3,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	53	31.52
土地面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	84	13.97
土地面積 1,000 ㎡未満	75	4.73
計	264	174.00

【出典：平成 29 年度笠間市都市計画基礎調査（土地利用現況の shape データ（Tochiriyou））より作成】

【太陽光発電施設設置事業の抑制区域】

■笠間市内における太陽光発電施設設置事業と住環境との調和に関する条例

（抑制区域）

第6条 市長は、豊かな自然環境が保たれ、学術上重要な自然環境を有していること、自然災害の発生が危惧される場所であることその他の事由により必要があると認めるときは、事業を行わないよう協力を求める区域（以下「抑制区域」という。）を定めることができる。

2 前項の抑制区域は、規則で定める。

3 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

（適用を受ける事業）

第7条 この条例の規定は、事業区域の面積が 10,000 平方メートルを超える事業に適用する。ただし、建築物に太陽光発電施設を設置する事業は除く。

■笠間市内における太陽光発電施設設置事業と住環境との調和に関する条例施行規則

（抑制区域）

第4条 条例第6条第2項の規則で定める抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

別表第1（第4条関係）

	該当区域	法令根拠
1	茨城県立自然公園内 自然環境保全地域 緑地環境保全地域	自然公園法 自然環境保全法
2	都市計画決定された都市施設内	都市計画法
3	茨城県土砂災害警戒区域に指定されている上部位置	土砂災害防止法

【太陽光発電施設関連ガイドライン】

■太陽光発電施設の適正な配置・管理に関するガイドライン（茨城県）

（3）施工に当たって配慮すべき事項

ア 生活環境への配慮 （略）

イ 景観への配慮

① フェンス・植栽等による対策

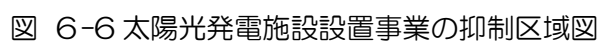
景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンスや植栽等で対策を講じること。

② 太陽光パネルの色彩等の対策

周囲と調和したできる限り目立たない色彩とすること。

③ 山並みや眺望等への対策

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、違和感を与えないように配慮すること。



第7章 今後の推進体制

7.1 景観まちづくりの推進体制

景観は市民共有の財産であり、本市の良好な景観の保全や育成を進めていくためには、行政のみならず、市民や事業者をはじめとして一人ひとりが、本市の景観の価値を再認識するとともに、景観まちづくりの理念や方針を共有した上で、お互いの役割を認識し、着実に進めていく必要があります。

本市の景観まちづくりは、市民や事業者、行政及び景観審議会、外部の支援組織などがそれぞれの役割を果たしながら、協働により景観まちづくりを推進していくものとします。

7.1.1 役割と推進体制

(1)市民

市民は、本市の有する固有の景観に対する認識を深めるとともに、自らが景観まちづくりの主体となり、私的空間の一つ一つの連続がまちの景観を形成していることを認識し、公共空間や周辺環境と調和しながら、より豊かな居住環境や地域の良好な景観をつくり出す姿勢をもつことが大切です。

景観形成にあたっては美化運動などの自主活動を基本として、所有する建築物等の美観維持・向上に努めます。

(2)事業者

事業者は、事業活動が景観形成に大きな影響を及ぼすとともに、建築物や屋外広告物が景観を構成する重要な要素であることを十分に認識し、自主的かつ積極的に良好な景観まちづくりに努めることが重要です。事業を行う際は、地域に及ぼす影響を踏まえたうえで、周辺の景観に調和した事業計画とするよう努めます。

また、地域の様々な景観まちづくりに関する活動などに参加・協力し、地域の良好な景観形成への貢献に努めます。

(3)行政（市）

行政は、国や県をはじめとした関係機関等と連携を図り、関連制度等を有効活用しながら、良好な景観まちづくりを推進するための施策を講ずるよう努めます。

また、庁内の関連する各担当課が景観を尊重した施策を推進し、良好な景観まちづくりの先導的な役割を果たす必要があります。

さらに、市民等が景観まちづくりに積極的に取組めるよう、有効な支援策等について検討します。

表 7-1 景観審議会・まちづくりアドバイザー・景観整備機構

		構 成 員	役 割
第三者組織	景観審議会	●市民の代表 ●学識経験者 ●景観関係の有識者・専門家 等	●景観施策に係る市長の諮問に応じ、調査・審議を行う ✓ 笠間市景観計画・笠間市景観条例に関する意見の聴取 ✓ 届出行為における審議及び景観形成基準に適合しないものへの措置の要請・勧告等 ✓ 景観重要建造物及び樹木の指定等に関する事項 等
	まちづくりアドバイザー	●まちづくり人材バンク（茨城まちづくりセンター）に登録されている以下の分野に関する専門家 ・都市計画 ・都市環境デザイン ・建築・住宅 ・景観 ・まちづくり活動 ・環境 ・商業 ※53名（令和2年6月時点）	●市・自治体・住民団体等が主催する講演会、ワークショップ、勉強会などに、要請に応じて派遣され、景観まちづくりに関する知識の普及・啓発を図る ●アドバイザーは、茨城まちづくりセンターを通じて派遣される
外部支援組織	景観整備機構	●一般社団法人もしくは一般財団法人又はNPO法人のうち、一定の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者で、景観行政団体が指定することができる 《茨城県内の景観整備機構》 ※令和2年3月時点 ・NPO法人茨城の暮らしと景観を考える会 ・一般社団法人茨城県建築士会 ・一般社団法人茨城県建築士事務所協会	●景観法第93条に掲げる業務を行う ・景観に関する住民の取り組みに関して情報提供等の支援 ・所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理 ・良好な景観形成に関する調査・研究等 ✓ 景観形成の担い手として公的に位置づけることが可能 ✓ 住民・市民団体・NPOの積極的な参加、役割分担が促進される ✓ 地域の景観が持続的に守り育てられるものと期待される

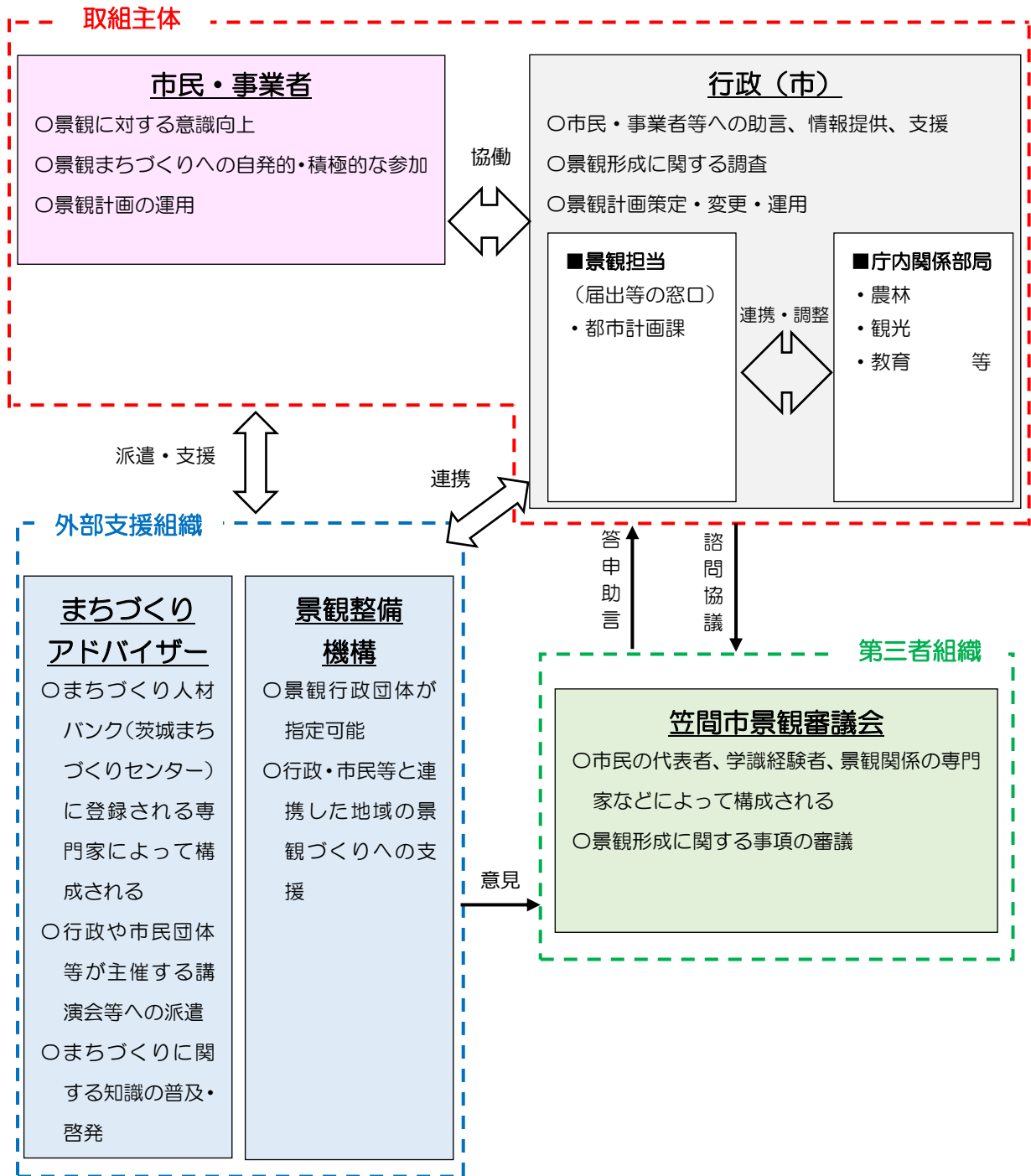


図 7-1 景観まちづくりの推進体制

7.2 景観まちづくり推進手法

景観を保全・誘導し、また景観の阻害要因を解消し、良好な景観を形成するためのまちづくりの推進に向けて、次の取り組みを行います。

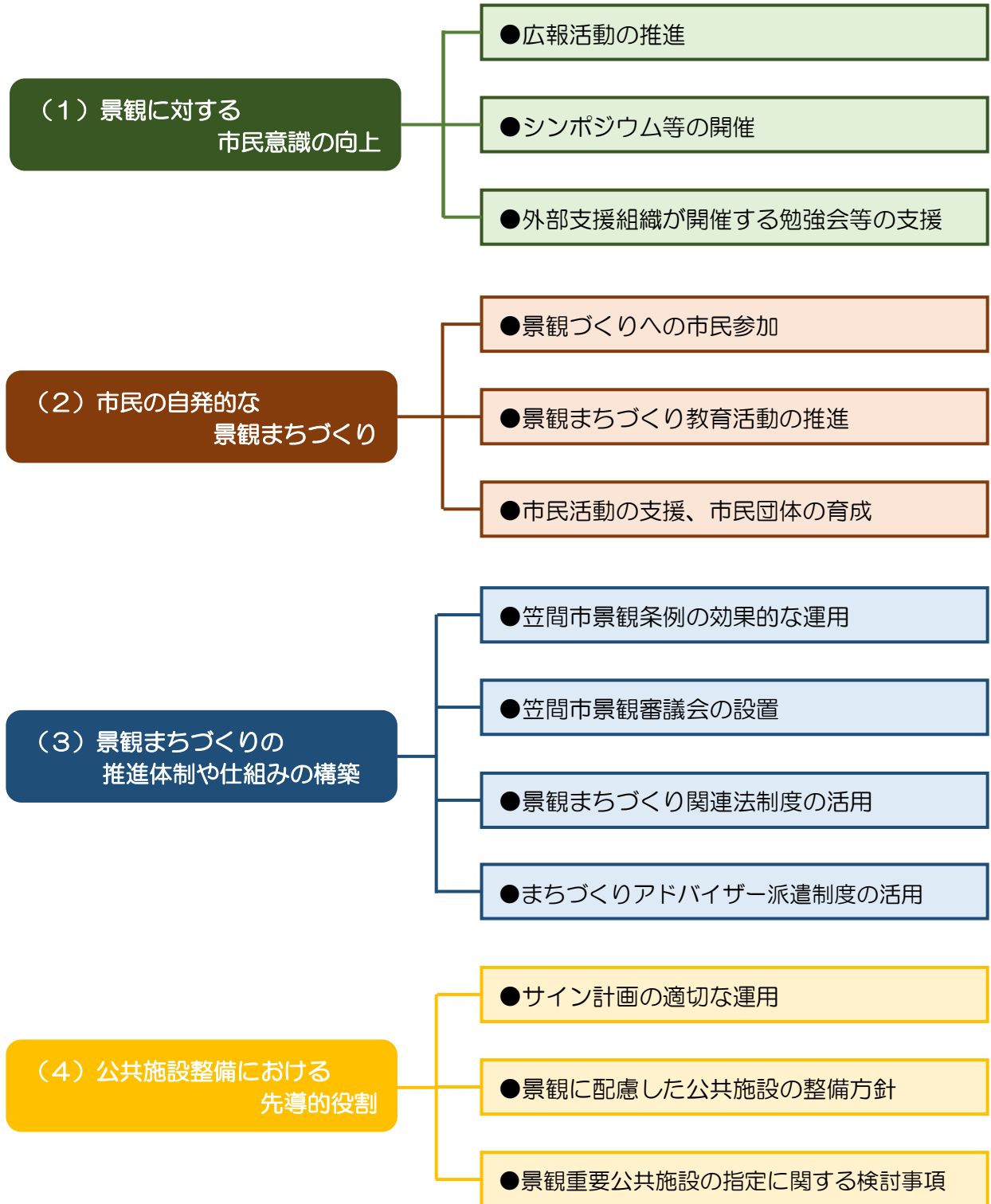


図 7-2 景観まちづくり推進手法

7.2.1 景観に対する市民意識の向上

景観まちづくりを進めていくためには、景観に対する関心を高める必要があります。市民をはじめ、事業者や来訪者等の景観に対する関心を高め、本市の景観まちづくりに対する考え方を理解してもらえるよう、啓発活動を促進します。

①広報活動の推進

【行政の取組み】

- ホームページ、広報紙、パンフレット等によるPR・情報提供
- 関係機関へ計画書の配布

【市民・事業者の取組み】

- 景観計画の内容や具体的な施策についての理解と協力



②シンポジウム等の開催

【行政の取組み】

- 景観まちづくりに関するシンポジウム・フォトコンテスト等の開催など市民が景観に関して学ぶ場の提供
- 良好な景観形成に寄与した市民や事業者等を対象とする表彰制度の導入を検討

【市民・事業者の取組み】

- 景観まちづくりに対する意識の向上



【写真出典：茨城県 HP まちづくりシンポジウム】

③外部支援組織が開催する勉強会等の支援

【行政の取組み】

- 外部支援組織が開催する景観の勉強会等を支援

【市民・事業者の取組み】

- 景観形成の主体の一つである建設業界、不動産業界、屋外広告物業界等の景観への意識向上、デザイン面での技術向上、関係条例等の遵守等



【写真出典：国土交通省 景観まちづくり講座事例集】

7.2.2 市民の自発的な景観まちづくり

景観まちづくりを進めていくためには、行政による取り組みに加えて、市民・事業者の景観まちづくりに関する活動への積極的な参加が望めます。このため、様々な主体が参加できる機会を増やします。

①景観づくりへの市民参加

【行政の取り組み】

- 市民の景観づくりへの提案を受け止めていく環境や、市民・事業者が主体的に景観整備に取り組める環境の整備

【市民・事業者の取り組み】

- 自己所有地における自主的な美化活動
- 良好な景観づくりを実現するための計画づくりや実施、管理運営への参画



【写真出典：国土交通省 景観まちづくりリーフレット】

②景観まちづくり教育活動の推進

【行政の取り組み】

- 小中学校における景観まちづくりに関連する教育活動
- 子供向けパンフレット等についての検討

【市民・事業者の取り組み】

- 次代を担う子供たちの景観美化活動への支援



③景観形成に関わる市民活動の支援、市民団体の育成

【行政の取り組み】

- 県と連携し、道路里親（ボランティアによる身近な市道の清掃・除草・花壇の手入れなど美化活動）に対する活動に必要な支援
- 景観に関する市民団体間の情報共有等のネットワーク形成支援

【市民・事業者の取り組み】

- 道路里親制度等による緑化運動や、花の植栽活動、水質浄化運動等、景観整備に関わる自主的な活動



【写真出典：茨城県 HP 道路里親制度】

7.2.3 景観まちづくりの推進体制や仕組みの構築

条例の制定や審議会等の設置、関連法や既存制度の活用により、景観の規制誘導を図っていきます。

笠間市景観条例の 効果的な運用

- 笠間市景観計画に掲げる基本理念や景観形成の基本方針等の景観施策を総合的に推進していくために、あわせて制定する「笠間市景観条例」の適切な運用や、必要に応じた適切な見直しを検討します。
- 関連する条例や要綱と連携を図り、効果的な運用を図ります。

笠間市 景観審議会の設置

- 本市の良好な景観形成に関する事項を広く審議するため、景観に関わる学識経験者や市民等で構成される「笠間市景観審議会」を設置し、景観施策に係る市長の諮問に応じ、調査・審議を行います。
- 《景観審議会の主な審議事項》
- 「笠間市景観計画」「笠間市景観条例」に関する事項
(例) 景観形成基準の精査・変更の必要性に対する意見等
 - 「笠間市景観計画」の景観形成基準に適合しないものへの措置の要請・勧告
(例) 基準に適合しない届出に対する勧告の妥当性に対する意見等
 - 景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する事項
(例) 指定もしくは指定解除に関する妥当性の評価等

景観まちづくり 関連法制度の活用

- 景観まちづくりを進める上で関連する法制度を有効に活用し、よりきめ細やかな景観の規制誘導を図ります。

《景観まちづくりの関連法制度》

景 観 法	景観計画、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協定、等
都 市 計 画 法	地区計画、等
建 築 基 準 法	建築協定、連担建築物設計制度、等
都 市 緑 地 法	市民緑地、緑地保全地域、緑地協定、等
文化財保護法	重要文化的景観、登録有形文化財（建造物）、等

まちづくりアドバイ ザー派遣制度の活用

- 茨城まちづくりセンターが運用する「まちづくりアドバイザー派遣制度」を活用し、景観まちづくりに関する専門的な助言・指導を仰ぎます。
- 景観まちづくりに関する講演会やワークショップ等の主催者（市、市民団体等）から茨城まちづくりセンターへ派遣の要請をし、センターが企画テーマに応じて適当なアドバイザーを選任・派遣します。
- アドバイザーは、派遣先において専門的知見から助言・指導を行うとともに、景観まちづくりに関する知識の普及・啓発に努めます。

7.2.4 公共施設整備における先導的役割

道路、河川、公園その他の公共施設は、良好な景観を形成していく上で大きな要素を占めています。これらの整備の際は、良好な景観形成に努めます。

サイン計画の適切な運用

●笠間市サイン計画を運用し、公共施設や公共サインのデザイン的な向上を図るとともに、整備主体である行政が良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めます。

公共サインは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識、案内誘導板等の総称で、公的機関が設置主体となり、公共性のある様々な情報を分かりやすく表現するとともに、魅力あるまちの演出をするための役割を担っています。

笠間市では、まちの魅力を高め、市民や来訪者にとってわかりやすい公共サインとなるよう、景観に配慮した色彩の基準や、記載内容の基準化、また「標準案内用図記号ガイドライン改訂版（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）」に基づくピクトグラムの作成基準等を踏まえ、「笠間市サイン計画（平成6年）」の見直しや屋外広告物の独自条例の制定などを今後検討します。

【公共サインに関する検討事項】

「まちとつながるサイン 事例編（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会）」に掲載された屋外広告の優良事例。



神奈川県鎌倉市や富山県射水市の優良事例

「標準案内用図記号ガイドライン改訂版（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）」に示されたピクトグラム※の表記の基準例

今後、これらの優良事例や標準形式を踏まえながら、本市独自のサイン計画や屋外広告物条例の見直し・策定を検討します。

1 公共・一般施設 Public Facilities					
					
充電コーナー Charge point	自動販売機 Vending machine	海外発行カード対応ATM ATM for overseas cards	無線LAN Wireless LAN	礼拝室 Prayer room	
2 交通施設 Transport Facilities		3 商業施設 Commercial Facilities		4 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities	
					
駅事務室 / 駅係員 Station office / Station staff	一般車 Car	レンタサイクル / シェアサイクル Rental bicycle / Bicycle sharing	コンビニエンスストア Convenience store	イヤホンガイド Audio guide	
5 安全 Safety		6 禁止 Prohibition		7 注意 Warning	
					
列車の非常停止ボタン Emergency train stop button		ホームドア：たてかけない Do not lean objects on the platform door			
		ホームドア：乗り越えない Do not lean over the platform door			
		ホームドア：手を挟まないよう注意 Caution, closing doors			
9 アクセシブル Accessible (新分類)					
					
オストメイト用設備 / オストメイト Facilities for Ostomy / Ostomate	コミュニケーション Communication in the specified language	コミュニケーション：筆談対応 Communication : Writing			

※ピクトグラム …絵文字、絵単語。事物や情報から視覚イメージを抽象化し、シンプルな図記号により表したものの。

【参考】ユニバーサルデザインとの調整について

点字ブロックや、手すり、ピクトグラム等、市内には、ユニバーサルに配慮したデザインが溢れています。特に点字ブロックなどは、黄色に着色され、かなり目立つ色になっています。実はこの「黄色」には意味があり、周囲の路面や床面の色と、明度や輝度の差をつける為に、このような色に設定されています（輝度対比で 2.5 程度）。これらの色の差があると、弱視者にも見えやすく、利用しやすいとされています。

景観形成では、周辺環境と調和した色彩設定が重要である一方で、これら「色」に意味があるものは、これらの決まりを優先しつつ、ユニバーサルデザインの制度や新技術等の動きをふまえ、景観との一層の調和に努め、あらゆる人が生活しやすいまちづくりを進めます。



点字ブロックの色は「黄色」



避難誘導灯は「緑」。火の色と補色関係にあり、火災の際に見えやすい。

景観に配慮した
公共施設の整備方針

- 公共施設の整備においては、地域の良好な景観形成において先導的な役割を果たすため、質の高いデザインとなるよう配慮します。
- 公募型プロポーザル方式や、デザインコンペ等を積極的に取り入れ、事業者の選定を行うことで、優れたデザインの公共施設の整備を図ります。

【良好な景観形成に向けた道路の整備】

- 道路については、景観形成上、特に重要な公共施設であるため、次の方向性により整備・管理を進めます。

○街路樹や植栽等の整備と適正な維持管理



街路樹・植栽が管理されるとともに路側帯がみかげ石で舗装され、美観が行き届いている例（県道311号笠間停車場線）

○景観街路の整備

○電線地中化の推進



電線地中化により美しいまち並みが形成された例（出典：国土省 無電柱化の推進）

○工作物等の道路占用許可の適切な運用



景観に配慮した舗装の仕上げにより、周辺と一体性のある景観が形成された例（笠間稲荷門前通り）



道路空間と併せて、景観に配慮したポケットパークの整備など、美観かつ親しみのある公共空間を形成した例（ギャラリーロード）

【良好な景観形成に向けた河川の整備】

- 河川については、河川管理者や市民と協働しながら、周辺の景観や地域整備に調和した、親水性のある良好な水辺空間づくりを進めます。



河川敷をサイクリングロードとして整備することにより、四季折々の景色を楽しむことができる空間が形成された例（石岡市：恋瀬川サイクリングロード）



「ふるさとの川整備事業」により、市民の憩いの場として親しまれ、河川沿いの特徴的な景観が形成された例（赤坂の廻沼川沿い）

【景観に配慮した公共施設の整備の例】

～地域交流センターいわま「あたご」～

コンセプト

- ①みんなが集まる施設づくり
- ②市民参加による施設づくり
- ③地場のものを使った施設づくり

景観への配慮

- プロポーザル※による設計者の選定
- 駅舎と色調を合わせたデザイン

・屋根や外壁の色を、隣接する岩間駅の外壁色に合わせることで、地域景観の統一を図ります。

- 地場材料の積極的活用による笠間らしい景観形成

- ・束石やアプローチに稲田みかげ石を使用し、高質感のある施設の景観を演出します。
- ・擁壁の外構デザインに、笠間焼のレリーフを使用し、笠間らしい景観づくりに配慮します。



稲田みかげ石を使用した束石やアプローチ



笠間焼を使用したレリーフ

景観重要公共施設の
指定に関する検討事項

- 良好な景観形成を図るため、道路、河川、都市公園等、特に景観形成に重要となる公共施設について、景観法に定める景観重要公共施設の指定に関して、今後、必要に応じて管理者との協議のうえ、位置づけを検討します。

【景観重要公共施設の指定の例】

- 公共施設そのものが地域の景観の骨格をなす主要な構成要素となっており、広く「良好な景観」と認識されているもの（例：道路・河川 等）
- 歴史的な建築物等との調和が求められる道路等
- シンボルロード等、地域の顔となるような良好な景観の形成を目的の一つとした、公共施設の整備を行う場合等

《事例》



河川（鴨川：京都市）



歴史的まち並みと調和した
道路（金沢市）



シンボルロード（鎌倉）



地域の景観と一体となった
道路等の整備（港区）

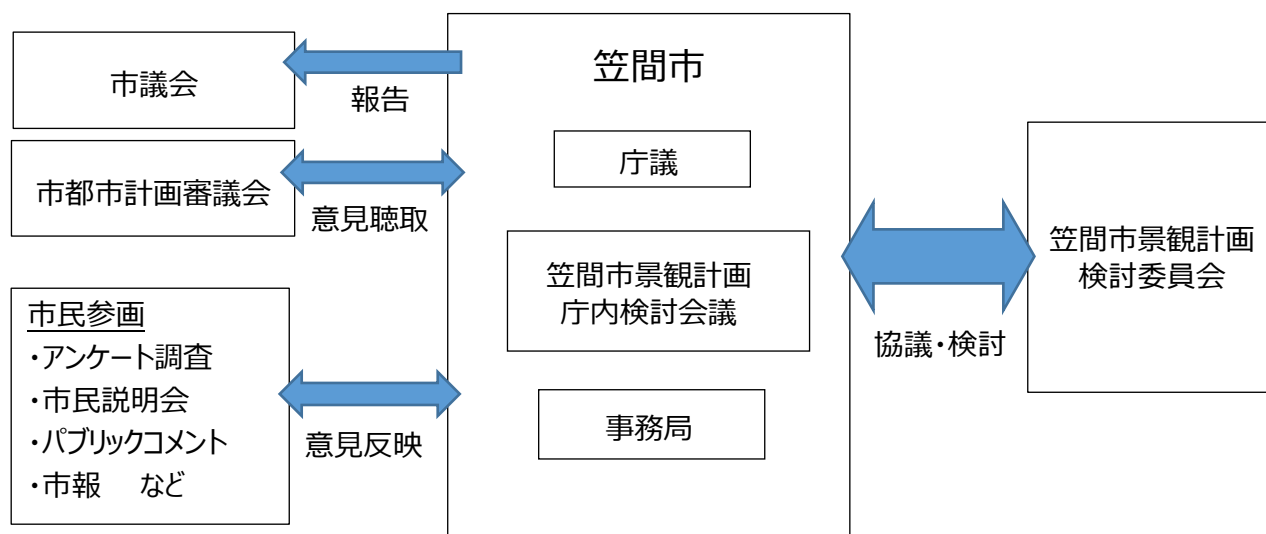
【指定に関する検討事項】

- 整備にあたって景観上配慮すべき事項の検討
- 景観計画における景観形成基準、行為の制限に関する事項との整合
- 景観形成のイメージの具体化
- 具体的な景観形成基準

※プロポーザル（方式） …「企画、提案」を意味し、主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行ったものを選定すること。

参考資料

■ 景観計画策定体制



○笠間市景観計画検討委員会（１０名）

計画策定のため、本市の都市計画やまちづくりに関する見地を有する者、各種組織・団体、行政機関によって構成し、主に計画内容を協議・検討する役割を担います。

（敬称略）

所属等	氏名	備考
茨城大学理工学研究科（工学野）准教授	熊澤 貴之	委員長
笠間市都市計画審議会	野上 寛子	副委員長
笠間市議会	畑岡 洋二 大貫 千尋	(～R2.12.15) (R2.12.18～)
笠間市農業委員会	小幡 耕一 藤吉 智司 永田 良夫	(～R 元.5.27) (R 元.5.28～) (R3.2.9 藤吉委員代理)
笠間市文化財保護審議会	幾浦 忠男	
笠間市環境審議会	吉武 和治郎	
笠間市区長会	塙 恵喜	
笠間市商工会	岡村 浩	
笠間観光協会	本間 敬	
茨城県水戸土木事務所	肥高 孝之 鯉渕 宏一 皆川 和彦	(～H31.3.31) (H31.4.1～R2.3.31) (R2.4.1～)

○笠間市景観計画庁内検討会議

計画策定のため、庁内の関係各課によって構成される検討組織。景観に関する施策について、連携・調整、情報共有を図り、計画に反映します。

部等	課室	景観関連分野
市長公室	秘書課	広報
	企画政策課	地域デザイン
総務部	資産経営課	公共施設
市民生活部	市民活動課	市民連携
	環境保全課	環境・自然景観
産業経済部	農政課	農地・農村集落
	商工課	地場産材活用
	観光課	観光資源
都市建設部	建設課	道路景観
	管理課	公園・道路景観
	都市計画課	まち並み景観（事務局）
	まちづくり推進課（H30）	市街地・門前通り
	空家政策推進室	空家・空地
教育委員会	生涯学習課	文化財・歴史的景観
部外	農業委員会	耕作放棄地対策

■ 策定経緯

日付		項目	内容
平成 30 年	9 月 3 日	第 1 回庁内検討会議	・笠間市景観計画策定方針について
	10 月 30 日	第 1 回検討委員会	・笠間市景観計画の概要と本市における策定方針について ・笠間市の景観に関するアンケート調査票について
	11 月 17 日 ～12 月 31 日	笠間市の景観に関する 市民アンケート	
令和元年	6 月 17 日	第 2 回庁内検討会議	・景観計画の策定方針について
	7 月 3 日	第 2 回検討委員会	・景観に関するアンケート調査結果の報告について ・景観計画の策定方針について
	11 月 12 日	第 3 回庁内検討会議	・景観行政団体移行までのスケジュール ・地区別景観形成方針について
	11 月 29 日	第 3 回検討委員会	・地区別景観形成方針について ・景観行政団体移行の進捗報告について
令和 2 年	2 月 1 日	景観行政団体へ移行	
	4 月 16 日 ～4 月 22 日	第 4 回庁内検討会議 (書面開催)	・景観づくりに向けた施策について ・今後の推進体制について
	5 月 15 日 ～5 月 27 日	第 4 回検討委員会 (書面開催)	・景観づくりに向けた施策について ・今後の推進体制について
	8 月 26 日	第 5 回庁内検討会議	・笠間市景観計画（素案）について
	9 月 24 日	第 5 回検討委員会	・笠間市景観計画（素案）について
	11 月 26 日 11 月 29 日	市民説明会	・笠間市景観計画（案）について
	12 月 9 日 ～12 月 28 日	パブリックコメント	・笠間市景観計画（案）について
令和 3 年	1 月 15 日	第 6 回庁内検討会議	・笠間市景観計画（案）について ・市民説明会及びパブリックコメントについて
	2 月 9 日	第 6 回検討委員会	・笠間市景観計画（案）について ・市民説明会及びパブリックコメントについて
	2 月 22 日	市都市計画審議会	・笠間市景観計画（案）について
	3 月 31 日	計画策定	

笠間市景観計画

令和3年（2021年）3月 策定

＜編集・発行＞

笠間市 都市建設部 都市計画課

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

電話 0296-77-1101（代表）



笠間市

